

目 次

○第1号（12月3日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 3 一般質問について	7
◇清水健一君	7
◇南 千晴君	16
◇杉井保夫君	31
◇早坂 通君	42
◇山口宗一君	56
◇柳田キミ子君	69
日程第 4 議案第88号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第7号）に ついて	78
日程第 5 請願・陳情について	86
散 会	87

○第2号（12月12日）

議事日程 第2号	89
本日の会議に付した事件	89
出席議員	90
欠席議員	90
説明のため出席した者	90
事務局職員出席者	90
開 議	91

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	9 1
日程第 2	同意第 6 号 榛東村監査委員の選任について……………	9 1
日程第 3	議案第 8 4 号 榛東村地域の元気臨時交付金事業基金条例について……………	9 2
日程第 4	議案第 8 5 号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例に ついて……………	9 5
日程第 5	議案第 8 6 号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について……………	9 8
日程第 6	議案第 8 7 号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例に ついて……………	9 9
日程第 7	議案第 8 9 号 平成 2 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 8 号）に ついて……………	1 0 2
日程第 8	議案第 9 0 号 平成 2 5 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 1 4
日程第 9	議案第 9 1 号 平成 2 5 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予 算（第 3 号）について……………	1 1 6
日程第 1 0	議案第 9 2 号 平成 2 5 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 3 号）について……………	1 1 8
日程第 1 1	議案第 9 3 号 平成 2 5 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 4 号）について……………	1 2 0
日程第 1 2	議案第 9 4 号 平成 2 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 9 号）に ついて……………	1 2 2
日程第 1 3	請願・陳情について……………	1 2 4
日程第 1 4	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 2 7
日程第 1 5	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 2 7
日程第 1 6	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	1 2 7
日程第 1 7	議員派遣について……………	1 2 7
議長挨拶……………		1 2 8
閉 会……………		1 2 9

平成 2 5 年第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

1 2 月 3 日 (火)

平成25年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

平成25年12月3日（火曜日）

議事日程 第1号

平成25年12月3日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 一般質問について
 - 日程第 4 議案第88号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について
 - 日程第 5 請願・陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

ただいま榛東中学校の吹奏楽、大変心が温まる静かな演奏を聞き、また我々も緊張したわけでございます。これから12月議会に向けて、皆さんの一層のご審議をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成25年第4回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用なところ、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。

また、榛東中学校吹奏楽部の皆様には、先日の大洗町のあんこう祭りも同様、すばらしい演奏を聞かせていただき、感謝を申し上げます。今後も練習を重ねてご活躍くださることをご期待申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

さて、ことしも残りわずかとなりましたが、突然、中国が沖縄県の尖閣諸島を含む東シナ海の大半に防空識別圏を設定しました。防空識別圏は、不審機による領空侵犯を防ぐため領空の外側に設定され、戦闘機による緊急発進で、警告するか否かの線引きです。国際法には根拠はありませんが、領空での衝突を避ける知恵として各国がお互いに配慮しながらつけてきました。そこに中国は突如、日本が長年維持してきた防空識別圏と重なる形で線を引き、圏内を飛ぶ全ての航空機に計画書の提出を求め、応じないと防衛的緊急措置を行うとするものです。日本の尖閣国有化に対し繰り返してきた領海侵犯を領空侵犯にまで広げるつもりで、まさに傍若無人であります。

尖閣諸島は日本の領土で日米安全保障条約の対象であり、米中の軍事的な緊張感も高まっております。このままでは超音速で飛行するお互いの戦闘機が接近し、銃火を交える最悪の事態も招きかねません。米国では国務省と国防書の両長官が即座に中国を激しく批判していました。中国と防空識別圏が重なる韓国も反発しています。発足から1年を迎えた習近平政権は国内でも報道管制を強め、治安維持を名目に国民への弾圧を繰り返しています。減速する経済や拡大する貧富に対する不満、少数民族問題から目をそらす狙いもあります。一方で、党内基盤が盤石でない政権が軍部の強硬派に配慮していると言われております。防空識別圏の設定により、東シナ海での挑発が軍部の裁量に委ねられることとしたら、歯どめが効かなくなるおそれがあります。日本は冷静に対処していただきたい。中国の識別圏を認めないのは当然だが、国際社会と連携し、不測の衝突を避ける回路も探るべきであります。

くしくも内閣府の世論調査で、中国との親しみを覚えない人は80.7%と、過去最悪となりました。国民感情までわだかまりが募り始めています。経済や民間の交流が復活しつつあっただけに残念でなりません。後戻りできなくなる前に中国は自省し、対話のテーブルにつくべきだと思います。

それでは、本定例会につきましては、通告がありました6名の議員による一般質問、条例の制定や一部改正、補正予算、請願・陳情など、数多くの重要案件が提案されております。議員各位におかれましては、十分にご審議をお願いいたします。

なお、最近、議場内の規律に乱れが生じております。榛東村議会会議規則第99条、議員の離席、議員は会議中みだりに議席を離れてはならないとあります。本条文は執行部側にも適用しています。みだりに席を離れることを厳に慎むよう注意をしておきます。

これから真冬に向け、寒さも一段と厳しくなっておりますが、議員各位におかれましては十分ご自愛の上、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

それでは、ただいまから平成25年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職の出席を求めています、全員出席であります。

直ちにお手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって議長において指名を行います。

11番岩田好雄君及び12番岸昭勝君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から12月12日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの10日間と決定いたしました。

◇

◎村長提出議案の概要説明

○議長（高橋 正君） ここで、村長より本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 改めまして、おはようございます。

平成25年榛東議会第4回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

第4回定例会が本日3日から12日までの10日間開催いただくことに、まずもって御礼を申し上げます。

す。

先ほどは、榛東中学校吹奏楽部による演奏を聞かせていただき、緊張感も幾分かほぐれ、心が和んできました。また、さきの大洗あんこう祭りにおいても、榛東中吹奏楽部の皆さんには実力を発揮した演奏を行っていただき、多くの方々を感銘させたことは榛東村の誇りであり、大変うれしく思っているところでございます。

さて、早いもので、ことしも残すところあとわずかとなってまいりました。議員の皆様方はもとより、村民皆様には、村の発展と行政運営に対し、特段のご尽力とご協力を賜りましたことを、この場をおかりしまして感謝を申し上げますところでございます。

さて、国会においてはねじれ国会が解消し、安倍総理は所信表明演説で、決める政治の実現を挙げ、成長戦略の実行に意欲と自信を示しております。所信演説の中で、本田宗一郎さんが社員に述べた一節を取り上げ、チャレンジして失敗してもそれは前進への足跡であり、大いに奨励すべきもの、しかし、失敗を恐れて何もしないのは最低だと述べ、先人たちの功績をたたえております。これは榛東村にも言えることであります。失敗を恐れず、攻めの行政は、さらに村を発展させるために必要なことと私は考えております。

経済においては、アベノミクスの効果のあらわれかわかりませんが、円高から円安になり、自動車関連企業など好調な収益を上げております。県内においても、経済状況は景気の持ち直しが続いているとの兆しを見せておるところであります。今後においては、東京五輪誘致も決定したことから、さらにより方向へと向かうことを確信しております。

来年4月より消費税率が現行の5%から8%へ引き上げられることになり、低所得者に対する簡素な給付措置について、住民税が課税されていない世帯には、1人当たり1万円から1万5,000円を給付することを閣議決定しておりますが、住民税を納めている低所得者対策の具体的な政策はまだ見えていない状況であります。消費税率引き上げについてはさまざまな相談等があることから、これに対応する群馬県においては、改正地方税法に関する相談については総務部税務課で、消費税の転嫁を阻害する表示及びカルテルに関することについては生活文化スポーツ部消費生活課で、消費税の転嫁拒否等の行為及び転嫁カルテルに関することについては産業経済部産業政策課が、それぞれ担当することになりました。村においては、消費税転嫁対策特別措置法にかかわる情報受付窓口及び情報通知窓口を総務課に設置し、その他の消費税関係につきましては、その内容によりそれぞれの所管で取り扱うこととしましたので、ご承知願いたいと思います。

さて、市町村の財源については、年々厳しさを増してきている状況の中で、償却資産にかかわる固定資産税について、経済産業省及び産業界から抜本的見直しを求める要望が提出されており、これを受けて、自民党税制調査会において平成26年度税制改正が議論されております。固定資産税は市町村の重要な財源でありますので、減収となる改正だけは避けていただきたいと願っております。また、ゴルフ場利用税及び自動車取得税も、それぞれ税収の7割が市町村に交付される貴重な財源でありま

す。政府・与党はゴルフ場利用税について来年度も存続させる方針をかためたとありますが、今後においても、市町村の貴重な財源であることに配慮していただきたいと思っております。

また、農業政策においては、1970年に米の生産調整のため減反に乗り出した政策も、2018年度に廃止する方針を決定し、約半世紀続いた生産調整に幕を引くこととなりましたが、農業者に不利にならないような政策も考えていただきたいものであります。

特定秘密保護法案については、10月25日閣議決定され、11月26日、衆議院本会議で可決、27日から参議院本会議で審議となりました。特定秘密は乱造されて情報統制が強まり、国民の知る権利が損なわれることが心配されているところではありますが、今後の行方を見守りたいと思います。

さて、村においては、11月末で住宅リフォーム助成申請が67件、住宅用太陽光発電補助申請が35件申請され、利用者から好評の声が寄せられております。また、月末の日曜日に行われている税務相談においても多くの方々に利用していただいております。その成果も大であります。経済の活性化では、大学連携モデルを生かし、地域活性化基本計画を作成しており、年度内にはでき上がる予定です。そのほかにも、企業誘致に向けて検討会も始めております。その他、地域資源を生かした先進的で維持可能な事業化への取り組みを促進し、地域での経済循環の手助けも行っております。まだまだやらなくてはならないことが山積しておりますが、これらも議員皆様方のご協力をいただき、村民と一丸となって村の発展のために事業を進めたいと考えておりますので、どうぞこれからもお力添えをお願いいたします。

それでは、今回上程された主な議案等について説明申し上げます。

まず、任期満了に伴う榛東村監査委員の選任について同意を求めるものであります。

次に、条例関係ですが、榛東村地域の元気臨時交付金事業基金条例につきましては、地域の元気臨時交付金が次年度に充当できるように基金を設置するものであります。

榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例、榛東村下水道条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴う改正であります。

榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例につきましては、平成26年度から預かり保育時間延長に伴うものでございます。

次に、補正予算でございますが、一般会計、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、学校給食事業特別会計の5会計について補正の必要が生じたので、提出させていただきました。

一般会計においては、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に伴うもの及び地域の元気臨時交付金の確定見込み等に伴うものが主なものとなっております。

特別会計においても、事業費確定見込み等に伴うものが主なものとなっております。

以上が本会議に上程させていただく主な内容となっております。よろしく審議の上、議決をお願い申し上げます。説明及び挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。

◇

◎日程第3 一般質問について

○議長（高橋 正君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届出順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いいたします。

時間に制約がございますので、質問に対し簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

それでは、質問順位1番清水健一君の質問を許可いたします。

1番清水健一君。

〔1番 清水健一君登壇〕

○1番（清水健一君） 皆様おはようございます。議席番号1番公明党の清水健一でございます。

8月上旬の新聞報道によりますと、都道府県別生命表、平均寿命では、群馬県は男子28位、女子40位と、全国下位の結果でありました。しかし、我が榛東村を都道府県別生命表、平均寿命に当てはめてみますと、男子4位、女子15位と上位にランクされております。県内平均寿命でも、男子80.3歳で第1位、女子86.6歳で第3位となっております。大変に素晴らしいことだと思います。そこで、長寿社会の対応についてお聞きします。

2点目に、がんは日本において死因の第1位となり、年間30万人以上の方ががんで亡くなっています。がんの中でも、日本人に最も多い胃がんの患者数は21万人とされ、年間約5万人の方が亡くなっております。そこで、村民の健康を守る健診の充実について、胃がんリスク検診の導入についてお聞きします。

以降、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 通告に従いまして質問させていただきます。

今回の都道府県ごとの平均寿命のトップは、男女ともに長野県でありました。その要因としては、野菜摂取量、高齢者の労働率が全国一であるとして、働く場の確保と労働寿命を延ばすこと、健康指導、予防治療が重要との結論です。榛東村も全国レベル、県レベルで平均寿命は上位にランクされていますが、その要因はどんなことが考えられますか。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） ゼロ歳の平均余命を示す平均寿命は国勢調査の値から求められており、平成22年度における本村の男女は、それぞれ群馬県下でも上位となりました。5年ごと

に行われる国勢調査とともに、平均寿命も公表されております。このことから、平成12年、17年、22年の平均寿命を調べたところ、男性は平成12年と17年がそれぞれ78.4歳、22年が80.3歳、女性は平成12年が84.9歳、平成17年と22年がそれぞれ86.6歳という内容でした。この値から、県内の順位は、女性は平成12年が6位、17年が2位、22年が3位で、男性は平成12年が8位、17年が13位、22年が1位となりました。

本村の女性の平均寿命は、平成12年から群馬県の平均よりも高く、男性は平成17年と22年が県平均より高い値で、平成22年は1位となりました。本村の男性の平均寿命が女性の値に近づいたことは大変好ましいことですが、女性の平均寿命は平成17年と22年が同数で、上げどまりとも見受けられます。平均寿命は保健福祉の水準を総合的に示す指標と言われております。各自治体で取り組んでいる高齢者福祉などの行政サービスを評価する1つの指標と認識しております。

今回の順位に結びついた要因につきましては、長年にわたる村と社会福祉協議会の全般的な取り組みが効をなしたものと分析している次第です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 高齢者福祉につきましては、先ほども申し上げましたように、社会福祉協議会の協力がなければ、これはなし遂げるわけにはいきません。今後も、社会福祉協議会とともに高齢者福祉のサービス向上に取り組む所存であります。特に、シルバー人材センターでは、高齢者の生きがい対策の重要な役割を果たしているということから、さらなる充実を図ってまいりたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 平均寿命においてトップクラスにランクされている要因をお聞きしました。村として今後、村民の健康増進や健康寿命をさらに延ばすために、これから施す施策は何か考えていますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 平均寿命の現在の数値をさらに延ばすということの提案でございまして、今年度も実施しておりますグランドゴルフ場の整備や、それから、文化活動においても、みずからが得意とする分野への積極的な参加をしてもらうことによって、先ほど長野県の例が出ましたけれども、そういった面には、本当に携わることによって健康も保てるんじゃないかというふうにも考えております。そういった中で、仲間との交流で生きがいという目的を持って行動できる環境づくりが大事ではないかというふうにも考えております。そのような観点から、議員さん初め多くの人たちのご意見を聞き、よい事案につきましてはこれからも積極的に取り入れてまいります。

また、健康長寿を手助けする意味からも、今まで行っておりました住民基本健診のワンコイン事業、500円ですね、これを精査しましたところ、平成26年度から無料として住民の健診意欲を高め、そして、健康長寿のむらづくりに励みたいと、こんなふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 次に、介護を受けたり病気にならずに生活できる期間をあらゆる健康寿命での群馬県の順位は、男性10位、女性2位と、上位にランクされています。片や村内には介護施設が多くあり、また新たな施設が建設されたようですが、村内施設での村内者、村外者の介護施設の利用割合は現在何人ですか。また、施設に入所できない待機者は何人いますか。お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） お答えをさせていただきます。

現在、村内に入所施設が8施設あります。ただ、介護保険サービス側から介護施設とするのは、介護老人福祉施設しんとう苑、これは特別養護老人ホームですが、定員で70名、村内の入居者は38名でございます。それから、介護老人保健施設喜望峰、これが定員80名、村内の入居者は27名、それと介護療養型医療施設榛東さいとう医院、これは定員8名でございますが、現在、介護関係の入所者はございません。医療適用で村内者が1名入所しているということです。それから、認知症対応型共同生活介護、一般的にグループホームと称する施設でございます。結芽と申しますが、これが定員が9名で、村内の入所者が9名でございます。4施設の定員で167名でございます。そのうち、村内の入居者は74名でございます。

その他の施設は高齢者の保健福祉計画等による施設でございまして、まず、軽費老人ホーム、ぶどう苑というのがございます。これが定員が10名、村内からの入居者は5名、それから、住宅型有料老人ホーム、柿の木坂有料老人ホーム、これが定員が10名、村内の入居者は7名、それから、介護つき有料老人ホーム新井、定員35名、村内入居者9名、それから、サービスつき高齢者向け住宅、ニコットプラスといいます。これは11月1日に開所したばかりでございまして、定員は18名ですが、村内入居者が4名、村外者が1名ということで、まだ入居者が全部で5名ということでございます。徐々に入所者をふやさないと、施設側の体制が整い切らないというような状況があるようでございます。4施設の定員で73名となっております。村内からの入所者が24名でございます。

合計で8施設、定員240名、うち村内からの入所者99名でございます。また、群馬県が平成25年5月1日での情報により取りまとめまして、10月2日付で通知をされました資料によりまして、榛東村を保険者とする特別養護老人ホームの入所待機者ですが、41人というふうになっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 介護保険制度からすると、村外者利用の転入により住民の保険料負担がふえると思いますが、その対策はどのようになっていますか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 先ほど説明をいたしました介護施設の8施設のうち、認知症対応型共同生活介護、グループホーム結芽以外の施設は住所地特例の適用施設でございます。前住所地の市町村の介護保険被保険者としますので、村外者の利用による保険料への直接的な影響はありません。

また、グループホームは地域密着型サービスと位置づけられ、村内者だけ入所できる施設でございます。しかし、村内にたくさんの施設ができれば村内からの入所者がふえて、結果、給付費の多少の増額につながる傾向はございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 在宅介護希望者が年々ふえていると聞いていますが、現状の対応と、今後どのような対策を考えていますか。お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 平成25年10月、本年10月分の介護保険事業報告ということで、介護保険の状況を国に報告している数値でございます。それでお話をさせていただきます。

第1号被保険者数3,134人、これは65歳以上の保険者でございます。このうち要介護・要支援の認定を受けている方が榛東村全部で565人、このうち居宅介護、介護予防サービス受給者、これが331人、地域密着型、これは介護予防ですが、サービス受給者17人、それから施設介護サービス受給者125人、計で473人となっております。565人の認定を受けた中で473人がサービスを利用している状況でございます。

これが平成24年度の決算では、居宅介護サービス費が、概算でございますが3億1,800万円、それから施設介護サービス給付費は3億7,500万円となっております。要介護度の関係もありますが、単純に1人当たりの給付費で、居宅介護96万円、施設介護では300万円となります。在宅介護がふえれば給付費の増嵩傾向が抑制されまして、保険料の増嵩も抑制される期待ができます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 介護される方は、家族的、そしてまた家族構成で許されるということであれば、やはり在宅介護を望んでいるというふうに思っております。その望みを少しでも聞き入れていただきたいということで、村では、平成24年度から介護慰労金を増額し、日ごろから在宅にて対象者の方を介護をされている介護者へねぎらいの気持ちを込めて支給をしているところであります。今後、予算措置で許されるならば、それらも見直していきたいと、こんなふうに思っております。平成24年度から倍額で在宅介護を見ている方には支給しているということによってやっております。

それから、先ほど課長から答弁がありましたように、在宅介護がふえれば給付費の増加傾向も抑えられるんじゃないかというような利点もあるので、そういったところもしっかり検査をして進めたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 公明党の坂口元厚生労働相が「働く年齢延びれば医療費も削減」と題し、講演しました。その中で、健康寿命が長い人は自分で排泄、食事が何とか可能な人であるが、多くの健康寿命者も疾病と共存し、薬漬けの毎日を送っている。それでは健康寿命が延びても医療費の削減には結びつかない。もう一步進めて、労働寿命の延長こそ高齢社会を乗り切る道であることを提案した労働寿命という概念はまだ確立していませんが、働く年齢を延ばすことが健康維持にも結びつき、保険料や税を支払う側に回ることで財政の健全化にも役立つ。それでは働く場所があるのか。つくり出す以外にない。人から雇われるのではなく、みずから雇う自営業や共同出資、共同経営、共同労働の支え合う働き方などをつくり出すことだと、問題提起しています。

長寿社会の対応について、健康管理、予防治療の啓発と並行して、働く場の確保と労働寿命を延ばすことを村としてしっかり取り組んでいくことが大事だと思います。

続きまして、次の質問事項に移ります。

がん検診についてであります。日本人のがんによる死亡は、昭和56年に脳卒中を上回って死因の第1位となり、国民の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっております。国も約30年にわたりがん対策を行ってきましたが、がん対策が十分に成果を上げているとは言えない状況であります。なぜ成果が上がらないのか。地域や病院によって、治療の内容やレベルに格差が生じている、がん治療の専門医が圧倒的に不足しているなどがありますが、一番の問題点は、がん治療は早期発見・早期治療が必要不可欠であるにもかかわらず、日本では、がん検診の受診率が10%から20%と極めて低いこととあります。

そこで、本村のがん検診の受診者数と受診率をお伺いします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） がん検診のトータルとしての件数でございますが、平成22年度

からの数字でございます。平成22年度のがん検診の対象者、4,142名、この対象者につきましては実数ということではなく、国のほうから示されております基準というようなことではじいている数字ということでご承知をお願いしたいと思います。平成22年度で対象者が4,142人、受診者が924人、受診率で22.3%、このうち要精検者75人、それから、がんの発見者はゼロという結果でした。それから、平成23年度の対象者4,109人、受診者で935人、受診率が22.8%、このうち要精検者が76人、がん発見者4名ということでございました。それから、平成24年度、対象者が4,155人、受診者が920人、受診率22.1%、この年は要精検者が107人、がんの発見4人という結果でございました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） がんの中でも日本人に最も多いのが胃がんであります。患者数は約21万人とされ、年間5万人が亡くなっております。そこで、長年、胃がんとピロリ菌の関係が研究されてきました。胃がんとピロリ菌の関係を知っていますか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 清水議員からの通告をいただきまして、聞いたことはあったんですが、ちょっと調べて勉強させていただきました。

胃がんの原因のほとんどがピロリ菌感染であるということがわかっているようでございます。また、ピロリ菌感染の期間が長いと、胃がんになりやすい萎縮性胃炎ということになるそうです。ただ、1つ誤解をしないように注意がありました。胃がんになりやすいか否かのリスク、危険度を分類する検診でありまして、バリウム検診や胃内視鏡検査のような直接胃がんを見つける検診でないと、そこは気をつけてくださいということでした。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） ピロリ菌はWHO世界保健機構から確実な発がん因子に認定されています。これは、たばこやアスベストと同じ分類に入ります。胃がんにはピロリ菌感染が深くかかわっています。ピロリ菌感染のない人から胃がんが発生することはごくまれです。そこで、近年では、ピロリ菌感染の有無を調べる胃がんリスク検診、別名ABC検診が行われております。胃がんリスク検診を知っていますか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） これも名前を聞いたことはありましたが、細かい内容について

今回勉強させていただきました。私のほうから紹介させていただいてよろしいですか。

〔「どうぞ」の声あり〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 胃がんのリスク検診、ABC検査とは、血液を採血するだけの簡便な検査で、食いどめなど食事制限もないそうです。ピロリ菌感染の有無、血清ピロリ菌抗体と胃粘膜萎縮の程度、血清ペプシノゲン値を測定しまして、被験者が胃がんになりやすい状態かどうかをA、B、Cの3群に分類する検査法だそうです。血清ピロリ菌抗体、ペプシノゲン値の両方とも陰性であればAタイプ、血清ピロリ抗体が陽性、ペプシノゲン値が陰性の場合はBタイプ、血清ピロリ抗体、ペプシノゲン値の両方とも陽性であればCタイプ、ちなみに、判定の一例ですが、Aタイプは健康的な胃粘膜で、胃の病気になる危険性は低いと考えられますが、皆無ではありません。5年に一度程度の胃内視鏡検査を勧めます。次に、Bタイプは、消化性潰瘍などの胃疾患の危険性があります。胃がんが発生する可能性もあります。基本的に、二、三年ごとの胃内視鏡検査を勧めます。また、萎縮性胃炎にならないために、できる限り除菌治療を受けることを勧めます。Cタイプは、萎縮性胃炎になっている胃粘膜で、胃がんなどの胃疾患になりやすい危険なタイプです。主治医を持ち、定期的な内視鏡検査による経過観察が必要です。除菌治療を受けることを勧めますと、こういった判定で先生のほうから注意があるそうです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） この胃がんリスク検診を県内で実施している自治体をご存じですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 胃がんのリスク検診を県内で実施している市町村につきまして、たまたま本年10月に、県のほうから群馬県のがん検診のリストということで資料が届いた中を見ましたら、その中にリスク検診も今回表記をされておりました。平成25年に集団検診で検査項目として実施している、または予定しているところは高崎市、桐生市、館林市、渋川市、安中市、みどり市、それから上野村、神流町、南牧村、高山村の6市1町3村で実施をしているそうです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） この検査方法では、従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べて食事の制限もなく、わずかな血液をとるだけで診断が可能です。検査費用が安価であることが特徴です。胃がんリスク検診とバリウム検診の1検診自体の単価をご存じですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 健康検診等を実施しております群馬県の健康づくり財団の税別の単価でございます。バリウムによる胃レントゲン検査は4,300円、胃がんのリスク検診は1,500円だそうです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 例えば高崎の例なんですけれども、胃がん1例を発見するための総費用は胃がんリスク検診で183万円、間接エックス線法で331万円、直接エックス線法で709万円に比べ、胃がんリスク検診は183万円ということで安価でした。また、1人当たりの検査費用では、間接エックス線法4,116円、直接エックス線法1万1,311円、胃がんリスク検診は1,300円と安価で、費用対効果の面からもすぐれています。この高崎市ですが、胃がんについての検診に先進的に取り組んでいます。平成8年度より血清ペプシノゲン法による胃粘膜萎縮検診を、平成18年度よりピロリ菌感染の有無を検査する胃がんリスク検診を実施しています。この検診は胃がんそのものを診断するのではなく、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対して、ピロリ菌の除菌や定期的な精密検査を推奨するものであります。ピロリ菌の除菌治療をご存じですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） ピロリ菌の除菌治療でございます。一般的には2種類の抗生物質と胃酸を抑える薬を1日2回、1週間の服用による治療だそうです。料金は3割負担の健康保険では5,000円から6,000円ぐらいということだそうです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） この除菌治療ですが、本年2月、公明党の政策により国が動き、健康保険の適用が拡大されました。ピロリ菌感染者のほとんどの方が除菌治療の際に保険適用を受けることが可能となりました。このことにより、胃がん予防に大きくつながると期待されています。また、お隣渋川市では、胃がんリスク検診をことし4月から実施しました。実施方法をご存じですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 渋川市の場合、本年の実施形態は、対象者40歳から5歳刻みで60歳までの方で、特定健診と同時に実施をするそうです。健康づくり財団に委託をして実施ということだそうです。健康づくり財団との契約単価は、私が先ほど申し上げました1件1,500円、税別とい

うことで実施をするそうです。それから、個人からの負担金は500円、それから検査結果により精密検査対象者には紹介状を発行して、胃カメラの受診を勧める予定だと聞いております。ただ、今現在、検診はまだこれから渋川市は今年度分の実施があるんですけども、今までの本年度の受診者は200名程度というふうに聞いております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 胃がんはピロリ菌感染由来のがんで、ピロリ菌を除菌することで胃がんの発生を3分の1に減らせると言われています。このことから、胃がんリスク検診を実施する自治体がふえています。本村でも実施すべきと考えますが、村長のご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどから議員がおっしゃるように、胃がんのもとを見つける検診ということで、胃がんリスク検診という方法でどうだというお話でございます。私も実は先日、この検診を受けてきてセーフになったところでございます。しかしながら、いろいろと考えてみますと、病気になってから治療するのではなくて、やっぱり予防をする、見つける、発見する、これが第一条件ではないかと、一番早いことじゃないかというふうに思っております。議員がおっしゃるように、本当に日本人には胃がんの死亡率が多いという中で、榛東村でも先ほど課長から話されましたように、ここ数年、約4,200人の方の中で胃がん検診を受けるのが22.5%ぐらいだという、本当に検診率が低いということから、私も今回先ほど申し上げましたように、基本健診の無料ということを来年度からやろうかというお話の中で、やはりこれも一番村の保健・医療のリスクが大きいという観点から、この辺ももう少し精査をさせていただきまして、無料化に向けて検診をしていただくという方向で今指示を出しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） この胃がんリスク検診は、浅香正博北海道大学教授が進める胃がん撲滅プロジェクトの一環としての胃がん検診であります。胃がんリスク検診により胃がん発生の危険度がわかった人は、専門医で内視鏡検査やピロリ菌除菌を行う。そして、内視鏡検査で発見される早期胃がんに対しては内視鏡治療を行う、このことがピロリ菌時代の理にかなった胃がん対策であるとしております。ぜひ本村でも胃がんリスク検診を実施してもらいたいと考えます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（高橋 正君） 以上で、1番清水健一君の一般質問が終了いたしました。

ここで10時まで15分間休憩といたします。

午前9時47分休憩

午前10時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続きまして、一般質問を行います。

質問順位2番、南千晴さんの質問を許可いたします。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君登壇〕

○7番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。7番南千晴です。

平成24年4月に、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児の定義規定が見直され、従来の身体に障害のある児童及び知的障害のある児童に加え、精神に障害のある児童、発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含むが追加され、発達障害児についても、障害児支援の対象として児童福祉法に位置づけられました。発達障害にはいろいろなタイプがあり、特徴や症状も異なるため、その人その人にできること、苦手なこと、得意なことは違っており、社会全体で発達障害について理解することが求められています。国や県におきましても各種事業を実施しておりますが、発達障害を早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージや特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりが重要だと考えます。

本村においては、児童福祉の充実を図るために、群馬県の補助金交付要綱に準じ、社会福祉法人が経営します保育所の障害児保育事業に対して補助金を交付しております。しかし、この障害児保育事業は平成22年度から群馬県の補助金の対象外となり、交付税措置へと移行いたしました。現在では、各市町村の判断により補助金の内容や対象、また職員配置基準等が定められております。本日は、障害児や、また以前より質問をしております食物アレルギー児童の保育や学童に対する支援に対するの村の考えをお聞かせいただきたく、登壇させていただきました。

以下、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） まず最初に、障害児の保育事業の支援について伺ってまいりたいと思います。

まず最初に、本村の保育所における障害児の受け入れ状況や補助金の交付実績について、わかる範囲で構いませんので簡潔に説明を求めます。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 榛東村には、榛東村保育充実促進費補助金制度の中にあり

ます特別児童扶養手当の対象児童、障害者手帳や療育手帳を持つ児童、児童相談所において知的障害と判定された児童、それらと同等以上と児童相談所が判定した児童に対しまして補助金が交付されます。対象児童1人当たり月額3万7,700円という内容でございます。

これにつきまして平成24年度から25年度の現在に至るまで、その対象は、入所は認められません。平成23年度まではある程度ございました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 現在の状況を説明していただきました。

次に、課長に説明いただきました本村の補助金なんですけれども、児童福祉法に定められました発達障害児、またアレルギー等の児童等も対象となっているのか伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 先ほど申し上げましたが、療育手帳、また障害者手帳等、それに限定されている内容となっております。また、それがなくても、児童相談所においてそれらと同等以上という判定をした児童に限られます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 現在の村の補助金の制度では対象とならないということがわかりました。私もほかの市町村の保育所に対する補助金についていろいろ調べさせていただいたところ、発達障害児や例えばアレルギーがある児童も対象に交付している自治体があったり、補助金額についても、重度、中度、軽度と何段階かに分けて設けているような自治体が見られました。この補助金につきまして、近隣の市町村の状況は本村と比較してどのような状況となっているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 障害児等の保育に関する支援制度は、市町村への補助金が交付税措置に移行されたときに、それに伴いまして、民間保育園に対し市町村独自の支援制度を設けているところが少なくありません。本村に隣接する自治体もそれぞれ独自の支援制度を設けております。対象児童を専門的に見る保育士をつけることを前提として、重度対象児1人につき月額7万円台の補助金を、中・軽度の対象児童1人につき3万円台の補助金をそれぞれ交付している自治体も多くあるほか、食物アレルギーがある対象児に対して補助している自治体もございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） ほかの市町村等も、それぞれ交付税措置に移行したときに見直しを図っているということもわかりましたが、市町村が独自で補助金の交付要綱を定め、現在実施しているということがわかりました。障害児またはアレルギー等の児童を受け入れするということになると、やはり保育実施のための保育士等の職員の配置や整備が必要だと考えます。そういったことも含めまして、榛東村も障害児等に関する補助金に関しまして、障害児保育の推進を図るために見直すべきだと私は考えますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本村につきましても、検討すべき点があるというふうに認識しております。平成27年4月から開始されます子ども・子育て支援制度とあわせて、検討してまいりたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 子ども・子育て支援制度とあわせて、村長が検討ということではありますが、私もその会議の委員をしておりまして、ただその中の、これからアンケートやニーズ調査をしていく中に、障害児の部分というのは、正直ちょっと見受けられない状況があつて、ちょっと抜けているんですね。なので、そこで一緒にと、中の議論はしていくこともあるとは思うんですけども、やっぱり子育て長寿支援課なりそういった中でも、きちんと見直しに関して早期に検討すべきだと思うんですけども、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほども申し上げましたように、今、保育園、幼稚園のバランスの中で非常に優遇される体制となっておりますので、その中でももう少し精査をして、先ほど申し上げましたように、子ども・子育て支援事業の中でそういったものも議論していただきながら、前向きに取り組んでいったらどうかというふうに私は思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 村長の答弁いただきましたけれども、現在、優遇されているということは正直、幼稚園に関しましては、きちんと保健センターと学校教育関係と現場でしっかり連携をとって、例えばそういった児童を受け入れる際には、補助なり支援員を増員する、また、アレルギーに対してもそういった形で対応してくださっているのではありませんが、保育園に関しても、保育園の努力でやっ

りますと経済的負担があつて、そのあたり、推進していただくのであれば、ほかの自治体の保育園等と同等の支援内容といいますか、補助金を交付していただきたいというような話も伺っておりますので、やはり子ども・子育て会議だけに任せるのではなくて、しっかりと関係部局とも相談していただければと思いますし、また、そういった部分に関しての体制をきちんと整えるべきだと思います。

現在、保育園の入園児の申し込み等でも、そういった部分、アレルギー等を記入する欄もありませんし、園のほうから言っていたかかなければ、なかなか村のほうで把握ができていない状況なのかと思いますので、また、館林市等はきちんと、障害児保育に必要な保育士を児童2人に対して1人配置するというので、きちんと市で定めておりますので、そういったことも含めて、しっかりと村として体制を整えるべきだと思いますが、そのような考えはありませんか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど申し上げた優遇と言ったのがちょっと誤解された面があります。優遇というのは、よくされているのではなくて、考えさせられることだというつもりで、私は話させてもらいました。というのは、今、民間の保育園とそれから公営でやっております幼稚園等で、障害者受け入れのニュアンスがちょっと考えられないようなことが起きておりますので、そこいらを私は優遇してもう少し検討させていただいて精査をし、前向きに検討していきたいと、こんな答弁をさせてもらったわけですが、よろしく願いいたします。

それと同時に、いろいろの説、ほかの市町村がやっているというお話でございます。ほかの市町村はほかの市町村でやっぱり財源確保をちゃんとやって、その裏づけとしてやられているんじゃないかというふうに思います。村も非常に財源確保には力を入れているわけでございますけれども、そういった面も考慮しながら、いろいろな事業を進めさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 今、財源確保という話が出たんですけれども、交付税措置になっている交付税の算定基準の中に、こういった人数等も含まれた上で出しているという、これは内閣府の資料の中にも書いてあるんですけれども、そういったことも踏まえて、ほかの市町村はきちんと交付税措置になったときに見直しをしているのにもかかわらず、榛東村のほうは以前の補助金の要綱のままということで、やはりここは、早期に私は見直しを行って体制を整えるべきだと考えます。

子育て支援イコール保護者の負担軽減というほうに考えがちになってしまう部分もあるんですけれども、やはり子供たちの環境、保育を充実することも子育て支援の大切なことだと考えますので、やはり補助金も交付税算入となり、これらは市町村の判断で決められるものであります。村としてぜひきめ細やかな対応をしていただきたいと思います。

続いて、障害児の学童保育の支援について伺います。

まず、本村の学童保育の障害児等の利用の状況がどうなっているのか、説明を求めます。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 5つある榛東村学童保育所に入所している障害児等は、平成24年度において、4つの学童保育所を延べ8人が利用しておりました。平成25年度も利用者はおります。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 全部で8人ということで、学童に関しましても、県のほうからの補助金で、障害児を受け入れる際に関しまして、支援というか補助金を出すということで要綱が決まっているわけですが、この学童に対する補助金の中でも、発達障害児やアレルギーを持った児童に対しては対象となっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 国から県を経由して補助されている放課後児童健全育成事業費補助金に、障害児受入推進事業がございます。基準額の3分の2を交付されるこの補助金を、本村では平成24年度に220万円余りの交付を受けました。補助基準額は、平成24年度の場合、1つの学童保育所に対して最高157万7,000円の3分の2までが交付されます。しかし、職員1人の年間賃金が対象になっておりますので、その賃金の金額が年額157万7,000円以下であれば、その3分の2となる仕組みとなっております。補助金の対象は療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証明書等を所持する児童、それらを所持していない場合であっても、医師、児童相談所等の公的機関の意見等により柔軟な対応をというふうに記されておりますが、食物アレルギーを持つ児童は対象外と聞いております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 課長の説明の中で、児童相談所等の公的機関の意見により柔軟に対応ということで、例えば発達障害児に関しては、そういった児童相談所等の診断があれば補助金が出るという認識で、学童保育に関して、以前、一度受け入れていただいた児童がいたんですけども、その後受け入れが困難ということで、村のほうで断られたといった事例がありました。当時の説明では、職員の配置が困難だったということで、まだ指定管理になる前の話なんですけれども、今、指定管理になり、もし職員の増員ができれば受け入れられるという場合、そういった中で村独自の支援を行う考えがあるのか、そのあたり、村長の考えをお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 村内の学童保育所も、平成25年度から指定管理にさせていただきました。そしてまた受託者としても、運営が今、中央保育園でなされているわけでございます。自治体独自の支援策についてということで、これからも調査や研究が必要というふうに考えておりますので、これまた検討してまいりたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 調査研究ということで、やはり現場の意見等も聞くことも必要なと思っておりますし、ただ、そういった中で、人員の確保が難しいということで指定管理に移行した経緯もあるかと思えます。そういう中で、受け入れていただける態勢があれば、受け入れてもらえるのであれば、そのあたり、村としてもしっかりと支援をしていただきたいと思いますし、また、発達障害等の場合、なかなか学童のほうに、例えば毎日通所というか行くのが、現場の判断やいろんな話の中で、それは難しいという中があったとしても、県内にもほかの施設等もありますよね。そっちと併用したり、週に1回とか週に2回ずつとか、そのように移行というか徐々に行けるような体制というか、お子さんの状況に応じて柔軟に利用ができるような形にさせていただくのが一番いいと思っておりますし、それに関しては、しっかりと村のほうもそうですけれども、そのお子さんの状況を把握する必要もあるかと思えます。

高崎市等では、学童の入所希望の際に面会といいますか、そういったことも行って、きちんとそのお子さんに合ったサービスの利用ができるような形をとっているような話もお聞きしますが、現在、村では本当に申し込み用紙を書くだけで、特にそのような連携というか体制をとっていないと思えますが、そのあたり、今後丁寧な対応を行っていただくべく体制を整えていただきたいと思います。村としてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） いつも申し上げておるように、子供たちは村の宝だというようなお話をさせていただいております。今、南議員が話されますことは本当に大事なことだろうというふうに思っております。そして、やっぱりこれを取り入れるのには取り入れる体制を整えなければ、やはり子供たちに安全な保育、養育ができないというふうに考えておりますので、もう少し時間をいただいて現地調査とか、それから利用者の意見とか、それから皆さんの意見を集結して、そして、こういう方向でやろうかという方向が出た後に予算措置をして行うということで、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） どうしてもきめ細やかな対応となりますと、1人の担当職員だけがかかわっ

ていることではなくて、保健センターの保健師さんだったり、ほかに障害福祉のサービスがあるんじゃないかという、違う担当の方だったりということで、いろんな方の意見等を聞くことが必要かなと思っておりますので、そのあたりも踏まえて、しっかりと村として体制を整えていただきたいと思いますし、障害児の支援ということで、より一層充実していただきたいと思います。

次に、読書活動の充実についてお伺いしたいと思います。

まず、子供の読書活動についてお伺いしたいと思います。

現在、本村では幼稚園や小学校において読み聞かせを行っていると思いますが、そのほかにもどのような取り組みを実施しているのか。また、朝の読書活動の実施について、わかる範囲で構いませんのでお答えください。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） それでは、学校現場の読書活動の状況についてお答えしたいと思います。

まず、朝読書の件ですけれども、これは週の朝活動の中に位置づけております。週1回は小学校については入れ込んでおりますので、そういう状況が1つ挙げられるということです。それ以外の読書活動についてですけれども、読書を奨励すると、そういう取り組みがまず1つ挙げられるというふうに思います。これは賞を設けることによって、子供たちの意欲を向上させるということでございます。例えば、図書室の本を年間何十冊以上読んだ児童・生徒を表彰してあげる。それから、推薦図書というのがございますので、各学年に読ませたい本がございますので、それを何十冊以上読破した児童・生徒に賞を上げるということでございます。

それから、読み聞かせにつきましては、中学校は行っておりませんが、これも各小学校は実施しております。これは例えばボランティアの方をお招きして行うという方法と、それから子供たち、図書委員というのがございますので、子供たちが低学年のところに行って読み聞かせをする。大型の絵本を読んで聞かせてあげる等が挙げられます。それから読書月間と、そういう取り組みがございます。ここでは、子供たち、図書委員がブックトークをすると、それから読書感想文というので、上手な子のを発表すると、あるいは先生お勧めの本を紹介するというような活動を行っております。

それから、朝読書についてはもう一つ補足させていただきますけれども、私の考えでは、子供たちが自由な本を読んでもいいと、そういう時間ももちろんあっていいんですけれども、共通の本を読ませて、それについてちょっと感想や意見を聞かせると、そのようなことがあってもいいのかなというふうなことは考えておりますし、現場の校長さんともそういうことは話題にして挙げている、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 学校のほうでもさまざまな取り組みをしているということで、教育長のほうからお話いただきました。ことしの全国学力・学習状況調査のアンケートというか、その中にも読書に関する設問があつて、榛東村のデータは私のほうでは調べられなかったので、群馬県のほうの資料を自分なりに調べてみました。その中によりますと、1カ月に何冊くらい本を読みますかという質問の中で、1冊も読まないと答えた群馬県の小学生は7.5%に対して、中学生は20.8%という結果がありました。また、本を読んだり借りたりするために学校図書や地域の図書館にどのくらい行きますかという質問で、ほとんど、または全く行かないという答えが、小学校が21%に対しまして中学生は50.2%と、非常に中学生が読書から離れている状況がこの学力・学習状況調査の中で明らかになりました。

中学生は放課後の部活動、また受験等も控えていますので、なかなか非常に忙しい毎日を送っていると思いますが、でも、その中でやはり読書離れをしてしまうということは非常に残念なことだと思いますので、ぜひ中学生も本と接する時間をとれるといいように感じますが、朝の読書活動、またそういった場合に、副読本等を学校のほうで提供するという方法もありますので、そういったことで中学校に関しても読書活動を推進していただければと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 南議員さんがおっしゃったように、全国学力・学習状況調査は質問紙というのがございまして、村内の小学校の児童につきましては、県のレベルよりたくさん本を読んでいると、そういう状況がまず出ております。中学生につきましては、南議員さんがおっしゃったように、いろいろ活動が多いものですから、確かに読書をする時間というのが少ないなということは、数字的にはつかんでおりませんが、感覚としてそのように感じております。非常に子供たちも読書離れをしている中で、中学生というのは非常に多感な時期でございますので、読書ということを取り入れることによって人間が豊かになるであるとか、いろんなメリットがあるわけでございます。したがって、中学生については朝の読書の活動は設けていないのが実情でございますので、先ほど申しましたように、例えば学年で40冊プラス分という、先生方がこの時期に読ませたい本というのが必ずあるわけでございますので、それを学校予算で図書費が中学校は130万円でございますので、十分足りていますので、それを用意して、1年、2年、3年と学年ということで読んでみると、先ほど申したように、感想を書かせてみたり意見を闘わせるということは非常に大事な事かなと思っております。このことにつきましては、校長のほうに私のほうから提案することは可能でございますので、進めてまいりたいと、そういうように考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 教育長のほうから進めていきたいというような答弁をいただきました。中学校になると本当に毎日忙しくて、家で読書をする時間というのは非常に難しいと思いますので、学校のほうで取り組めることがありましたら、力を入れていただきたいと思います。現在の榛東村の小・中学校図書室における司書教諭の配置の状況は、現在どのようになっているのか、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 村内の配置状況ですけれども、現実的には、図書館の司書という資格を持っている方がいらっしゃればいいんですが、残念ながらなかなかそういう方が見つからないんですけれども、本年度につきましては南小に資格を持っている方が1名、それから北小と中学校については図書補助というような形でいらっしゃいますけれども、ただ、その方はなれている方なので、非常に図書の紹介等、あるいは子供たちの扱いも上手ですので、今のところ安心できる状況かなということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 現在の状況、なかなか図書館の司書という方を配置するというのは難しいということですが、県立の図書館のほうでもいろいろ子供読書活動推進や学校支援ということで、図書関係者の研修会等も行っているような話も聞いているんですけども、そういった部分で、県の事業を利用して司書の充実といいますか、中身の充実をしていただければと思いますが、そのあたりは、村としては現在の状況や今後について考えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 県の図書館のほうでは、毎年資格を持っていない方を対象に、図書の基本的な勉強会というのがございます。研修会がございますので、教育委員会としては、そういう案内が来たときは学校現場のほうに必ずおろして、時間をとって行くようにと、そういう指導はしております。ちょっと余談になりますけれども、読み聞かせにつきましても、県の図書館のほうでは講習会を開いておりますので、できるだけ参加するよにということで、来年度も案内については積極的に進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） せっかく県のほうで事業や研修等を行ってくださっているの、なるべく参

加していただくように、教育委員会からも働きかけを今後ともお願いしたいと思います。

ずっと小学校、中学校における質問等を行ってきましたが、現在、テレビやゲーム、インターネットなどのICTの急速な発達や普及により、やはり子供の読書離れ、また活字離れが指摘されてきました。国立青少年教育振興機構の調査において、子供時代の読書経験が大人になってからの社会性や自己肯定感などに大きな影響を及ぼしているということが、調査でわかっております。子供のころの読書は大人になってから本当の成果があらわれる部分もあるようですが、本村もやはり子供の読書に関しまして力を入れていただきたく、子ども読書推進計画を策定し、家庭・地域・学校における子供たちの読書推進の取り組みについて真剣に考えていくべきだと私はと思いますが、村はどのように考えているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 清水生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、子ども読書推進計画についてご説明いたします。

子ども読書推進計画につきましては、子ども読書活動の推進に関する法律が平成13年12月に施行され、平成14年8月に子ども読書活動に関する基本的な計画（第1次）が閣議決定されました。その後、平成20年3月に第2次、平成25年5月には第3次が閣議決定されております。この法律は、子供の読書に関し基本的理念を定め、国及び地方公共団体が子供の読書活動の推進に関する必要な事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、もって子供の健やかな成長に資することを目的として、おおむね18歳以下の子供の読書活動を通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につけるため、子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を推進することができるよう環境の整備の推進を図ることになっております。

また、第9条第2項に基づき、子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないとされております。子ども読書活動推進計画の具体的な作業策定については、幼稚園、小学校、中学校や保育園、学童保育所とか児童館、子育て支援センター、それから中央公民館、南部コミセンなどの各課にわたることから、まず、基本策定担当の事務局を定めて進めるようになります。そして、計画策定委員会を設けて、具体的な取り組み事項等を骨子とする案を作成して協議・検討をされ、最終調整した後に活動推進計画を立てることになっております。

群馬県の策定状況ですけれども、全国で第37位で、策定済みは19市町村の54.3%です。全国平均の59.8%を下回っている状況にあります。近隣市町村では、前橋、渋川が策定済みで、高崎、吉岡町が未策定となっております。本村の策定経過につきましては、今のところ予定されていない状況であります。本趣旨を尊重し、実施可能なところから着手するとともに、活動推進計画の策定を検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 検討を考慮してくださるということですので、ぜひ、子ども読書活動推進計画のほうを村としても策定していただきたいと思います。先ほどの教育長の話だったり、公民館の図書室の事業に関しても大変かかわってくるのだと思いますし、また、保健相談センター等で行っているブックスタート事業とか、そういった部分ともかかわってくるのかなと思いますので、かなり広範囲のことになりますが、やはりこれは村としてきちんと進めるべきだと思うんですけども、村長はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○村長（阿久澤成實君） 先ほど課長や教育長が述べたとおりでございます。私も思うことは、やはり子供たちに読書をしていただきまして、そして教養を身につけていただく、そういうことが大人になって非常にためになるんじゃないかということで、この読書の点については、村でも各学校に150万円ずつ補助をしていたんですけども、学校のほうから、もうこんなには要らないよというようなお話もありまして、今年度は減額させてもらったという経緯もございますけれども、それにも負けずいろいろな面で補助をしていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 確かに図書室とか本を整備することも大切だと思うんですけども、とにかく読書に触れてもらえるような、ハード面じゃなくてソフト面での活動も、今後充実していただきたいと思います。

次に、図書室の連携について伺っていきたくと思いますが、本村では中央公民館と南部コミュニティセンターに図書室があり、それぞれ毎年本を購入する予算がついているところでもあります。ただ、以前、村民の方が南部コミュニティセンターに本を借りに行ったところ、そこには借りたい本がなくて、じゃ、中央公民館にありますかと職員の方に尋ねたそうです。そうしたら、中央公民館にあるかどうかわからないといった答弁で、特にその後、何も確認していただいたりということがなかったということで、そういった状況があったとお聞きしました。場所が2カ所ではありますが、両方の図書室が連携して図書の購入や貸し出しを行うことができれば、村民の利便性も上がると思います。ぜひ両図書館の連携を図っていただきたいと思いますが、連携を図ることというのは難しいことなのか、可能なことなのか、村のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、図書室についての現状をお話しさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 現状はいいです。できるかできないかだけ。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 中央公民館と南部コミセンの図書室の連携についてなんですけれども、蔵書の図書データが紙ベースであります。よって、図書の検索が難しい状況でありますので、連

携については、現在のところ困難であると思われます。しかし、子ども読書推進計画の中にも図書の連携がうたわれておりますので、こういう点を踏まえると、今後は中央公民館と南部コミセンの図書の連携を図るために図書室同士の交流とか情報を共有化できるよう、今後、できることから進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 紙ベースなので困難というのは、なぜ紙ベースだと困難なんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 現在、学校図書についてはバーコード方式の管理がされておまして、その中にデータを、作者名とかいろんな情報を入れて、その中でパソコンでデータがすぐに検索できるという状況にはなっております。ただし、中央公民館、南部コミセンについてはその辺の構築がないということで、図書の名前なり作者名を連記したものしかわかりませんので、あいうえお順とか、そういう中で検索がかかるということで、その辺のところも含めて内容等を深くしないと、なかなかこの図書があるとかというところが検索がなかなか難しいという話は聞いております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 私の考えるに、紙ベースでもリストがあれば、中央公民館にはこの本がありますよというのが見られれば、そこで、じゃ、中央公民館に行けば借りられるなという認識にもなりますし、お互いの管理している職員の方に、今この本は現在借りられていますか、ありますかという確認とか、そういったことはできるんじゃないかと思うんですけども、それも困難だということなんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 図書の関係が中央公民館で1万7,000部、それから、南部コミセンについてが1万2,000部ぐらいあります。実際のところ、その図書の管理については紙で書いて、パソコン内にデータとして保管していないということを聞いております。それは今までずっとそういう形でやってきたということもありまして、図書司書さんについても3年に一度更新がありまして、その中でやっている業務ということで、なかなかそのデータについての整理が実際のところ進まないというのが現状ということです。その辺も含めまして、今後、データを整理してパソコン内で検索ができるような形にしたい部分もあるんですけども、その辺やるについてはかなり費用とかそういうものもかかってきそうですので、一遍に進められないというのが現状です。図書司書については1名

しかいらっしゃいませんので、その辺を進めていく必要があるかなと思っております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 課長が話されたことで、ある程度、南議員も理解されたかなと思うんですけども、何しろ図書室の連携を図るには、全ての図書を調査をし、その中で図書の管理システム化、そしてまたネットワーク化をしなければ、これはなかなか難しいかなというふうに私自身は考えております。議員もご案内のように、中央公民館を、研修館を建てかえるという事業で、今年度皆さん方から意見を聞き、そして27年度ころから取りかかりたいというふうな思いでございます。その中で、中央公民館の建てかえを計画する中で、そういったものを取り入れた中での意見収集をして管理体制を整えていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 課長、村長のほうから現在の状況が非常によくわかったんですけども、両方、中央公民館だけで約1万7,000冊、南部コミュニティーセンターのほうで1万2,000部という、この本、毎年毎年予算をかけて、皆さんの税金で購入してきた本の管理が余りにもきちんできていなかったということは非常に残念でありますし、村民の皆さんにそれを説明するのも、非常に今までの管理体制がどうだったのかなと指摘されてしまう部分だと思います。

村長のほうが中央公民館の建てかえもあわせてということですが、やっぱり今できることから、そのあたりの本に関しての管理といいますか、例えば中学校、小学校に関しましては、読まない本というか、そういうのを処分しつつ新しいのを購入したりしている中で、ちょっと公民館等の図書室に関しては、そのあたりもきちんといわれていなかったんだということがよくわかりました。できることから村としてもきちんと言管理をしていただきたいと思っておりますし、両方の図書室が、まだ中央公民館の建てかえに関しましては具体的にいつとか、すぐだという話ではない中で、何年もかかる事業かなと思っております。その何年も待っているというよりは、今できることを今の体制の中できちんと言行っていくことが必要だと思いますので、そのあたり、村としてもきちんと言行していきたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員がご指摘されることは、今やったわけでございませんで、ずっと長年そういうことで来ております。そういう体制を今指摘されたということは、これは真摯に受けとめなければというふうに思っております。建てかえというときに一番チャンスかなという思いもありますけれども、今、議員がおっしゃいますように、できることから手がけていきたいと、こんなふうに思っておりますので、いろいろとご支援をしていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 今後のことに関しまして、村のほうでもしっかりと考えていただきたいと思います。

また、県のほうの図書館、県立図書館、さつき学校のほうの話をしたんですけれども、市町村の支援ということで、本の貸し出し等、いろんなそのあたり、図書館を持たない市町村に対しての支援を県立図書館でも行っているの、そのあたりもまだ図書館がない榛東村として、積極的に利用していただければと思います。

次に、花いっぱい活動についてお伺いしていきたいと思います。

時間が余らないので、質問のほうも簡潔にさせていただきたいと思いますが、現在、村におきましては、広域の補助事業で花いっぱい運動ということで、長寿会等の協力を得て行っていること、また村のほうで表彰等、個人も含めて行っているということを確認してはありますが、その他の活動に対して、これは村の方から直接聞いたというか、ご提案いただいたという内容をきょうは提案していきたいと思いますが、榛東村は傾斜地ということで、普通の平地に田んぼがある状況よりも傾斜地にあるということで、土手といいますか、土手とのり面の面積があるのが、この村の特徴だと思っています。

逆に傾斜地の土手のり面を利用して、例えば花いっぱい活動ができないかということ、村民の方からお話いただきました。例えば草を刈っても、球根等の花であれば花が咲くといった話も聞いておりますし、ヒガンバナ等も草を刈っても花がきれいに土手の場合は咲くんだよという話もお聞きしました。ヒガンバナ以外でも、手入れが難しくなくて丈夫できれいな花がありましたら、それでもよいのかと思いますが、そういった村民の皆さんからの提案なんですけれども、ただ、のり面のほうで土手のほうでやっていただくということは、農家の方のご協力もなければならぬという点、また、最初の導入に当たって、村のほうで支援をしていただかなければなかなか広がる活動だとは思いますが、現在の今の花いっぱい運動以外にも、このように今後、花いっぱい活動等を村として考えていたり、そういった団体を支援していくような考えがあるのか、村の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 花いっぱい運動によって、心豊かな人、それから社会を育んでいける、これは大事な事業だというふうに認識しております。今後も皆様方の意見を聞きながら続けてまいりたいと、このように思います。

また、地域によっては、ある部分の子供会、育成会とか、共同で実施しているところも聞いております。この事業により世代交流が図れることも利点ではないかということで、いろんな面から精査しながら、この運動は進めてまいりたいと、こんなふうに思います。

それから、先ほど傾斜地の土手というお話がございました。これも非常にいい提案ではないかというふうに思います。ただ、その反面、リスクはございます。というのは、農家の人たちのご協力のもとより、土手が弱くなるというお話も聞いております。そして風雨の多かったときにその土手が崩れた場合、村が推奨したんだから、おい、直せよというような結果にもなりかねないというようなことから、もう少しそこいらは検討しなければならないかなというふうに思っております。いずれにしても、いいこととございます。村にとっては非常に画期的なことだというふうに受けとめておりますので、そういったリスクもこれから精査して進めさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 傾斜地を利用してということで、私も本当におもしろい発想だなと、その方の意見を聞いて思いました。土手が強化されるような花があったりすれば、またよいのかなと思いますので、もし執行部のほうでも考えていただければと思います。

最後に、人事交流についてお伺いしたいと思います。

人事交流というのは、職員の人材育成の1つだと私は考えております。群馬県のほうに職員を派遣したり、県から派遣されたりということで、今行っているんですけども、今後の人事交流について、村のほうでは今後も取り組んでいくのか、また友好都市協定を結んだ大洗町とのそういった部分での交流を考えているのか、最後に村長に質問いたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私も今、南議員が話されますように、人事交流というのは非常に大事だというふうに思っております。ご案内のように、県の税務課のところへ2名、2年において派遣をし、勉強をさせていただいております。それからことしも帰ってくるんですけども、やはり税務のあれです。なぜ税務を選んだかということ、私も議員時代に、皆様と同じに非常に税の収納、それから滞納という面で、非常に疑問を持って質問させていただいたときもございます。そんな観点から、税の公平さを保つためにはやはり毅然とした税の措置ができなければ、事務ができなければ、納税に対する認識が上がってこないというような観点から、私は県にお願いしたところでございます。

やはりその点から、ことしも皆さんご承知のように、非常に滞納されている方の収納率というのが上がってきております。そういった面では、やはりそういった外に出て研さんをされるということは職員のこれからの資質向上にもつながりますし、それから人脈的にもいい効果があるんじゃないかと、村のためになるんじゃないかということで、これからも機会あるごとにそういったものは進めてまいりたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 以上で、7番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。11時から開会いたします。

午前10時51分休憩

午前11時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続き、質問順位3番、杉井保夫君の質問を許可いたします。

2番杉井保夫君。

〔2番 杉井保夫君登壇〕

○2番（杉井保夫君） 2番杉井保夫でございます。

議員になって7カ月、日々勉強させていただいております。先輩議員、そして各種団体の会長、そして役員の方々、こういう方々からいろいろご指導いただきまして、勉強させていただいているところでございます。

本日は、職員の資質、2点目が白子の海ソーラーパーク、この現況について、3点目が、私が9月定例会で一般質問した観光振興を含む質問事項の改善事項について質問させていただきます。

事後、自席に戻り、質問させていただきます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） まず初めに、職員の資質について質問させていただきます。

質問の前に、個人的には、私は榛東村の職員、課長初め職員の方いらっしゃいますけれども、非常に使命感を持って一生懸命されているんだなという気がいたします。これはあくまでも個人的な話でございますので、事後、そういう前提に基づきまして質問させていただきたいと思っております。

本題に入りますけれども、現在、榛東村に限らず地方行政の運営は非常に厳しい局面を迎えていると考えております。いまだにアベノミクスの経済効果が出ていない状況でありますし、自治体への交付金、これ等の見直し等もあり、財源の確保が非常に大変な現実でございます。こういう状況にありまして、住民サービス、これを維持していくには、さらに一層の工夫と職員の資質、そして意欲の向上がなされなければいけないのかなと、このように日々私は思っております。

しかしながら、職員の資質や意欲の向上というのは、社会的環境がこのように厳しい中で、非常に難しいものがあるのだなと、このように思っております。多様化する住民のニーズ、これに応えるためには、職員の数をふやしたり職員の給与を増減しなければ、そのニーズに対応していけないと、こういうことが今の現実だと私は思っております。

職員は、今の現実でいきますと、一生懸命一日一日の業務をこなしていく。そういう中で一生懸命やっても給与体制が下がってきておるので、一生懸命やっても、毎日毎日の恒常業務をするのが精いっぱいという物の考えになってこようと、私は今そう思っています。そういう中で、いかに職員の資質を向上させる、この施策が必要かと思っております。総務課長、資質向上施策があれば。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 先ほど、南議員さんの一般質問にもありました人事交流も、職員資質の向上につながる1つであります。また、县市町村職員合同研修が実施されております。課長会議等で研修希望者を毎年募集しております。これについては自主的に参加となっております。また、初任者研修、係長研修、課長研修等の役職に応じた研修につきましても、該当者全員が参加できるようにしております。そのほかに村独自としては、過去に接遇やパソコン教室といった、そういう研修も行っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 職員の資質の中で、一番大事なものが何個かあると思うんですね。それは村長、課長、いろいろ違ってくると思うんですよ。そういう中で、総務課長はどのように考えますか。職員の資質でこれとこれとこれが大事なんだというものがあれば、お答えください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 人材育成という面から、まず人材育成の基本的な方針として、目指すべき職員像、これは活力ある職員、これはみずから考え、みずから行動するというようなこと、また使命感を持つ職員、行政のプロとして行っていける、また信頼される職員、任せて安心できると、そういう職員、職員に求められる姿勢と能力につきましては、積極的、協調性、柔軟性、社会性、またスピード性、コスト意識、サービス意識、信頼性、幅広い知識、こういうものが求められております。

また、職員に求める姿勢と能力につきましては事務能力、もちろん知識を生かした状況に把握しながら適切に業務を行える能力、それと施策実施能力、地域の特性に合った効果的な施策を企画立案する行動能力、それから組織管理能力、組織の目標を明確にし、達成してまとめる活力、こういうことが必要だと思っております。

また、人材育成のための基本的な方策なんですけれども、人事制度、人材確保、計画的な人事異動、自己申告制度、職員アイデア募集制度とかも必要だと思っております。そのほかに、先ほど申しましたように、職員研修につきましては自己の啓発、職場の研究、職場外の研修、こういうものが必要になってくると思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 私は常々思うんですね。もともと私は自衛官でありましたので、24時間勤務

ということで一緒に隊員と接していますから、資質向上とかという話になってくると、これとこれとこれを重要視して、指導したり教育したりするんです。24時間ずっといけば、基本的には心がわかってくるんです。村の職員と若干違ってくるんですね。その辺で、行政側は資質向上するには大変なのかなと、こういう感じはいたします。

私なりに、村の職員の資質、これとこれとこれが大事だよというのは、私は3つ設けています。1つは協調性だと思います。協調性というのを磨いていかなければいけない。組織にいる者というのは協調性がなかったらだめです。協調性をやはり資質の1つとして見ていいのかなと、個人的には思います。それと、2番目が、どのような人にも打ち解ける人間力、俺はあいつは嫌いだよと、あいつなんか嫌だ、こういう人間はだめなんです。要は、どんな状況でも打ち解ける人間力というのを養っていかなければならない、このように私は思っています。それと、3点目は責任感です。業務の場合によっては、行政というのは住民の人生を変えることもあるんです。そういう中で、最後まで業務を正確かつ慎重に遂行する責任感がなければだめなんです。それともう一つは、職員の発言1つで行政が不利益をこうむったり、人一人が人生を変えられることもあるんです。だから、やはり職員の発言力には責任を持たなければいけない。こういう意味で、責任感、これも必要かなと。管理職はやはりいろいろ企画能力とかというのが出てくるんですけれども、職員全般からすると、私は協調性とか、どのような人にも打ち解ける人間力、そして責任感、これがやはり職員の資質に含まれるものだなと、このように思います。

それと、資質の話は終わりました、先ほどいろいろ向上施策があったんですけれども、私はそれは抜本的な向上施策ではないと思っています。現状の職員の評価基準を見直して、職員を公正に評価をして評価できるシステム計画を将来的につくっていかないと、職員の資質は上がっていかないと、このように思うんですけれども、村長、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） システム計画なんですけれども、評価基準なんですけれども、毎年、職員には当然評価を行っております。ただ、システムのなそういうものではなく、紙ベースで淡々と行っているところでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） やはり一生懸命やる職員については、それなりの評価をしてやる、こういうことが資質向上施策にもつながっていくと。いろいろ研修に行く、どここの研修に参加させていただく、こういう教育をする、課長教育はある、これだけではなくて、やはり職員の一生懸命やっている人間を評価してやるということも資質の向上につながる施策だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議員は村民の代表で議会に選出をさせていただいていますので、そのようなことは一つもないと私は確信をしておりますし、村長も、村の職員は家族だと、こう思って接しているんだと常々言われておりますけれども、村民の中には、旧村長派、現村長派、こういうのが職員の中にもあって、非常に村長はやりにくいんじゃないかと、こういう話を村民の方から伺うことがあります。これについて、そういうことがあるのかないのか、村長、伺いたいと思います。いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 天に誓ってございません。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 村長はやはり職員を家族と思って今まで2年間やっておられますので、そういうことは絶対ないと言われております。ただ、こういう話が村民の人から出るという話は、私は1つ理由があると思うんです。これは情報の共有だと思うんです。情報の共有がなされていないんじゃないか。要は、私は総務産業建設常任委員です。文教に入っておりません。ただ、村民の方は私を議員と違っていろいろ聞きます。そのときに、文教関係のいろいろの委員会に出ていないとわからないことがあります。しかし、村民は違うんですね。お前は議員だ、あれについていつあるんだ、これについてはどういうことをやるんだと言われたときに、答えられないこともあります。私は総務産業建設常任委員だからこそ答えられないこともあるんです。

皆さん、課長も同じだと思うんですね。担当正面でないとわからないことがある。ところが、村民の方は、課長としてみんな見ているわけですね。1人の課長に聞いたらわかると思っっているんですね。そういう中で、やはり先ほど述べたそういう話が出てくるといことは、情報の共有ができていないんじゃないかと、このように思いますけれども、村長、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 栢井議員が心配されていることもわからなくはないですけども、情報の共有ということは、毎週、課長会議がございまして、そのところでこの1週間の流れ、それから次の1週間の反省を今までいろいろな面で私からも提案させていただいたり、それから課長のほうから提案させていただきまして、情報交換は十二分にやっているつもりでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 上から目線と下から目線の話は違うところもありますので、その辺も気をつけながら、情報共有については十二分に図っていただきたいと、このように思います。

続きまして、女性の登用について質問させていただきます。

平成22年12月に閣議決定された女性職員の採用・登用拡大計画、こういうのがありまして、平成23年度から27年度までに女性の登用、試験、選考、採用、30%以上上げるんだと、民主党政権下でございましたけれども、現政権の安倍総理大臣も、2020年までには30%以上の女性の登用を図ると、こういう話をしている中で、2011年の資料でございますけれども、民間企業では課長職以上を占める割合、7.2%、公務員を含めても11.9%なんですね。外国から考えますと、アメリカは43%、フランスが38.7%、イギリスが35.7%ということで、日本の女性の登用については非常に低い。

こういう状況の中で、群馬県しかり、国もしかり、榛東村の第5次総合計画の中にも男女共同参画ということで、しっかりした推進体制の整備をするということで書かれておるんですけども、現在の榛東村の男女共同参画、これについての現状と、それと将来、どのように女性登用を考えておるのか、課長、伺いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 杉井議員さんの質問のときの打ち合わせで、管理職についてどうだということでもありますので、2名の幼稚園の園長を含めて、現在管理職が25名おります。そのうち男性が17名、女性が8名となっております。また、管理職のうち、課長職におきましては、現在13名全て男性でございます。人事につきましては適材適所ということで、男女関係なく行っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 群馬県内でも館林市、これについては平成23年度までに女性管理職を30名以上にするという目標を23年度までに出しているんですよ。そういう関係上、第6次榛東村総合計画も今つくられようとしておると思うんですけども、将来的に数値を上げて女性登用ということを考えておられますか。伺いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 杉井議員の言うことはよくわかるんですけども、管理職というのは、それなりの責任と行動が伴われます。そのような中で、当村においては数値で上げるということは控えさせていただきたいと思っています。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） わかりました。しかしながら、日本国内、それと群馬県、それに男女共同参画、それに伴って、それにのっとっていくような計画をつくっていかないと、ほかからおくられてしまうというような感じがしますので、その辺も十分計画に反映させていただきたいと、このように思い

ます。

続きまして、再任用制度についてお伺いしたいと思います。

再任用制度については、国がことし3月に、年金が引き上げられて受給が引き上げられていく、この間どうするんだということで、各地方公共団体になるべくお金が入るような支度をしてくれよという話で、再任用制度、群馬県も11月21日に来春の定年退官者から枠を拡大して、再任用制度をとっていくと、こういう考えを打ち出しております。榛東村については既にもう条例が、私も見せていただいております。ただし、上野村、安中市ですか、群馬県のそういう要望に対しまして、いや、新規採用分があるので、うちはそれをしないよと、こういう話で今、上野村と安中市については再任用制度は待った、こういう話をしております。榛東村については、この再任用制度についてどういうお考えを持っているのか、課長、伺いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） ご承知のように、榛東村職員の再任用に関する条例は平成13年4月1日から施行されておりますが、今のところ、該当者はございません。平成26年度から年金の支給開始年齢を段階的に引き上げることに伴い、定年退職した職員が年金支給まで無収入になることのないよう、必要な措置を国から要請されております。榛東村でも、その関係で再任用が行われる予定です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） この再任用制度については、年金受給年齢が引き上げられるから再任用するんだという物の考え方もあると思いますけれども、やはり、生き字引とかと昔から言われていますよね。この人がこれに専門、この村にとって発展するにまだ必要なんだよと、こういうのがあると思うんですね。そういうのも含めまして、再任用制度については検討していただきたいと思うんです。

例えば、これ、村長の権限の中にあるんですけれども、そういう中で、例えば委員会なら委員会をつくって、課長職でやめる方、いろいろなやめる方のニーズと榛東村の行政のニーズと、これをやっぱり面接等をすることによって合致するんですね。そういうことまで考えながら委員会等をつくって、この再任用制度については将来続けるおつもりがあるのなら、やっていかないと、その場その場になってしまうと私は思うんです。給料もしかり、3年とか65歳までと、こうあるんですけれども、1年でやめられたら非常に困るわけですね。そうしたら、そういうことのないように、委員会なり何かをつくって、面接するなりして、ちゃんと再任用制度のあり方についても、条例で出ているからいいよと、こういう話じゃないと思うんです。

その辺は今後も検討していただきたいと思うんですけれども、例えば給料等については、課長、条例に載っているよではなくて、どういう考えですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 一応給料につきましても、再任用の枠でもう載っておりまして、その中で、1号、2号、3号、4号、5号、6号まであります。まだ細かいところまで特に決めておりません。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） もし再任用される方がおるという話だったら、この時期に何も決まっていないうと、まだ給料云々が決まっていないう話じゃなくて、やはり次からも再任用として希望されている方が出てくるわけなんですから、きちんとして対応をとっていただきたいと思うんですけれども、村長、どうですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど栢井議員から、今の時期に決まっていないうのかどうかというお話がございました。課長答弁でありましたように、話せば、課長は該当者ということで、煮え切らないうような答弁をさせていただいたわけですが、村とすれば、再任用をするかしないかということについては、本人の意思をちゃんと確認した上で、しかもその給与については村としてはこうだよというなちゃんとした決まりをつくりまして、もう進めております。そして、委員会をつくってどうだこうだという話でございますけれども、職員の採用については専権事項でございますので、委員会を特につくる必要はないうふうと考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） わかりました。私が申し上げたいのは、次に続く人が100%理解をして、また入れる、この人が再任用して頑張っているんだから俺もやるぞとできるないうスタイルをつくっていつていただきたいなと、このように思っています。

それでは、続きまして、白子の海ソーラーパークについて、現在の売電状況について、総務課長、9月以降で結構です。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 平成25年11月8日現在で東京電力株式会社に売電した金額は、白子の海ソーラーポート分が928万2,714円、危機管理分が15万2,040円となっておりまして、合計で943万4,754円となりました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 計画どおりということによろしいですか。

計画どおり売電されているということでございます。それに鑑みまして、来年から消費税が8%、状況を見て、また10%に上がっていくという中で、通常の人には、売電42円というお金が決まっていれば、消費税込みという話になれば、8%になったり10%になっていくと、村が損をするという気持ちになってくるんですね。含まれているという物の考え方で。でもこれは実際違うんですね。要は、もう42円というのは決まっているわけですから、消費税が上がりとう上がるまいと、これは村としたらリスクを負わない、こういう物の考え方で、副村長、よろしいですか。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 議員さんのご理解どおりであります。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 将来、これは例えば2億円弱をかけて白子の海ソーラーパークを建てています。その消費税云々分は返ってくるとかいう話も伺っておるんですけども、それについては副村長、どうですか。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） そのとおりであります。ということは、収入に対する、こちらから払ってあるというふうな部分からいきまして、その差額が返ってくると思います。したがって、何も事業をしないでいきますと、大方の予想どおり2,400万円の収入に対しての税金が上がれば上がっただけ、国のほうにお支払いするというふうなことになりますけれども、設置した年は支出が余計出ていますので、税金を余計払ってありますので、その差額は次年度以降、3年の間に申請して、1回限り返ってまいります。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） こういう話は村民の方、理解されていない方がいっぱいいらっしゃるんですね。だから何らかの機会に、消費税が上がりとう、8%になろうと10%になろうと、榛東村には上がったことによるリスクはないんだよということを知らしめる必要があると思うんですけども、総務課長、どうですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 消費税関係につきましては、当然、例えばその部分は売電で村に来ます

よね。それでその事業で使った分につきましては、消費税を差し引いた残りを国へ納めるという形で、当然村としては、特に関係ないといえば関係ないんです。その必要はないかと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 村民の方は勘違いされている方がいっぱいいらっしゃいますよ。消費税込みの42円といたら、消費税が上がっていけば、村に入ってくるお金は少ないんだよと思っている方はいらっしゃいますよ。そういうことも含めて、何らかの機会で、いいことをしているわけですから、PRしていったらいかがかと思いますけれども。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 村でもいろいろの事業をしております。栢井議員が心配されているように、消費税がアップされたときには、そのリスクというか納めなければならないものもあるし、それから返ってくるものもあるというような中で、特殊な事業だということで、栢井議員はこれについては、そういう細かなことを何らかの形でということでございます。一度は村の広報に具体的な数字を挙げまして報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） それと、やはり夏、上のソフトバンク、ソーラーでもないんですけども、必要経費をなるべく白子の海のほうは抑えて、抑えて、抑えて、もうける、もうける、もうけると、こういう形が私は一番いいと思うんですね。今言う将来的に、箱物に対する国の補助金というのはいろいろ出てこなくなるんですよ。榛東村としたら、もうけていかなければだめなんです。整備とか維持管理する金というのはついていかないんですね。だからそういう中で、いろいろもうける、私は村長の行動なくして村の発展はないという、これは共感するところです。やはり今まで建てたものとかというのは、ある時期に来れば、維持管理するのに整備する必要が絶対出てくるんです。そういうときに、やはり受けじゃだめだと思っているんですね。その辺を含めて、詰められるところは経費を詰めて、お金をためていくという姿勢を崩さないようにお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、9月の一般質問で、観光振興も含めまして、私、言った中の改善事項について若干確認をさせていただきたいと思います。

観光振興という中で、私、耳飾り館の話をちょっとしたんですね。看板が見えにくい云々という話ですね。先日、確認をさせていただきました。生涯学習課長、非常に見えやすくもなっていますし、大変ありがたいことでございます。

それと、通学路の整備、この関係につきましては、秋の道路愛護時に区長さんがいっぱい頑張って

いただいて、道路の上を切っていただいたり、サザンカを切っていただいたり、いろいろ確認をさせていただいております。

そういう中で、どうしても気に入らないというか、納得いかないところが1つあるんです。消火栓の塗装なんです。これが村を本当に汚く見せているという感じがするんです。消防に任せて塗装するとかという話もあるんですけども、やはり一遍にできないと思うんです、お金がかかっちゃって。だから1つ1つ、地域地域、こういうことも踏まえて塗装等していただきたいなど、こういうふうに思っております。消防に頼んで何とかするのは、やっぱり塗料を渡さなければいけないだろうし、そういう面も含めまして、一遍にじゃなくて、部分部分でも、例えば役場の近くから始めていくとか、そういうパターンでやっていただきたいと。

それと、防災計画、これについては私は避難所に適していないところもあるんだよという話で、ちょっと検討していただきたいという話もしました。それと、そういう中で、避難所がいろいろ変わってくれば防災計画も変わってくるだろうと。先日、高崎が災害時の名簿作成ということで、要支援者の同意を得て、区長さんとか自治会長さん云々という話をまとめて、何があった、地震があった、何かあったらこの人はここ、この人は連れていくというやつを高崎市はつくったんですね。こういう面も含めまして、榛東村もやはりうちは大丈夫じゃなくて、もう最悪のことを考えて、何とか防災計画についても、確実に救えるというパターンをつくって進めていっていただきたいと、このように私は思いますけれども、総務課長、どうですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 防災計画については、今現在発注しておりまして、しかし、県というか国のほうによる平成26年4月1日の改正を見て、それを踏まえてでない、また防災計画をつくり直すということになります。防災計画を今しており事業自体はもうできているんですけども、それを踏まえないと防災計画をまたつくり直しということになっちゃいますので、今現在やっていますけれども、次の議会で、繰り越しをさせていただきたいと。それで対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 先ほど松井議員さんの質問の中に、要援護者マップの話が出てきたんですけども、榛東村でも昨年、社会福祉協議会のほうで、要援護者マップを大勢の関係者、区長さんとか民生委員さんを集めまして地図づくりをした経緯がありまして、今も活用されるように備えてあります。また、あわせて、子育て・長寿支援課のほうにも補助金を受けてデジタル化した同等のシステムを備えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 先ほどちょっと言い忘れてしまいましたけれども、消防水利の看板なんですけれども、詰所に在庫が置いてありまして、各分団で自主的に交換してくれることになっております。前回の一般質問で、腐食した看板を交換するようにとのことでありましたので、その後、すぐに消防団役員会でその旨をお願いしてあります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 先ほどのマップについては、私は9月定例会で承知しているという旨をお話しさせていただいておるんですけれども、要は、高崎の場合では、要介護云々されている方の勝手に名前を使っていないので、もう承認いただくよと、ここまでやっているわけですよ。課長、そういう関係は、うちはいかがなんですか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 全く同じ、高崎市の内容をちょっと今手元に資料がないんですけれども、うちのほうも要介護レベルとかそういうのがわかるような内容で、その家に対して誰が民生委員でそのエリアの担当になっているかというのは、それぞれわかるような状態になっております。また、社会福祉協議会のほうでつくりましたマップにつきましても似たように、もっと繊細に、こういうところにはこういう看護師さんがいるとか、そういうのまで備えた情報を集約したものとなっております。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 先ほどの消火栓等についても、防災計画等の見直しについても理解をいたしました。

最後に、八幡9号線の話につきましては、本日、私の後に早坂議員が質問内容に入っていますので、あえてここで私は質問しませんけれども、1つだけお願いします。

拡張工事云々というのがいろいろ住民の方のご理解を得て、始まる始まらないは別にして、今八幡

9号線については、中学生が自転車に乗って毎日通っているんですね。今、なぜか道路は非常に悪くなっています。穴があいたり、あっちがあいたり……

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） それでは、早坂議員にお任せをいたしまして、私の質問はこれをもって終わります。

○議長（高橋 正君） 以上で、2番松井保夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。開会を1時から行います。

午前11時43分休憩

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番早坂通君の質問を許可いたします。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） こんにちは。13番早坂通です。

私の議員としての再出発も8カ月が過ぎようとしています。この間、いろいろな行政の課題も見えてまいりました。本日はその中から、一つ目、入札制度について。二つ目、若者や子育て世代が住みたくなるむらづくりについて。三つ目、八幡9号線について質問をいたします。

詳しいことは自席に戻って質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（高橋 正君） 13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず最初に、入札制度についてお尋ねをいたします。

今行われております競争入札をする目的は、私は、よいものを安くするというためにあえて競争入札が取り入れられているんだというふうに解釈をいたします。村長、間違いないですね。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） そのとおりでございます。その中に公平性も含まれております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） インターネット上のウィキペディアにはこのように書かれています。国及び地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によらなければならないとなっておりますが、村長、このことについても間違いないですね。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 承知しているところです。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） これも村長にお尋ねします。

近年、国や地方公共団体では、入札方法を指名競争入札から一般競争入札に移行する動きが加速している。とありますが、村長、このことをご承知ですね。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 承知しております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） これは、村長もしくは課長どなたか知っている方でよろしいんですが、ほかに基本的によく知られているのは一般競争入札、指名競争入札、この二つですね。ほかに入札制度にはどのようなものがあるか、お聞きします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 地方自治体の契約につきましては、地方自治法第234条第1項により、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、また競り売りの方法により締結することになっております。以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、指名競争方式、入札がある中でも、幾つか種類があると思うんですね。その種類をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 種類といっても、一般的な指名競争する方法と、もう一つ、総合評価落札方式というものがございます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私も正直言いまして、入札に実際かかわったことは一度もありませんし、詳しいことはよくわからないんですが、ただ、私が今現在持っている資料の中には、指名競争入札の方式ということで、公募型、工事希望型、意向反映型というふうに書かれているんですが、こういう形もあるわけですね。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） はい、ございます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 先ほど総務課長のほうから総合評価方式なんということも出たんですけど、今、日本でいろいろ使われている入札方式の中で、最もどのような形がいいというふうに、村長、現在考えておりますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 事案によって選ばせていただいていますので、これがいいというものについては、ちょっとお答えがしかねるかなというふうに思います。場所だとかその事案によって、中身によって違うということだろうというふうに認識しております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 昨今では、一般競争入札という入札の形は、その方向に向かう傾向があるということですね。これは何かいろいろな今までの不祥事をなくすようにするために、一定の法改正がされたいですね。そういうことによって、そういう方向が、流れが進んできたというふうに認識しているんですが、そういう中でも、私が調べた範囲では、現在最も使われているというのは、これは何か落札決定方式というふうになっているんで、この価格競争方式、総合評価方式ということで、二つ対比されているんですね。この価格競争方式というのは、要するに価格だけで勝負するわけですね。それで入札して一番安いところからとると。この総合評価方式というのは、ある程度いいものをつくると。ちょっと話戻りますけれども、価格競争だけだと、一番安く入れた人が落札することになりますから、そうすると、それもなおかつ一般競争入札でやれば、全ク力のないようなところがとったりなんということもあるので、そういうことを防ぐためでもあるんでしょうけれども、評価

方式というので、ある程度技術力とか社会貢献度ですか、そういうものを入れた方式が徐々に多く使われるようになってきているということなんですけども、今の私の解釈で、総務課長、価格競争方式と総合評価方式というのは、こういう考え方でよろしいんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 価格評価方式につきましては、設計書がありますので、その設計に基づいて一番安く、当然安くしていただいたところに落札するということで、今、県が推進しているのが、総合評価落札方式でございます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そういう今の質問を踏まえて、いずれにしましても、入札のやり方も、近年いろんな変化を来していると思うんですね。そういう中で、村として、発注側として、一番やっぱり大事なことは、よいものを安くつくってもらうということだと思うんですよ。これがもう大前提だと思うんですよ。その大前提でもっていろいろな入札の方式が決まってくると思うんです。先ほども言いましたように、ただ単なる価格の低いところが落札するということですから、当然技術も力もないようなところが受ければ、安くてもいいものはできませんよね。だからそういうところで、いろいろだから、とにかく入札の本来の目的である、いいものを安くつくるということで、いろんな入札方式が今、考えられ、模索されているんだと思うんです。ですから、村もこういう立場にまず立って入札をするべきだというふうに考えるんですが、村長、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど来言われておるように、一般競争入札というのが、入札にしては原則だというふうに私も思っております。ただ、地方自治体によっては、やはりそれが本当にいいものであるけれども、取り入れられるかどうかということになると、いろいろのことを考えなければならぬと思います。村内業者の育成とか、地域雇用、あるいは地域の経済の活性化の面から村の業者を選ぶとか、そういったいろいろな自治体の独自の施策というか、やらなければならない、取り入れなければならないということもございます。

それと同時に、先日の入札でも私は話させていただいたんですけども、地域貢献を村の業者さんたちにさせていただいているということも加味しながら、これからもやはり公平で、しかもよいものを安くという原点に返って、入札制度は選ばなければというふうな考えでいるところです。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） もちろんそのとおりですね。だから私も、単なる一般競争入札がいいとは

言うつもりはありません。また逆に、じゃ指名競争入札ならいいのかということも言い切れません。なぜかといえば、もう皆さんご存じのように、指名競争入札、一般競争入札ですら談合というのは起こるわけですからね。なおさら指名競争入札になれば談合というのは起こります。ですから、単に今までやってきたような単なる一般競争入札、指名競争入札でいいということではなくて、やっぱりさっき言いましたように、とにかくよいものを安くつくるというためにはどういう方式がいいかというのも、日本の動きを見ながら、榛東村としても考えていく必要があるというふうに考えているんです。そのことを先ほどお聞きしたんです。どうですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員がおっしゃるとおりだと思います。そして一長一短が入札制度にはいろいろあるかと思いますが。一般競争入札にしる、それから指名競争入札にしる、それから総合評価入札にしる、これは一長一短があるので、やはり先ほどから申し上げていますように、その事案によっては、やはりそういったものを選定しながら行っていくということだと思います。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そこで、村長の気持ちもわかりました。

次に、私が確認したいことは、とにかくくどいようですが、入札というものは、よいものを安くつくるということが、もう大前提ですからね。それはもう大前提にしないではいけません。その次に、私は地元業者育成というのは来るんだと思うんですよ。なぜならば、地元の業者さんは、災害初め、いざ何かあったときには、やっぱり村民のためにいろいろなことをしてもらわなければならないということは、絶対にあるわけですね。だからそういったことで、私は本日このことで言いたいのは、よいものを安くつくるということは大前提で、その次に、地元業者を育成するために、なおかつ、村長が言う公平にするにはどのような入札方式がいいのかというのを、ここで1回、村としても検討する必要があるんだというふうに考えているんですね。ただ、今までどおりの指名競争入札をしていけばいいというものではないと思います、日本の今の流れを考えれば。いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 早坂議員が話されることは、私も重々わかるつもりでございます。そういった中で、やはりよいものを安くという原点に戻って、いろいろの入札の仕方がございますけれども、それらもこれから重要課題として、いろいろな面から調査をして、今、議員が言われるように、公平でよりよいものをつくれる、安価でつくれるという入札制度にだんだんとしていかなければと、こういうふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) じゃ、ひとつ検討課題にしてみてください。それで今私が言った、よいものを安くつくるということと、なおかつ地元業者も育成できるような方法。なかなか難しいと思うんですけどもね。そういう方法をぜひ一度探してみてください。

じゃ、次に移ります。

次は、若者や子育て世代が住みたくなるむらづくりについてです。

日本は急速に少子高齢化社会への道を進んでいます。榛東村も例外ではありません。少子高齢化対策の決め手の一つは、多くの若者や子育て世代に村に住んでもらうことです。それには若者や子育て世代が住みたくなるような施策の充実が必要です。また、多くの若者や子育て世代が住むようになれば、村の活性化にもなります。

そこで村長、若者や子育て世代が住みたくなるような村をつくるには、どのような施策が必要とお考えですか。

○議長(高橋 正君) 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) 細かい対策については、課長のほうから答弁させますけれども、原則的には、子育ての重要性、それから高齢者の、きょうもお昼前質問が出ましたけども、健康寿命に関する施策をやっぱり施していかなければというふうに思っております。そして住みよいものができるんじゃないかと。原点だと思っております。

細かいことについてはまた課長のほうから説明させます。

○議長(高橋 正君) 子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 榛東村の場合としまして、最初に保育料の水準とか保育士の充実対策、あと保育園の延長保育等、また一時預かり保育、あと病児・病後児保育なんかの施策は、子育て・長寿支援課のほうでは考えられると思います。

○議長(高橋 正君) 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) いろいろ広範囲にあると思うんですね。少なくとも私が思いつくところは、まず、幼稚園、保育園の充実ですね。あと子育て教室や子育て支援事業の充実、学童保育所の充実、学校教育の充実、これ図書館の建設、子供の遊び場などの整備、このようなことが私は、子育て世代が住もうとする一つの条件になると思うんですね。

なお、そしてあとは、若者や子育て世代と書いてあるんですけども、一生懸命若者はどのようなことをすれば住んでくれるかなと考えたんですけども、それはちょっとなかなか思い当たりませんでした。だれかもし、こういうことを望んでいるよとわかる人がいたら、一言答弁願いたいんですけど

れども、ないですかね。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） その答弁になるかわかりませんが、若者が住みよくなるということは、結局環境整備が必要じゃないかというふうに思います。そうすると、環境整備の中で、やはり働く場所があれば、若者が住みついてくれると。その企業に住みついてくれるものについては、先ほどから言いましたように、子育て支援にもいろんな施策を施す。それからおじいちゃん、おばあさんが一緒にいる家庭については、やはり高齢者の対策もこれは十二分に考えてやらなければと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、最もそうだと思います。若者にとっては、やはり働き場所は重要だと思いますね。ぜひ努力をお願いいたします。

そういう中で、子育て教室、子育て相談事業などの子育て支援策については、また次回に回すとしたしまして、また学校教育、とりわけ今日は学力アップについて質問する予定でありましたが、このことについては、この後の山口議員さんの通告が出ていますので、私の考えを、このことについては一言だけ申すにとどめておきたいというふうに思います。

まず村長に答弁願います。

村の小中学校の学力をアップさせることは、子育て世代に住んでもらうために重要なことだと思いますが、村長はどのように考えますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 答弁になるかわかりませんが、やっぱり環境整備が必要じゃないかなというふうには思っております。やはりお昼前からご質問があったように、図書館の整備とかそういったもの、それから健康面での事案とか、そういうものが整備された中では、やはりそういうふうにつながってくるんじゃないかなと。何しろ体が丈夫でなければ勉強という方向には向いていけないという原点に戻って、体力をやっぱりよくするという面からは、私はそういうふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ちょっと村長の答弁は食い違ったみたいなんですけれども、やっぱり子を持つ親として見れば、勉強できたほうがいいわけですね。そういうふうに考えれば、やっぱりあの村の学校はみんな優秀で成績がいいんだということが世間的に知れていけば、それも榛東村に住む一つの当然要素になると、私は絶対に思います。

そういう中で、教育長にお尋ねしますけども、私は学校教育というのは、何も学力だけをアップすればいいものだとも思っていないんです。ただ、今言いましたように、学力をアップさせるということは、子供のためにも、いろんな意味で大事なことなんです。ただ、学力アップオンリーになってしまうのは、ちょっと懸念される場所なんです。

そこで教育長にお聞きしたいんですが、私の保育士時代に、よく教員なんかと研修会を開いたんです。そのときに川野理夫さんという人がいまして、その人がこういうふうに言ったんです。その人が言ったんじゃなく、その人の本に書いてあったんです。教育の効果は忘れたころにあらわれると。さらに、その川野さんは、子供を変えるのは授業で変えるんだと。だから国語の授業なら文学作品を読ませて、その文学作品を深く読んで、その人間のあり方なんかをその中から酌み取って、そうすれば学力もつくし、人間としても成長すると。また数学ならば、論理的な物の考え方、そういうものを教師がただ頭を入れながら教えると。私なんかは中学時代、どういふ数学の教育を受けたかという、この方程式は、この方程式とこの方程式を使って、こうやって解けばいいんだと、こういう教えられ方をしたんです。とにかく機械的なんです。私はそんなばかな話ないと、中学生心ながら思っていたんですけども、やっぱりもしそういう教育されているなら、子供かわいそうですよね。やっぱり極端な話を言えば、私が高校時代に、私定時制でしたから。ちょっと用事がありまして、学校を休んで。休んだときに教えられた方程式が試験に出たんです。私、その方程式全然知らないんです。自慢話じゃないんですよ。私はその方程式を知らないで、前段階から全部導き出したんですよ。最終的に答えが合っていて、数学の先生が言うのには、確かに答えも合っているし、導き方も間違えていないからいいでしょうということ。だから、私たち中学のころは、この問題はこの方程式に当てはめるんだよというような教え方をされたんです。でもやっぱり数学教えるときも、そうじゃないと思うんです。そういったことを考えると、やっぱり学校の授業では、授業によって子供の成績もアップするし、生きる力、人間として豊かに育つ力、そういうものも教えるものだと思うんです。それは認識どうですか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 子供たちにとって、学校はまず、学力をきちんとつけてやると。これはどこの学校でも昔から大きな命題であるということは間違いございません。ただ、義務教育の場合は、先ほども早坂議員さんのほうから出ていましたけども、学力だけつけばいいのではないということもあると思います。例えば今、すさんだ部分もあるわけで、豊かな心、人を思いやる心、その徳の部分も育てなければならぬ。そのベースとなる子供たちの体、健康、体力。この三つをバランスよく育てていくことが義務教育の務めであると、そういうふうに私は捉えております。

子供たちはさまざまな個性を持っていたり、能力差というのは当然あるわけでございます。その中で現場の教員が子供たちと一番触れ合う時間というのは、やはり何といても授業が一番。授業の方

法については、教え込み型といいますか、知識注入型といいますか、そういう授業であつては、子供たちが意欲がわかない。やはり子供が考えるとか、なぜそうなるんだろう、わかった、できる喜び、そういうことを多く味わわせてやる必要があるだろうと、そういうふうを考えています。したがって、最終的には教員の指導力、これが非常に今問われているんだろうと、そのように考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まさしく今、教育長が言ったように、私が言いたかったのはそこなんです。やっぱり教員の指導力、資質なんですよね。そこはやっぱり一番重要だというふうに私は考えるんです。当然職員集団もつくっていく必要がありますけどもね。だからそういうものを含めて、やっぱり教育長には努力をしていただければというふうに思います。

次の質問に移ります。だんだん時間が迫ってきました。本来なら30分で終わらせる予定だったんですけれども。

子育て・長寿支援課長にお尋ねしますね。保育料の現況はどうなっているか。つまり他市町村と比べてどうなのか、榛東村は。それと延長保育、一時保育、病児・病後児保育、日曜祝日保育についての現況をちょっと、さあっと教えてください。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 最初に、保育料水準から申しますと、榛東村の場合、階層が7段階あります。周辺では階層が複数、7段階より多く設けているところもありますが、その内容につきましても、榛東村は近隣市町村よりも低い水準にあると思います。

また、延長保育につきましても、平日ですと午前7時から8時、午後4時から7時までを延長保育の時間帯として預かっております。土曜日ですと午前7時から8時、12時半から午後7時までを同等としております。これに伴い、保護者の利用料金は発生しません。24年度における延長保育の利用実績は、月平均の延べ人数で保育園が240.7人、中央が196.1人、南部保育園が267.4人となっております。それと保育園の一時預かり保育につきましても、内容とすると、保護者の病気や冠婚葬祭等で家庭での保育が困難な場合などに一時的に児童を預かるものですが、月曜から金曜までの午前8時半から午後5時までとして、週3日程度という内容で実施しております。一時保育では、1日当たり3歳未満が2,000円、3歳以上は1,500円の利用料金が発生します。直接保育園へ納める仕組みですが、24年度における一時預かり保育の実績は、月平均延べ人数で、北部保育園が2.3人、中央保育園が6.5人、南部保育園が12.1人でした。

今、料金と延長保育、一時預かり保育につきまして申し上げましたが、あと……。

〔「病児・病後児保育」の声あり〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 病児・病後児。

本村で吉岡町にある竹内小児科にあります吉岡町乳幼児健康支援サービスセンターを病児・病後児施設として利用できるようにしております。利用者が小児科へ費用を納めた後、その3分の2を村が補助するもので、1日当たり2,000円という限度額を設けた制度となっております。この利用実績につきましては、24年度はゼロ件でしたが、25年度につきましては、11月末現在で3件ありました。

以上でよろしいですか。

日曜祝日の保育ニーズにつきましては、各保育園へ問い合わせてみましたが、現在のところ、その要望、希望をする保護者の声は届いていないという回答を得ております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 保育料について、私も当初はある何人かの人から、やっぱり高いというか、引き下げてほしいという声があったので、ちょっと挙げてみたんですけども、その後調べてみましたら、榛東村は決して高い保育料ではないということがわかりました。

ただ、今後考えなければいけないのは、課長も言いましたように、多いところは13カ所、14カ所ぐらい分けているんですね、細かく。榛東村みたいな大ざっぱな分け方だと、所得の低い人の負担が大きくなるんですね。例えば4万円以上10万3,000円までという感覚だと、所得税がですね。そうすると、所得の低い人がやっぱり負担が大きくなる、どうしたって。だからもう少しきめ細かくやったほうがいいのかなとも考えたりするんですけど、ただ、それがいいか、私の中では結論が出ていませんので、今後、ちょっと行政のほうで検討してもらいたいと思います。

日曜祝日保育については、要望がないということなんですけども、それはただもうあきらめちゃって、親が、ありますかということを開かないだけであって、私が実際保育士をしていたとき、数人から言われました。特に商店をやっている方ですね。商店をやっている方は、休みである土日とか祝日が一番忙しいんですよ、お店が。そのときに保育園が休みなんだからとよく言われました。だからこれ、少ないかもしれないんですけども、困っている人はきっと困っていると思うんですね。だからそういうことも含めて、今後の検討課題にさせていただければというふうに思います。

時間がどんどん思ったよりも迫ってきちゃったので、先を急ぎます。

それでは、先ほどは保育園の施策の充実ということで聞きましたけれども、これからは保育内容の充実についてお尋ねをしたいと思います。

人間の脳は3歳までに80%、6歳までに90%でき上がると言われています。京都大学霊長類研究所所長であった久保田競さんは、次のように言っています。基本的な神経細胞の構造や働き方は、遺伝子によって決まてきますが、それを十分に働かせられるかどうかは環境次第。一卵性双生児の遺伝と知能の関係を調べると、同じ遺伝子を持っていても、環境によって知能に差が出るという結果が出ています。つまり、遺伝子で知能が決まる割合はほんのわずか。生まれた後の環境のほうはずっと大

切というわけですが、このように言っております。そして続いて、そういう意味では、赤ちゃん時代からたくさん刺激を与えて脳の働きを活発にしてあげれば、バランスのとれた知能の高い子に育つ可能性はだれにでもあるといえるでしょうというふうになっております。子供の脳の発達にとって、人間としての全面発達にとって、ですから幼稚園、保育園、とりわけ保育園の果たす役割は限りなく大きいわけですが。私はこの久保田競さんの考えはごもっともだというふうに思いますが、村長、異論がありますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、早坂議員から提出されている資料を見ながら、なるほどなと思っております。そのとおりだと思います。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ちょっとつけ加えておきますが、これ私が保育士の現役時代に買った本です。これ久保田競さんが書いているんですね。これは1988年です。ですから、あえて、やっぱり科学というのはどんどん進みますからね。だから、ここで言われていることも進んでいると思ひまして、あえてネットで最近の情報を調べたのがこれです。このころ久保田さんが言っていることと、そこに書いたことは、若干違っているんですけども、でも、原則やっぱりそういうことだというふうに思うんですね。

それはそれといたしまして、そういう中で、公立保育園の場合は、ある程度村長の権限というか、それで保育内容を充実するために、もっとこういう研修に行ってくれとかいうこともできるんだと思うんですね。ただ、私立保育園なんかに対しては、直接そういうことはやっぱり言えないんだろうというふうに思うんですね。ならば、保育内容を充実させるために村ができることは何かというと、やっぱりお金での支援だと思うんですね。民間保育所運営補助金というのがあるんですけども、このような補助金は、課長、ご存じですか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 通常、うちのほうで支出しているものがそれと解釈しているんですけども、議員さんの持っている手持ちの資料とは相違するものでしょうかね。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 民間保育所運営補助金。大ざっぱに言うと、保育士の継続時雇用と保育の質の向上を図るため、給与改善費や職員研修費の一部を助成するというふうになっています。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） うちのほうで支出しているものと解釈されます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） とにかく、さっき言ったようなことを考えれば、人間にとって一番大事な時期にかかわるのは保育士なんです。小中学校の先生、高校の先生、大学の先生よりも、よっぽど人間にとって必要な大切な時期に保育士はかかわっているんです。ところが、この保育士の待遇というのは冷遇されているんですね。ニュースでもついこの間まで取り上げられましたけれども、35歳ぐらいの年代の女性の平均賃金よりも、保育士の賃金は10万円少ないと、こういうのが一時ニュースで取り上げられましたよね。そのくらい保育士は冷遇されているんです。何でそうせざるを得ないかというのは、基本的には、国から来る措置費が少ないからなんです。国から来る措置費がね。だからある程度年齢のいった保育士は雇っていらなくなってしまいうんですね、給料上がっていくから。だからそういう人たちには肩たたきをしてやめてもらって、新しい保育士にかえるわけです、低賃金の。でも、保育というのは今言ったように大事な仕事ですから、やっぱり積み重ねるということも大事なことです。それは若い力も必要ですけども、保育という力を積み重ねた保育士の力ということも重要なことです。本来そういうようなものですから、なおかつ、常に研修をすることは大事なんです。保育士は、常にそういう、生きている大事な時期の人間の乳幼児期を扱っているわけですから。常にやっぱり研修というのは、いろんな意味で、お勉強の研修もそうですし、リズムの研修もそうですし、いろんなものが絶えず必要になってくるんですね。そういったことを考えたら、やっぱり保育園、幼稚園に保育内容を充実してもらうということは、将来の榛東村にとってまた大事なことだし、そこをきっちりすることが、長い目で見れば学校の学力アップにもつながるというふうに私は考えているんですね。

そこで村長にずばりお尋ねします。この民間保育所運営補助金というものを調べていただいて、ある程度現場の意見を聞いていただいて、私が言ったような保育内容を充実するために、保護措置このくらい必要だといえ、もちろん村の財政との相談もありますけれども、民間保育所運営補助金をふやすという考えはありますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まず最初に、この資料を見させていただいて、一番感じたのは、環境によって物すごく敏感に対応されるんだと、子供たちにされるんだという話でございます。その中では、議員もご承知のとおり、3園民営化にはなっておりますけれども、この近在にはない施設が取り入れられると私は思っております。その中で、今言われるように、保育士ですか、その資質向上だという指摘でございます。民営になっておりますので、どこまで手が突っ込めるかわかりませんが、機

会があるごとにそういった問題を投げかけて、必要あらば、またいろいろと協議をし、そしてまた、国の制度を、うちのほうから見ましてそういう制度が取り入れられるということであれば、またそういうところも研さんをさせていただきたいと、このように思います。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 本当にこれまだ、日本の世の中ですら、私が今言ったような保育士に対する認識はないんですね。でも、今言ったように科学的に見れば、絶対にこの乳幼児期というのは、人間の発達にとって最も大事な時期なんです。そういったことを考えれば、財政との相談はもちろんありますけれども、榛東村がそういうことを率先して力を入れるとなれば、それは全国的に、波及までいかないかもしれないけれども、話題になることかなと思うんですね。そういうことも含めて、本当にちょっと、保育は子守りと同じだなんて考えないで、今言った私の乳幼児期の大切な時期ということをも十分踏まえていただいて、真剣に民間保育所運営補助金の増額を考えてほしいというふうに思います。この質問については、本日はこのくらいにしておきます。また機会あればすることもあろうというふうに思いますけれども。

じゃ、最後の質問に移ります。

八幡9号線についてなんですけれども、八幡9号線の現況と課題について、建設課長、お尋ねします。

○議長（高橋 正君） 清水建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 八幡9号線につきましては長年の懸案でありまして、重要な路線と考えているところであります。

平成22年度に用地測量を実施しまして、その後、詳細設計も行っております。また、地権者説明会も数回行い、道路の建設については理解を得られております。しかしながら、用地買収につきまして全員の方に同意を得られているわけではなく、今後さらに交渉を進めていかなければと考えております。

なお、個々の事案に関しましては、プライバシーの問題もあり、控えさせていただきますが、買収を予定している方について代替案などを提案させていただき、今年度中に用地買収が完了できるよう交渉を行っていきたいと考えております。以前は交渉を行うに当たり、取りつく島もなかった方もおりましたが、再三の交渉によりまして具体的な話もできるようになってまいりました。以前から比べますと、かなり前進したのではないかと考えております。

また、賠償について同意を得られている方については、随時買収を行ってまいりたいと考えております。当路線の完成に向け強い気持ちで行っていくよう、建設課としまして、村長よりまたその指示を受けているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 1点だけ簡単にちょっと答えてください、建設課長。関係者のほうから、この数カ月間何も音さたないんだという話があるんですけども、それは何か理由があったんですか。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 用地買収に関しまして、ちょっと問題のある方がおりまして、初めその方を解決させてからということと考えておりましたので、全員の方にまだお話が行っていないというところがあります。まず難しいところから、建設課としては解決をさせていくということ考えております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） あそこの八幡9号線というのは、とりわけ今拡幅がされていないところというのは、八幡9号線というのはそうなんですけれども、通学路なんですよね。私もよく夕方あそこを通ると、中学生が自転車に乗ったり、当然歩いたり、通学路として使っているんですけども、やっぱり基本的には追い抜かないようにとは考えておるんですけども、中学生なんかもう端に寄ったりとか、中にはとまってくれたりする人もいますので、そういうときにはゆっくり追い抜くようにしておりますけれども、端に寄って、自転車まで動いている場合には追い抜かないようにするとか。だから、私たちが注意するのは、それは当たり前のことだからいいんですけども、そういうことをしている中で、この間もトラクターの事故がありましたけれども、今度中学生はもちろんのこと、何か住民を巻き込むような重大な事故があったりすると、やっぱりそれはもう大変なことになると思うんですよね。それも昔から計画された道路がもう二十数年来できないでいるということですから、それは地権者のいろいろな問題もあるとは思いますが、それは私は十分わかります。ただ、そういうようなことが起きてはならないしね。事故などというのは起きてはならないし、それを防ぐために、今、私はこの問題を取り上げたわけです。ただ、万が一起きたとしたら、そういうときには、地権者がなかなか承知してくれなかったからじゃ済まないんですよ。やっぱり行政の責任は問われるんですよ。だから、何としてでも全力を挙げて、言ってみれば全庁挙げて、八幡9号線の問題には取り組むぐらゐの覚悟を行政は持ってもらいたいと思うんですが、村長、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当に勇気をつけられたというか、思いですけども、自分としても、早坂議員が取り上げる以前に、松岡議員がもうどんどんとその話でいろいろな人に当たっていただいて、

またご苦勞していただいているわけです。しかしながら、地権者の、本当に数人に、まだ了解を得ていないということありますけれども、村としましては、

、その解決策を見出して、路線が、まっすぐにはならないかもしれないですけども、ある程度の路線の形状も2案を示して、地元を示しておりますので、その中から一番手っ取り早く、そしてまた地権者の了解を得られる形で整備を早急に進めたいと、こんな覚悟しております。よろしくお願ひします。

○13番(早坂 通君) 終わります。

○議長(高橋 正君) 質問順位4番、以上で13番、早坂通君の一般質問を終了いたしました。

質問順位5番、山口宗一君の質問を許可いたします。

暫時休憩。

午後1時47分休憩

午後1時47分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

先ほどの答弁の訂正部分があります。

村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) 先ほど答弁の中で、……………それだけは取り消させていただきます。

○議長(高橋 正君) それでは、質問順位5番、山口宗一君の質問を許可いたします。

4番、山口宗一君。

[4番 山口宗一君登壇]

○4番(山口宗一君) 4番、山口宗一でございます。

時のたつのは早いもので、滋賀県の大津市の市立中学に通う男子生徒、2年生だったんですけども、男子生徒が自宅でみずからの命を絶ってから、2年余りが経過しました。事件前後の学校と教育委員会の隠ぺいが発覚し、問題視され、その事件が誘引となって、いじめ防止対策推進法が国会を通過したのが、可決したのが昨年のもので、早いなど、そのように思っております。しかしながら、いじめの問題は後を絶たず、いろんところから報告がされております。

きょうは私の質問内容は、いじめについて含めて3問、質問をさせていただきます。

以降、自席に戻り、質問します。

○議長（高橋 正君） 4番、山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） それでは、初めは全国学力学習調査について、教育長にお伺いします。

平成25年度の全国学力学習調査は、この4月24日に行われました。小学校6年生は国語と算数のAとB、中学生は国語と数学のAとBで、約全国で220万人が受験をしたと聞いております。4カ月後の8月27日に文科省のほうから成績の発表がありました。上位は今までと変わらず秋田県とか福井県が上位を占め、最下位は沖縄県でした。そのような中で、群馬県はどうであったかという、中学生が全国の平均点より0.8ポイントよい63.7%。これは平均正答率なんです、100に対して63.7である。全国47都道府県の中で9位に健闘したと考えております。しかしながら、小学生は全国の平均点を2.0ポイント下回った60.1でした。47都道府県の中では40位と、そういう成績に終わったわけです。

ところで、榛東村の小中学校の成績はどうだったか、お聞きします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

先ほど山口議員さんのほうからありましたように、今年度も小学校6年生、中学校3年生、国語、算数、数学ということで、全国学力テストが実施されました。Aについては、基本的な問題を問う、Bについては活用する力を問うということでございました。ことしの全国学力テストの実施要領では、文科省のほうは具体的な数値は公表しないということでございますので、各校も数字は入れないで公表をしたという状況でございます。したがって、きょうの答弁も数字は申し述べられません。

まず、北小学校ですけれども、国語のA、B、算数のA、Bとも県平均と同じレベルとほぼ同等。南小学校につきましては、国語のA、基本についてはやや下回ってございましたけれども、それ以外のものについては全国レベルという結果です。中学校については、国語のAは全国と同じレベルでしたが、残念ながら、それ以外のものについては全国をやや下回っていたということでございます。

この全国学力テストの学力面と、もう一つは、児童生徒質問紙ということで、アンケート項目、かなりの項目があるんですけれども、それについても結果が出ておりますが、榛東のところを向けてみますと、質問紙から受けるよい点としては、生活習慣であるとか読書の習慣、それから学校は楽しいと答えている児童生徒が多かったということでございます。反対に、課題として残っていることは、家庭学習であるとか、休日の学習時間が少ない。それから、自分で計画を立てて学習できない。それから考えを文章にすることが苦手であるというような状況が見えてきます。この状況を踏まえると、榛東の小中学生の児童生徒は、勉強すればまだまだ伸びるんだらうと。しっかりと生活の基本ができておりますので、伸びるんだらうということは予測されますが、家庭学習というところ、ここにちょっと課題が見えるということで、この辺のことについては校長会議で、家庭学習のあり方である

とか仕方であるとかというのは、もう一度検討して子供たちに提示しなさいというような指示は行いました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ただいま教育長から答弁いただきました。具体的な数字は出せないということですが、1点だけちょっとお聞きしたいんですが、小学校の場合は、対象となる数字を県平均でお答えになりました。それから中学は全国平均でお答えになって、両方とも低い点でお答えになっているんですが、それはどういうことなのか、ちょっともう一度お願いできますか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） この辺につきましては、公表する数値ではなくて、各学校に任せてありましたので、県のレベルと全国レベルが同じような部分もありますし、県がちょっと低いとありますが、そんなに差はなかったわけなので、学校の使ったものをそのまま使わせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 余りこの点数のことは、何点、何点というのでお聞きするつもりはないんですが、この学校の現場の先生の反応はどうでしたか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） これは特に学校現場では、小学校のほうが衝撃を受けたということでございます。それから、中学校につきましては、全国レベルよりやや上ですけども、年々その差が開いてきていると、こういう状況もありますので、やはり中学校のほうも頑張るんだと、簡単にいえばそういうことです。

もう一つは、やはり義務教育は9年間ですから、小学校、中学校との9年のスパンで考えなければいけない、そのように考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 点数のことをまた余りここに言いたくはないんですが、小学校の場合は、群馬県平均をこういうふうにした場合、トップの秋田と10ポイント以上の差があるので、その辺をやはり教育委員会も、それから学校現場もそういうことを認識して、これから授業を進めていく必要があ

るんじゃないかなと、そのように思っております。

次の質問に移ります。

2番目の成績公表についてなんですが、これはつい最近、11月の29日に文科省のほうから、公表することに異論はないというふうな、そういう話が出ていました。30日の上毛新聞を見てもらうと、公表する方向で進めようと、そういうことになったようです。

そこで、私がこれを通告出したのは11月15日で、約2週間前に出しているのです、その時点で話を進めさせてもらいます。

全国学力テストの学校別成績表を市町村教育委員会の判断で認める方向で、文部科学省が検討していることについて、上毛新聞社が10月23日、首長を対象に賛否を問うアンケートを実施しました。その結果は、知事と4市町村長で賛成が5人、5首長というんですかね。それから反対したのが15市町村です。残りの16市町村の首長は、どちらとも言えないと、そういうふうなお答えをしたようです。榛東村の阿久澤村長は、どちらとも言えないというところで答えたようなんですが、それはどういう理由で答えたのか、お聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど教育長のほうからも話があったと思うんですけども、これについては、その時点では公表するかしないか、それは各行政単位でやってくださいよという通達がありました。そんな中で私は、どちらでもないということで答えさせていただきました。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） やはりこういうことに関しては、それぞれその方の考え方があるかと思うんですが、賛成か、反対か、どちらかをここに選択することが、やはり意思表示としてはいいんじゃないかなと私は思っています。そのときの大澤知事の記者会見というんですかね、定例会議の話なんですけど、大澤知事は賛成した1人なんですけれども、その方の会見で、学校別の成績の公表はあってもいいとして、子供にとってどうあるべきか。それを最優先に考えていくべきだと。学校にも教育方針の見直しの大きな材料になると。そういうふうに、私もそのとおりだと思っているんです。ぜひそういうところから、学校評価だけというふうに解釈されるとうまくないんですが、やはり子供たちのこういう教育の知恵をここに入れて、それを知識に変えていくという、そういうところに関しては、やはりこれからも全員で大人が進めていく必要があると考えています。

11月29日に関係の内容なんですが、県教委は文部科学省が11月に結論を出すことを踏まえ、国の方向性を見て今後の対応を検討していくとしたんですね。つい4日前に、先ほど申したように、11月の29日、来年度の全国学力学習状況調査から、市区町村教育委員会の判断で学校別の結果を公表できるよう実施要領に改定すると、そういうふうに発表がされました。このことについて、教育長の見解を

お聞きします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 山口議員さんと事前のお話し合いといいますか、やったときには、まだまだ全然動きがなくて、その時点では私は、公表についてはそういう方向は考えていなかったと。その理由として、全国学力学習状況調査は学力の一部だというふうに捉えております。

それからもう一つ、CRTの学力検査というのを3学期に行うんですけれども、これは榛東村では小学校1年生から中学3年生まで実施しております。1年間に子供たちが国語と算数ですけれども、どれだけ学習の内容を理解できたかという到達度がわかるテストで、これを次年度に生かすということで、これを重視していきたいというふうに考えておりました。今後、国の動向であるとか県の動向を見ていきたい、それで考えていきたいというふうにお話はしていたんですけれども、山口議員さんがおっしゃるように、報道では11月の29日、先週の金曜日に文科省のほうで、全国学力テストの実施要綱を変更して、おっしゃるとおり、学校別の成績を公表、来年度から認めるという急に話が出てきたということでございます。それまでにはいろいろな賛否両論があったということで、文科省も決定をしたのかなということで、これは報道でありましたので、正式な通知を待っておりました。正式な通知が届いたのがきのうでした。きのう国から県経由で教育委員会に届いたということです。中身についてはダブる点もあると思うんですけれども、例えば榛東村が来年度26年度は4月にまた国語と算数の学力テストを行うわけですけれども、その学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるということが1点。

それからもう一つは、県の教育委員会が榛東村教育委員会のほうで同意を得られれば、例えば中管内の学校のほうを数字で出すと。それは可能になるということです。ただ、そこには何点かの配慮事項がございます。例えば教育上の効果であるとか、それを公表することの影響をしっかりと考慮して、適切なものにしなさいということが一つ目。

それから、平均正答率の数値のみを公表するのはいけません。分析結果と、じゃ、どういうふうに改善するのだということも入れなさいということ、これが二つ目。

それから、三つ目としては、各学校ともきちんと事前に相談をとって、どういう公表の仕方をするのかということで、教育委員会と現場で話し合いなさい。

それから、四つ目が、個人情報であるとか、例えば榛東村でいえば、地域の実情も考慮しなさいということです。榛東村につきましては、中学校1校、小学校2校を公表するということになりますので、比較といっても小学校のほうと比較されるなど。中学校は1校ということですが、全国や県と比べてどのくらいということはおかると。例えば地域の人が公表した場合、他市町村の教育委員会の情報を得れば、どのくらいかというのがわかってくると、そういう方向になります。この話につきましては、正式な通知がきのうでしたので、今後、公表という、これは説明責任、文科省がおっし

やるには、説明責任があるということで出てきた話でございます。

ただ、一方、教育委員会現場としては、序列化であるとか、そこをきちんと配慮しながら検討していかなくてはならない。例えば数字だけ見たとき、98だから、できなかったのはそれはしようがないなという話で終わっては困る。じゃ、どうするんだと。そのところまできちっと考えていかないと公表はできないだろうということでございまして、今後、これはもう至急の話になりますが、教育委員会で検討して準備をしていきたいと。結論についてはもう少し先になると思いますが、今そういう状況でございます。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） この公表することに関しては賛否がいろいろあるとは思いますが、そのような方向になったということで理解せざるを得ないなど、そのように思っています。

来年、平成26年度は、先ほど教育長おっしゃったように、4月22日に行うということが決まりました、その中で、教育長のほうから学校長のほうにどのような指示を出すのか。もしお考えがあればお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 具体的には公聴会で、もう12月終わりましたので、1月からの公聴会で具体的に指示を与えたいと思いますけれども、やはり一番大事なことは、年が明けると1年間のまとめの時期になりますので、1年間に子供たちが学習したことが身につけているかどうかをきちっと確認をして、ついていないのであれば、補充指導をしっかりと放課後等行うように、そのように指示をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） わかりました。

3番目の学力向上策について教育長にお伺いします。

学力の向上策として、学校並びに教育委員会が取り組むべきことがあると考えます。例えば学校においては、調査結果を踏まえ、児童生徒の全般的な学習状況の改善などに努めるとともに、教師みずから教育指導の改善に向けて取り組むことが重要と考えますが、教育長の見解をお聞きします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今年度の全国の学力テストの結果で、県の教育委員会は非常にショックを受けている。私もその委員のメンバーになっているものですから、これは何とかしなければいけな

いという状況です。

それで、本年度までは小学校、中学校につきましては、特別に配置する教員というのがいたわけなんですけれども、その特別な教員が主に算数、数学を組み立てていたということで、現実的には効果がなかったという結論になりまして、そういう教員は切りますと、県の教委が、来年度は。そのかわり、各学校で学力向上対策委員会を早急に立ち上げて、どうしたら子供たちの学力がアップするのか、しっかり考えなさい、計画を立てなさい、その計画によって人をつけますよと。だから計画が曖昧であるとつけられないと、来年度は。そういう厳しい状況に今変わっております。恐らく榛東のほうも校長にしっかり書くように話してあるんですけれども、特別に配置する特配というふうに呼んでいきますけれども、それがついたときに、またつかなくとも、学力向上委員会というのを来年度からきちっと立ち上げて、県に指導を仰ぎながら評価をしていくということになりますので、先生方の意識は一つ変わるだろうと、今回の結果を受けて。そのように期待を持っていることが、まず1点目です。

それから、先ほどもちょっとお話に出ましたけれども、子供たちの学力を上げる一番の要素は、先生方の指導力。ここにもう尽きます、見ていて。じゃ、指導力のある先生というのはどうしたらいいのかということで、非常に学校数も少ないですけれども、人事上の配慮で、力のある先生をここにお呼びするしかない。ですから、力のある先生を集めるというのは、私の大きな仕事の一つでございますので、もう人事が始まっております。自分の足で稼いで、優秀な先生方をぜひ来年度集めたいと、こういう努力はしていきたいと、そのように考えております。これが二つ目です。

それから、授業の内容というのも非常に大事な部分になってくると。やっぱり子供たちが、この授業詰まらないな、先生がしゃべってばかりいるなという授業では困ると。子供たちが実際に活動したり、考えたり、意見を闘わせたり、そういう授業を目指すべきであると。そこに学習意欲等も生まれるし、先生との信頼関係もできるんだらうということで、授業の改善ということについても、もちろん考えていますけれども、来年度さらにアップさせたいというふうに思います。

それから、次ですけれども、やはり子供たちを見ていて、家庭で安定しているお子さんというのは学校でも安定しているんだなと。何も心配することはない。心が安定して授業を受けられる。ところが家庭に課題のあるところのお子さんは、家庭の協力とか理解も必要なんだらう、そこにはやはり、基本的な生活習慣をしっかりと身につけてほしい、それで学校に送り出してほしいという願いがございます。

最後になりますけれども、教育委員会としてできることは何だろうと考えたときに、昔は土曜スクールをやっておりましたけれども、今、それが廃止されて、それが夏休みであるとか、9時間目終わった後とか、放課後に組んでいたんですけれども、来年度、まだ具体的に計画立てておりませんが、小学生を対象にして、役場のあいている部屋を使って、土曜ぐんぐん無料塾と、そういうのを学校の力をかりないで教育委員会でやってみたいと。具体的には、群大生が毎年ぐんぐんスクールで確保しておりますので、群大生と地域の保護者、ボランティアを使ってやりたいと。そういうことを、人に

よってなんですけれども、何回になるということは、今の段階では申しわけありませんけれども、土曜日の午前中、2時間ぐらい、最低でも月に1回実施したい。小学校に目を当てたというのは、やはり全国学習状況調査が小学校で悪かった。小学校の段階考えると、やはり3年生、4年生ぐらいが学習で特に算数でつまづく学年ということで、小学生をターゲットにした構想を今つくりつつあります。またはっきりしましたら、お伝えすることができると思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 教育長のお話の中で、先生の指導力というのが今出てきました。細かい話になるんですが、その調査結果から、クラスごとの特色というのは見られますか。調査結果から、クラスごとの特色、要するに先生の資質の違いがここに、そういう意味で数字が見られるのかどうか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） クラスごとの特色というのはございません。ただ、中学校に関しては、この質問紙以外に、教科の先生の評価を子供たちがしておりますので、授業がわかるかどうか。中学校の先生についての、教科担任ですから、中学は。教科についてはわかりますけれども、そのクラスの子供たちはということは、把握ができません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） いい先生をここに呼んでくるのに、その指導力がここに問われると思います。その指導力をどこで見るとかという、やはりそのクラス、担任した生徒の総合力というのがどうであるかということがわからないと、一つはできないと思います。教育長もおっしゃっているように、学力だけじゃないんだといっても、やはりその教える人がここに、子供の心を捉えられるような、そういう指導者でなければ、なかなか勉強にも乗ってこないんじゃないかと思うので、やはりクラスごとのこういう総合力というんですか、その調査の結果がわかれば、いろいろな面でいいのじゃないかなと私は思っています。

もう一つは、担任の教師がお互いの指導について意見交換などはしておりますか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 小学校については、お互いに授業を見合いましょうということで、学年で見合って、例えば先輩の先生の授業を見る。それで学年会で話し合って授業研究的なことをする。中学校につきましては、教科でまとまっておりますので、教科の中でいろいろ情報交換をしたり、授

業を見合ったりとかということで行っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） もう一つ、分析結果を示しという、分析とさっき出ていたんですが、そういうことを保護者に理解してもらえる説明をする必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 来年度のことでよろしいのでしょうか。今年度でしょうか。

〔「まあどちらでも」の声あり〕

○教育長（阿佐見 純君） 分析結果については、本年度については、校長が校長の責任で学校だよりで出しております。来年度につきましては、もっときめ細かに分析結果を出さなくてはいけないんだろうなというふうに、今のところ考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 秋田県とか成績のいいところの指導の内容というのを聞くと、やはり予習と復習というんですか、その繰り返しが成績につながっているというふうに聞きました。それだけじゃないかと思えますけれども、ぜひ榛東村の児童や生徒の学力が向上するように図っていただければと、そのようにお願いして、次の質問に移ります。

次、学校給食について伺います。

以前、学校給食において、榛東村でとれた食材が何%ほど使われているのかと質問をしたことがございます。そのときの回答が5%未満というお答えだったんです。時が経過した現在、どのくらい使われているのか、お答え願えますか。

○議長（高橋 正君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答え申し上げます。

24年度につきましては11.3%でございます。23年度は8.6%、22年度については9.3%でございます。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 先日、学校給食の試食をする機会を得たわけです。そのときは榛東づくしということで、米飯と牛乳と野菜と肉を煮つけたすき焼き風の煮物が出たわけです。榛東づくしということになれば100%に近いのかなと思うんですが、こういうことを月に二度ほどやっていけば、その

数字も上がるんじゃないかと思うんですが、今後そういうお考えがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 給食費の関係から、食材購入費に要する額に限度があるわけがございます。なるべく安価で栄養のバランスを考えた献立づくりをしているところがございます。現在、村内産の食材を提供していただいている農家の皆様には、ご理解、ご協力いただき、市場価格で提供していただいております。本村で年間を通して栽培されている野菜の品種と、生産量や生産時期などを考慮した献立を工夫して、生産者の協力が得られれば、今後できるだけ榛東産の農産物を取り入れた献立を工夫したいと考えております。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） それと、米飯給食は週何回を予定していますか。

○議長（高橋 正君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 米飯給食につきましては週3回でございます、ほかにめん類が1回、パンが1回となっております。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 先日お伺いした南小では、米飯が2回でその他が3回というふうな、パンとかめん類とかというふうにお答えがあったんですが、実際3回となれば、ある程度、平成19年度でしたか米飯給食の実施が平成19年度に全国平均で週3回になったことが承知されていると。さらに平成21年の3月31日付で文部科学省から出た「学校における米飯給食の推進」では、1として、大都市など実施回数が3回未満の地域や学校において、週3回程度での実施回数の増加を図る。それから二つ目として、既に過半を占める週3回以上の地域や学校については、週4回程度などの新たな目標を設定して、実施回数の増加を図るとしているんですが、今後、榛東村の学校給食はどういう方向でこの米飯給食を予定するか、お願いします。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 現在のところ、米飯給食週3回でございますが、それをどういうふうにしていくという考えは持っておりませんが、ただ、一般家庭でも洋食化が進んで、朝食にパンという家庭も多くなっております。児童生徒のそういった意見を聞きながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） これは国のほうからそういう指導が来ているので、そういうことを念頭に入れて、いろんなことをここに進めてもらえればと思います。

榛東村で米化、もしできないのならば、そういうこともあるでしょうけれども、コストの面とかそういうことも含めるとなかなか難しいところもあるかと思いますが、やはり進めなければ、子供たちにおいしいお米を食べさせてやれない、そういうふうに考えます。そのことに対して、村長の考えをひとつお聞かせ願えますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 相談もございますけれども、原則的には学校給食でございますので、学校給食の献立部会やらそういった組織の中での発言を重要視していきたいと。

それから、米飯給食をどうだという話でございますけれども、統計を見ますと、非常に村内産の米飯を使った場合にはコストが高くなるという結果が出ております。そうするとなると、給食費にも転嫁されるのかなというような懸念もございます。そういったものも村から資料を提示して、そういった機関で決定をさせていただいたほうがいいんじゃないかなと、こんなふうに私は思っております。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 米飯給食にするためにコストがかかるということなんですが、どのぐらいアップするのかというのが、最終的な財源の確保になるんじゃないかと思います。

国が設定しているお米の1キロ当たりの価格は、たしか270円で設定されていると思います。30キロでも8,100円ですね。そういうことからすると、そんなに難しい問題じゃないと私は考えているんですが、その辺は計算がもしできていなければ後でも結構なんですけれども、比較をいただければと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 以前の数年前の課長が作成した資料等を見ますと、数十円、村から買ったほうが、精米とかその後の処理がございまして、かかるということで、私どもも認識しております。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） その辺のコストの比較がもしできれば、後ほどで結構なんですけれども、提示をしていただけませんか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） そのようにさせていただきたいと思います。

○4番（山口宗一君） 最後の質問になります。いじめについて教育長に伺います。

この4月から11月にかけての8カ月間に、教育長のところにいじめの問題の報告がありますか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） いじめの報告はございます。具体的なことについてお話ししたいと思います。

まず、ことしの6月に、いじめ防止対策推進法、こういう法律が公布されて、その中では、いじめた側がいじめる意識がなくても、いじめられた側がいじめられたと、簡単にいえばそういうふうにと受けると、これはいじめというふうに定義するんだというふうに、非常に内容的には今までよりも厳しくなっております。それを踏まえまして、この4月から11月まで教育委員会に報告のあった件について報告いたします。

まず、小学校北と南合わせて4件でございます。内容の概略につきましては、継続的に悪口を言われていたと。それから、中には蹴る、たたく。あるいは気にさわることを言われたと。それから最近では、ふざけて体育館のステージのところでちょっと押して、下へ落ちて、ちょっと打撲をしたということでございます。こういういじめが起こったときの学校の対応は、まず一番は事実関係をはっきりさせると。その後、学年主任、あるいは校長、教頭がきちっと指導すると。内容によっては、本人あるいは保護者同伴で、いじめられた側のほうに謝罪に向かうということの手順を踏んでおりまして、この4件については、新しいいじめであり、現在は解消しているという報告を受けております。

中学校については2件でございます。概要については、からかう、悪口を言われる、それから殴る、蹴るを数回ということでございます。対応としては、これも小学校と同じで、事実関係確認、指導、謝罪ということで、この2件とも新規のいじめで、現在は解消していると、そういうことでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） この4件と中学の2件の合計6件ということなんですが、この情報のルートというのは、どういう形で入ってきましたか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 基本的には、まず学校のほうから電話で一報があるということです。特にいじめについては、ことしは群馬県、オール群馬の取り組みということで、その辺も管理職も非常

に意識を持ってやっておりますので、即教育委員会には電話連絡をいただくということで、場合によっては指導主事を行かせたり、私も行くこともありますけれども、ことはまだ行っていません。

それからもう一つは、月例報告ということで、月の末のほうには、例えば生徒指導上の問題行動であるとか、いじめであるとか、不登校であるとかというのを報告するというのが毎月行われておりますので、そこで報告があるんですけども、いじめとか問題行動については、学校側からの連絡と、常に校長さんにも報告、連絡、相談をなさいと、そのように話していますので、その辺は機能しているかなと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 一つ具体的にここにお聞きしたいんですが、体育館から突き落とされた、その件というのは、学校長から教育長のほうに入ったのが最初でしたか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 指導が終わった後に連絡がありまして、概要がメモ書きにしたものと、いじめられた側のお母さんの連絡帳の写し、すべて持っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） けがの程度というのはどの程度だったのか、わかりますか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 保護者の方に学校に来ていただいて、念のために整形外科に行ったんですけども、軽い打撲ということでございました。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 今現在はその6件とも解決済みということですが、これからも、やはりそういった軽いいじめとか、かなり陰湿ないじめとか何かというのは発生すると考えられます。そこで、学校の教師というんですか、担任の先生が、やはりここに目配り、気配りというんですかね、そういうことが一番よく毎日個々に接しているわけですから、その辺を何というんですか、毎日の生徒の顔色とか発言とか動きとか、そういうふうに見てもらうことがよろしいと思うんですが、そういった指導とか何かというのは行っているんですか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 担任が子供たちに一番近いわけですから、1日長い時間一緒にいるという事で、子供たちを観察する力といいますか、観察力。これは非常に大事なことで、このことについては、教員はいろんな場面で研修を積んでおりますので、教育相談の研修であるとか、学級、学年系の研修でありますので、それは承知しているはずだと思います。そのところで先生方の意識ということが非常に大事で、これも指導力に入るんだろうなというふうには思うわけですが、いじめにつきましても、いじめを生まない土壌をつくるのが一番大事だと。もちろん起こってからの対応も大事なんですけれども、起こらないような学校や学級の雰囲気づくりということが非常に大事になってくると。そうすると、今、先生方に指導しているのは、例えば子供たちがある学級にいたときに、自分はこの学級にとって必要なんだとか、自分は勉強はできないけれども、運動はできて、みんなから注目されているとか、これは例ですけれども、そういう居場所があることがまず必要であるということ。

それから、子供同士がしっかりきずなをつくって、いじめなんてくだらないよね、そんなことするものじゃないよねというような土壌をつくるのが大事であり、これは、日ごろ先生方のそういうことを意識した教育をしなければいけないということで、これは研修を毎年行っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 全て学校現場で起きたことを学校長や先生に任せるんじゃなくて、やはり保護者も含めた地域の人たちを含めてこういうふうにいじめの対応をしていくということが大事かなと、このように考えております。ぜひ榛東村の中で大きな事故が起こらないようにひとつお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 以上で4番、山口宗一君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

2時50分から開会いたします。

午後2時33分休憩

午後2時50分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

一般質問を続まして行います。

質問順位6番、柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

10番、柳田キミ子さん。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。

日本共産党の柳田キミ子です。

11月5日付の新聞、赤旗の1面で報じた秘密保護法案に反対する各界からの談話を読んで、私は愕然といたしました。TPP（環太平洋連携協定）の最大の特徴の一つが、極端な秘密交渉ということだからです。各国内でも、国会議員ですら内容を知らされない、異常な協定の状態です。日本で秘密保護法案が成立すれば、この異常な状態が正しくなります。政府が秘密と決めたことを知ろうとすること自体が法律違反になるのだと、戦前の暗黒時代に逆戻りとなりかねません。異常で不当なこの法案を絶対に通してはならないと、私は受けとめました。

さて、本日の私の一般質問は、村の社会保障制度充実のために、村としての対応策を練り上げるヒントになることを願い、続きは自席にて行います。

○議長（高橋 正君） 10番、柳田キミ子さん。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 通告に基づきまして進めるつもりでおりますが、一部前後するところがあるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

まず、来年の通常国会で法改定が狙われておまして、要支援者の介護保険外しなどの内容が懸念をされております。介護保険について、榛東村の介護保険料、決して安い額とは言えないと思います。住民の負担軽減のための施策はどのようなことが考えられるかを問うていきたいと思っております。

要支援、来年の通常国会で法改正が行われることで、介護保険の要支援者が介護保険給付を受けられなくなっていくという可能性の中で、その要支援者の方たちは、どのような形で介護のサービスを受けることができるのか、このところで市町村に裁量が任されるというふうになっております。

あくまでもこれは、通常国会に法改定がされてという前提でのお話ですが、もし担当の係のほうで、その介護保険で介護度のつかない要支援の方が、その新しい改定によって、何人くらい介護サービスを受けられないというふうな方がいるかということ、わかれば報告をしていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） お答えをさせていただきます。

今の柳田議員の質問は、議員本人もおっしゃっていましたが、前提という話がありまして、国の社会保障制度改革国民会議の報告書の内容による質問だと思います。本年8月6日に、首相に最終報告書が提出されています。この報告書を受け、政府が制度改革の時期や手順をまとめた社会保障改革プログラム法案、これを8月に閣議決定をしておまして、11月19日に衆院を通過しているそうです。

この法案の介護保険に関する主な内容に、要支援者向けサービスを市町村に移す、あるいは特別養護老人ホームの入所要件の厳格化、高所得者の自己負担を2割に引き上げるとの内容が記されています。今後、個別の改革メニューは、厚生労働省の審議会などで具体的な内容が検討され、その上で

法律を改正し、関連法案を取りまとめる必要があるようで、細かい内容の詰めはまだこれからのよう
でございます。今後、法律等が改正されれば、その機会に制度の変更内容等について細かい通知等が
届くものと理解をしております。

平成26年度には、第6次介護保険計画も策定しなければなりません、村の財政負担の増、職員体
制の不足等、もし計画どおりに実施されると、懸念される情報がありますが、これからの情報を的確
につかみ、法の中で可能な限り利用者に負担をかけない計画を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 今まで要支援、要介護1とかというランクの中で、何らかの介護サー
ビスを受けていた方が、今度は市町村でいろいろ計画といいますか、サービスの内容などを作成したり
とかというふうな方向にこれからなっていくのかと思いますけれども、今の段階では、そういう予想
ぐらいしかできない段階ではおりますけれども、もし村として、市町村の裁量でいろいろやっていく
というふうになる場合を想定して、何かを準備するというふうなことは考えておりますでしょうか。
村長、担当課長でもよろしいですけれども。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員が心配されていることが、今、国会で非常に議論になっております。
そして榛東村を見ますと、65歳以上の要支援、要介護対象者が、この間の新聞発表では、村が17.5%、
それから県平均が16.6%です。0.9ポイント榛東村は上がっております、県平均より。そういった中
で、先ほど議員が言ったように、介護保険給付費も納めるお金も非常に高騰していることは承知して
おります。そんな中で、今言われている見直しがされておる要支援の1、2について、政府でいろ
ろと議論し、なおかつ、その1、2の中の事業の中で、半分ぐらいは市町村にゆだねるというよう
なニュアンスで、私も承っているところです。今現在、もうなられた方については、今までのやっぱり
サービスをしてやらなければならないかなという思いがあります。ただ、そこに到達する人の予防を
これから考えなければだということ、お昼前の一般質問にもありましたように、清水議員からもあ
りましたように、そのためには施すことがいろいろあるということ、今、村では文化面とか、文化
事業とか、それから体を丈夫にする、そういった運動ができる場所とか、それからもう一つは、在宅
介護をふやせられるような施策をこれからどんどんと講じていかなければならないのかなと、要支援
介護にいかないような施策がまず求められるのじゃないかというふうには私は感じております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 今、村長のお答えにもあったんですけども、要支援1、要介護になる手前の、まだまだ自分の努力と、それからいろいろ訓練といいますか、できるリハビリをすることによって、自力でといいますか、介護保険を使うというところまでいかないと、健康を少しでも長く保てるような状況に持っていくことが、この状況の中では必要なんだろうと思っております。

例えば、そういうふうな、そういう方の受け皿となって、一緒にお手伝いをしたりする担い手になる方と申しますか、ボランティアの方だとかNPOの方だとか、そういうスキルを持っている方たちの力もかかしていただいとかなんかというふうな、そういう方向というのは考えてはいらっしゃるんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 先ほどから要支援1、2の話でございますけれども、要支援1、2の方に介護保険が適用にならなくなって、市町村にその裁量が任される、その話の現在までのところだと、市町村の財政状況に応じて、サービスが低下する。これは地域支援事業ということで実施をするわけですが、やはり市町村の財政力、財政の力で当然サービスの実施に差が出てくることだと思います。

それからもう一つが、まず人員の確保です。要支援1、2が介護事業に適用となれば、介護支援、当然事業所、あるいは介護支援専門員、そういった方を介護費用として使えるわけですが、介護の利用ができないということになりますと、村の地域支援事業で対応しなければならないということです。そのときに、今柳田議員がおっしゃったように、村内にボランティアがもしあれば、ボランティア、どこまで金銭をかけるところがボランティアなのか、まだわかりませんが、そういった方たちの力をかりなければ、町村の介護担当職員だけでは、例えば今、要支援1、要支援2の方の介護計画の策定等も、もしかすると、市町村の裁量というような話になると考えなければならない状況もあるかもしれません。そういったときに、ボランティアの利用等は想定をされるんですが、いかにしても、先ほど申しましたように、まだまだ計画の段階でございます。県からも、厚生労働省から今こういう話があるというふうな話がやっとながれているところでございます、どこまでどうなるかというふうな、非常に懸念をしている状況でございます、そこから先、まだ考えてございません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） まだ本当に雲をつかむような質問をしてしまったと私も思っているんですけども、いずれは、村としてきちっとしたサービスを提供できるような形で対策をとっていかなければならないことだけは確かだという程度のことの認識で、この問題については終わりにさせてい

たきます。

次に、生活保護の問題について移らせていただきたいと思います。

来年の4月に消費税率が上がることになっておりまして、生活保護費に関しましても、かなり影響が出てくることになっております。生活保護基準の引き下げという課題があると思っております。

生活保護基準を引き下げることによって、どんな影響が住民の生活の中で考えられるか。榛東村として、この生活保護基準の引き下げ、本当にいろんな方面、いろんな問題に影響をして連動してきて、その制度を変えていかなければいけないというふうなものになって、生活保護基準の引き下げが、そういう重大な問題になってきているわけなんですけれども、榛東村として国に対して、生活保護基準の引き下げをしないでもとに戻してほしいということを国に働きかけるというお考えは、村長、どうでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私も、この辺は勉強不足でまことに申しわけありません。系統機関を通じていろいろと情報を入れ、そしてまた、中部福祉事務所ともお話し合いをして、しかるべきものについてはそういった方向でやっていくということで、今のところご勘弁願いたいというように思います。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 今、本当に村長のほうには、姿勢として、いろんな生活保護基準引き下げによっていろんな施策に影響が出るということで、その影響を少しでも少なくするために、国に対して保護基準の引き下げをしないようにということを求めているとお話をしたんですけれども、例えば担当のほうで、これについて、実際にはどういう方面に影響が出るのか教えていただければと思いますけれども。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） ちょっと私、打ち合わせをしたときに誤解があったのかもしれないんですけれども、保護基準の見直しに伴う手続とか条件の変化ということをお聞きになるということで、いろいろ答弁を用意させていただきましたので、ちょっとその基準がいろんな制度にどこまで波及するかという趣旨で、今おっしゃったと思うんですけれども、そこら辺については申しわけございませんが、答弁のほう全然用意してございません。まことに申しわけございませんが。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 大変申しわけありませんでした。

生活保護基準を、生活保護を基準としているいろいろな金額が出るということは、例えば就学援助制度

なども、その生活保護基準がもたれているというふうなことだと思わなければならない。

すみません。生活保護の制度上のところで、変更になったといいますか、新たに要件とかが変わったというふうなところについては、子育て・長寿支援課長。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時12分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 保護基準の見直しに伴う手続や条件の変化の有無についてなんですけれども、この8月から生活保護費にある生活扶助費の基準が改められましたが、申請手続や諸条件はそれぞれ従来そのまま、本村において生活保護の業務を所管しております中部福祉事務所の担当者から聞いております。

それとあと、保護基準の見直しに伴う保護費の変化なんですけど、同じく中部福祉事務所の説明によりますと、生活扶助費の引き下げ前の7月と引き上げ後の8月を比べたところ、本村で対象となっている40世帯弱なんですけど、約8割余りが平均700円ぐらい下がって、残りの世帯は若干上昇しているということです。

生活扶助費の増減は、基準額の引き下げだけでなく、世帯の人数、仕事や年金の収入額、年齢などにも左右され、基準額の引き下げの影響を簡単に比較できることは難しいと話しておりました。なお、生活扶助費は25年8月から27年度まで3年間かけて改定を行うため、24年度基準と見直し後の27年度基準の差を、毎年3分の1ずつ改定されるというふうな説明を受けております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） ありがとうございます。

ちょっときちんと打ち合わせをしておらず、申しわけありませんでした。

次の国保税等の滞納者の現状についてお伺いをいたします。

毎年10月1日の段階で新しく国保証が切りかえになります。その段階で、いつも滞納者の状況とか資格証の状況など伺っておりますけれども、ことしの10月1日の段階での資格証の発行についてはどういう状況になっておりますでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、お答えをさせていただきます。

各年度10月1日現在の数字でございます。平成23年度、資格者証は48世帯、2.3%。平成24年度、資格者証は34世帯、1.6%。平成25年度、33世帯、1.6%でございます。短期保険者証ということで、平成25年度が195世帯。このうち1カ月180世帯、3カ月が7世帯、6カ月が8世帯。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 資格者証の発行につきましては、平成25年度が33世帯ということで、3年間、23、24、25の中では、大きな変動はなくてというふうな感じで推移をしてきております。例えば、健康・保険課の窓口での保険証、資格証で病院にかかれなくてというふうなことでの、例えば短期保険証でお金を少し納めて、正規の保険証を発行してくださいみたいな、そういう状況はどんな感じであるのでしょうか。短期保険証がいただきたいという資格証の人が申し出てくる状況は、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 過去何年か、担当課長にも確認をしましたが、10月時点で資格者証を発行された世帯、この方が、年度の途中で資格者証、現金を1万円納めて短期保険証というようなことはあったかもしれません。ただ、資格者証の場合、医療機関では10割負担になっていますので、ただ、その10割負担をしてきた後に、資格者証は役場のほうに領収証を添付して、自己負担分以外の還付を請求すれば、それは相談に応じて還付をするわけですが、そういった方は過去何年間1人もいらっしゃいません。

それから、短期の方につきましては、1カ月、それから3カ月、6カ月の方が出ておりますけれども、この方たちは、1カ月の方については、定期的に医療機関に行くような方については、月の決まった時期にある一定額を持って、また1カ月の保険証を持って帰られると。役場も国保税はいただかなくてはならないんですが、職員も人間でございまして、大きな滞納額の中で、わずかな、本当にわずかな納付であっても、最低でも1カ月の保険証は出してあげるということです。資格者証の方につきましても、それぞれ審査会を開催した後に、納税相談の通知ですとか、弁明の機会の通知ですとかを差し上げまして、もし役場のほうに連絡をいただいて納税相談に来ていただければ、資格者証でなく短期の保険証も出せる状況もあるのかなと思っておりますけれども、資格者証の方については、何の通知を出しても、役場のほうには何の音さたもないと、そういう状況の方が資格者証が届いているというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 今、課長のほうから、資格者証の方が保険証がなく病院にかかりたいということで、苦肉の策で何がしかのお金を持って、払って、短期の保険証を交付していただいて病院にかかるというふうなことを、そのような手続で病院にかかっているというので、なかなかそういう現状は変わらないまま、ずっと年月が過ぎていくわけなんですけれども、それを本当に短期保険証ではなくてというふうな形で、保険料、保険税ですか、榛東の場合は、国民健康保険税を納められれば、きちっとした保険証を交付していただけるわけなんですけれども、そこで私は、榛東の住民の皆さんの中でも、国保税はやっぱりすごく負担が重いというふうな声をよく聞くんです。例えば私は、その口のところにも書いたんですけれども、国保税の算定の中で、資産割というのは、固定資産税をもとにして税率を計算をして国保税にするわけなんですけれども、資産割の前の段階で、この方は固定資産を持っているので、固定資産税を払っている方だと思うんですけれども、その固定資産税にかかって、国保税の計算が関係するというふうなことになると思うんですが、この資産割というのを、固定資産があっても、土地とかあっても、所得に結びつくような形で生かされていない場合があると思うんですけれども、この資産割というのを、実態に合わない形になっているのではないかなというふうに思っていて、この資産割をなくして国保税の算出をしていくということは、それだけをなくすだけでは、そこで減ってしまった財源をどこからというふうな形になりますので、そのほかの財源も生み出すことも含めて、資産割をなくした場合には、ほかに方法がないかどうか、村長とか、あと担当課長とか、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 国保税の算定の資産割の関係でございます。これにつきまして、話題に上ってございました国保の県の広域化の支援方針、これも先ほど柳田議員がおっしゃってました国民会議の関係で、国保も支援方針ではなく、何年か先には県に移譲というようなことになりましたので、対応は変わるかと思いますが、その中でも、国保税の算定税率から資産割を減少するような方針は示されておりました。このような情勢もありまして、平成24年度の前回の税率改正のときに、榛東村でも資産割の減額を行っております。

医療費給付費分ということで、そこからマイナスの15%。それから後期高齢者支援分というところで、マイナスの5%の改定を実施しまして、改正前はトータル、資産割が66%でした。現在は46%、20%の減少を図っております。しかし、一度に大幅な改正を実施しますと、先ほど議員もおっしゃったように、他の所得割、あるいは均等割、平等割、そこに大きな影響を及ぼすことがございまして、混乱を招くおそれがありますので、徐々に機会をとらえて資産税割の減少を図っていきたいと考えているところです。ただし、これからの国保がもし県に全部移管あるいは移譲ということになったときには、これはどういうふうになるかわかりませんが、一応県の方針として資産割をなくすとい

うことですから、これは計算上なくなるんだと思います。

それと、先ほど議員おっしゃったように、24年の改正のときもそうでしたけれども、資産割が減ったことによって、当然均等割、平等割、それから所得割、ここにすべてその減った分のしわ寄せは行っているところです。トータルの税は減じておりませんので、資産割の率が下がった分はその他のところにその率が乗っかっていくと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 榛東村の国保税は高いというふうに言われますけれども、やはり国保財政を支えていくために、このような形で国保税の算出をしていかななくてはいけないという現状でありますので、本当に納税が大変な方に対しては、きちっと窓口に来て、減免の制度を活用するようになるとか、その辺のちょっと面倒くさいことかもしれないんですけども、それをきちっと住民の方は、きちっと手続をすることによって、自分にとって負担が大変というところを少しでも軽減をする。そんなふうな形で減免制度、こういうふうな形でありますとかというふうなことについても、きちっと広報をしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

続きまして、就学援助制度の状況につきましてお尋ねをいたします。

就学援助制度の受給につきましては、この援助制度そのもののいろいろ改定、改善なども行ってきていただいております、いろんな就学援助制度、こういうものも就学援助から援助してもらえると、いうふうな項目が、年々一つか二つぐらいの項目でふえてきておりますけれども、その都度、村のほうにも、私も意見をこのように制度として変わったようだというふうなことについて申し上げながら、国として、こういう就学援助制度の中のこういう項目が該当しますということについては、漏れているところは今ないかと思っております。

就学援助制度の現状につきましてですけれども、まだまだこの制度を知らない方たちなどもいるかと思えます。私は今までも入学説明会で父母の方たちが集まったときには、必ず文書で就学援助とはこういう制度で、手続はこういうふうにしてという文書を配った上で、さらに口頭で説明をしてというふうな形をお願いをしてきたりもしているんですけども、もう年が明けますと、その入学説明会などもあつたりするかと思うんですけども、その就学援助制度を皆さんによく利用していただくというふうなことで、制度を知らせるというふうなことでは、入学説明会のときには、そんな説明がありますでしょうか。

○議長（高橋 正君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 入学説明会、保護者会などの機会に応じまして、説明をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） それでは、最後になりますけれども、義務教育の教育費の父母負担軽減のためにというふうなことで、給食費の完全無料化ということで、現在は村長の公約で、第3子以降の方たちが無料化になっておりますけれども、完全無料化について、村長あるいは担当課長、どうでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご案内のように、今言われたように、第3子についてはそういった措置方法を持っておりますが、今、議員からは、全体を無料にしたらどうだというようなお話でございます。先ほど課長から説明があったように、給食費を完全無料化した場合では、今の状況ですと、6,521万4,000円ばかり予算が必要だということでございます。本村におきましては、今後優先して実施しなければならない事案があるわけでありまして。そのために、給食費につきましては現状の制度を当面維持しながら、推移を見ていきたいと、こんなふうな思いでありますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 以上で10番、柳田キミ子さんの一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった6名の議員の一般質問を終了いたします。



◎日程第4 議案第88号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第88号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成25年度榛東村一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の歳入は、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業補助金430万円でございます。歳出は歳入の財源を受けて、農業者主体で再生可能エネルギー発電事業に取り組むに当たり、

調査研究等を行う事業費でございます。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

15款国庫支出金、補正額430万円、計5億8,123万3,000円、2項国庫補助金、補正額430万円、計2億5,013万7,000円、歳入合計でございます。補正前の額51億5,808万7,000円、補正額430万円、計51億6,238万7,000円でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額430万円、計7億227万4,000円、1項総務管理費、補正額430万円、計5億6,572万9,000円、歳出合計、補正前の額51億5,808万7,000円、補正額430万円、計51億6,238万7,000円でございます。

12ページから14ページは歳入歳出事項別明細書総括表でございます。説明を省略させていただきます。

16ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。ご説明申し上げます。

15款2項3目農林水産業費国庫補助金、補正額430万円は、説明欄にある農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業補助金でございます。補助率10分の10でございます。

18ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

2款1項6目企画費、補正額430万円で、8節報償費269万7,000円、9節旅費69万7,000円、11節需用費46万7,000円でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 18ページの8節報償費の報償金ということで269万7,000円ということなんです。この報償金はどういう中身というか、どういう人に渡すというか、その使用の内容についてももう少し詳しく教えていただきたいのと、その14節の使用料及び賃借料の駐車場や会場を借り上げるような話なんです。これがどこを借りるのか。自動車借上料ですか、この辺の説明もお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 報償費の269万7,000円なんですけれども、これにつきましては、委員会の謝金、幹事謝金、講師謝金、専門家の謝金及び立地条件調査とか計画図作成、報告書作成等の報償費でございます。

それと、次の14節の使用料及び賃借料、そのうちの駐車場使用料なんですけれども、これは視察行った場合の視察先での駐車場を予定しております。また、会場借上料なんですけれども、これは農業者主体ということで、会場的には農業者の場所を借りたり、いろいろそういうときに支払うものがございます。

また、自動車借上料なんですけれども、これは出張先でレンタカー等を使う場合の自動車使用料でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 突然出したので、いろいろとわからない点が多々あるかと思います。私のほうからこれを出させていただいた経緯と趣旨について、ちょっとご説明申し上げます。

これをきょう出させていただいていることは、前からいろいろと事案をアベノミクスの中で見つけておりました。その中で、今回この事案については、榛東村で研究をする事案に相当するということで申請を出し、10月30日ですかに選定をされたという経緯がございます。この事業は、本年度中に仕上げて報告をするということでございます。それでその報告も、これから話すわけなんですけれども、するかしないかということできなしに、当村でもこういった事業が取り入れられるかどうかという調査研究です。そのために、先ほど南議員から質問がございましたように、その先生方、委員さん、それから幹事会、そういったものを立ち上げながら研さんをしていただく事業でございます。ですから、これをやったから必ずしも、やるか、やらないかということより、榛東村で、農山漁村ということですから、うちのほうは農業ですけれども、その農業対策の活性化の中で、こういった自然エネルギーの事案を取り入れながらできるかどうかという前提の調査費を、国から今回選定をされたということでございます。

そして趣旨は、農山漁村には再生可能エネルギーに活用可能な支援が豊富に存在しており、これらの資源を最大限活用し、再生可能エネルギーの導入を図ることにより、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくという趣旨でございます。このため、農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取り組みについて、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる各種の手续や取り組みを総合的に支援し、再生可能エネルギー発電事業を適切に行える事業主体の形成を図るということで

ざいまして、榛東村では、農業を見たときに遊休農地等があります。それから畜産のほうでは、堆肥あるいは尿の処理に困っているというような関係から、そういうものを一つに含めた中でのメタンガスの酵素発酵を行って、それをガスにし、そしてまた、それを電池燃料にしまして電気にするというようなシステムができるかできないかということで、今回430万の調査費がついたということでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） ちょっと追加になりますけれども、ことし12、1、2、3と4カ月しかございません。この事業は、うちのほうの予定でいきますと、3年間ソフト事業をやるという計画でいきます。出したのは平成25年度、一応やるということでございます。それで25年度、最初の年は、発電事業の開始に向けた取り組みの実施ということで、主にノウハウの取得というか、そういうことを主にやっております。来年また予算要求するわけでございますけれども、来年はいろいろのノウハウの研修というようなこともさらにやって、3年ぐらいソフト事業をやりたいと。それでそれから結論を出して、するかしないかということを経済的にやる予定でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 今、説明いただいたんですけれども、3年間のソフト事業ということで補助金等の要求をして、今後も3年間のソフト事業の、これは再スタートということですか、そういうことですね。それは後で答えていただけるとありがたいんですけれども。

研究の事案というので、具体的にさっき畜産の堆肥と尿の処理とか、遊休農地ということなんですけれども、先ほど最初に、農業者主体、農ということは、この農業者という部分が、例えばどういう、その委員さんも先ほど設定するということだったんですけれども、具体的にどういうメンバーになってもらう予定なのか。早くも4カ月しかないから、やらなきゃいけないということで、ある程度具体的に執行部のほうで考えていることがあると思うんですけれども、その辺も、委員のメンバーとかどうしているのかも含めてご説明いただきたいんです。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、南議員のお話の中で、具体的なということでございますけれども、うちのほうも予算提示をさせていただいて、それで予算をとったならば、至急そういった細かなものについて手がけるということでございます。構想としては、先ほど申し上げましたように、農業の生産物、それから民間から出た野菜のくずとか、そういったものを対象に研究をうちのほうはしようということでございます。そして3年間やるという話でありますけれども、今年度3月末にこの430万円

事業の成果を、どういう研究をした、どういう方法でなったというのをちゃんと国に出しまして、その国から、これなら榛東さん、もう少し研究をしてくださいよというお墨つきがつかなければ、終わりです。それが3年間猶予があるということでございます、予算的に。

[発言する声あり]

○村長（阿久澤成實君） 委員会は今、私ども考えているのは、農業者を中心ということですから、農業をやっている方、それから畜産業を営んでいる方、それから議員さんでは担当委員会、それから農委員会の代表というような形で研さんをさせていただこうかなと、これは案でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番（南 千晴君） 今、委員会のメンバーと、案という形ですが、村長のほうからお話がありまして、ただ、もし議員が委員会のメンバーだと、委員会の謝金というのは、監査委員さんとか決まったものに対して、私たちは報酬がもらえますけれども、ほかの委員に関しては、そういったお金は基本的にはもらえないと思うんですが、そうすると、やっぱり費用弁償の部分が8万円ということで、もし議員が視察に行くのであれば、その費用のこの計算の仕方がちょっとどうかなという部分があるんですけれども、そのあたりはどう考えているんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長（立見清彦君） 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業実施要綱というのが、平成25年5月16日にできまして、その中で、今回の事業につきまして、補助対象経費というのが決められております。それによりますと、専門員手当、補助賃金、委員謝金、旅費、会場借料、会議費、印刷費、資料購入費、消耗品、通信運搬費、こういうことが決められておまして、この中で予算を組みました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後3時50分休憩

午後3時52分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小野関君。

[5番 小野関武利君発言]

○5番（小野関武利君） 5番、小野関であります。

先ほどの村長の説明では、3月いっぱい調査研究の報告書を出すと、認められなければ、それで

打ち切りになるよということでありました。結果的に調査研究した結果が、方向も計画も立てられなかったといった場合には、この430万というのは、罰則じゃありませんけれども、何か返さなければならんというような事態はあるんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この事業を取り上げたのは、なぜ取り上げたかという、議員さんもお存じのように、メガソーラーを設立したときに、当村も自然エネルギーの推進の村という条例をちゃんと立ち上げております。そんな中で、やはりそういった問題を取り上げながら、民間でも、それから農業者のそういった遊休農地を生かしながらもできないかということで、糸口を見つけて、この予算計上をさせていただいたわけです。

そんな中で、先ほどから話されますように、調査研究ということで報告をし、そして国のほうで、ああ、これじゃだめだよといえればそれまで、調査費は計上することはありません。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 自然エネルギー関係にありましては、ソフトバンクもしかり、施策のソーラーパークもそうなんですけれども、なかなか急に、いきなり出てきて、ここで日にちがないから、ひとつ頼むというような状況が生まれてきて、三度目かというふうに思っております。そうした中で、3月いっぱい調査研究の報告書を出して方向をまとめるということになりますと、3カ月というのはあっという間に過ぎてしまって、本当に大丈夫なのかという思いがあるわけでありまして、その辺の部分、村長のお考えをお聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今回もご案内のように、きょう補正を出し、そしてまた、12日には9号かな。

きょうは7号、それで次に8号、9号と出させていただいています。それで、その7号、9号は、アベノミクスの事案の中で、物すごく進んでいる中でそれを確保する。そしてまた、その事案を見つけて村にそれが当てはまるかどうかというのを、やっぱりやっているわけです。それがアベノミクスの、きょう挨拶でちょっと申し上げたんですけれども、非常に早い段階で動いているので、その飛びつきにできないと、もう置いていかれちゃうというようなアベノミクスの出し方なんです。それですから、先ほども申し上げましたように、10月30日に選定されたというのが急に来まして、それからこの事案をつくって出させていただけると。それで議長とも相談したんですけれども、私は12日でどうだというお話はしたんですけども、係のほうから、それから総務課長のほうから、いや、ぜひともこれを通していただければ、早目に手をつけなければ間に合わない。今から言っても3カ月余りだか

ら、間に合わないというような観点から、あえて今回出させていただいたということで、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） もう1点でありますので。

先ほど村長の答弁の中で、家畜ふん尿メタンガス発生させて発電ということがありました。メタンガス、これは取り出せることは可能だということは私も承知しておりますが、かなり非効率な、ガスを出すのに、かなりの量を使って取り出すメタンガスというのは、そんなに大量に取り出せるものじゃないというふうに私自身考えておまして、非効率な状況かなとは思っております。そのメタンガス一本でいくのか、それともほかに何か、これもやりたいというものがあつての話なのか、その辺の状況をお考えをお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常にこれは難しい事業だというふうに私も認識しております。それから、この事業に対して、燃料電池を電気にかえるというような仕組みで進めていきたいと思っておるんですけども、いろいろな面でそれは数量というか、電力にかかわるいろいろな材料というか、電気にかかわるものがあるかどうかと。調達できるかどうかという心配もありますけれども、それらをクリアして初めてできるわけでございます。それをクリアするための研究ということで捉えていただければありがたいと思います。

それで、農業者には、一応野菜くずとか、野菜の余ったものとかというものもございまして。それからそのほかに、遊休地利用で、作物としてコーリャン、これが非常にメタンガスの発生率が多いということ、調べの上で上がっております。それで栽培も楽だということでもありますので、それらも視野に、案ですけども、提案してみたらどうかというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

11番、岩田君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番、岩田です。

先ほどから村長、いろいろ説明あったわけですが、この国庫補助430万を受けるに当たり、いろいろな事業計画を出した上で、この額が決定されたのか。それとも漠然的に、ただ手を上げれば430万が来たのか。何か先ほどからいろいろな構想の説明があったんですが、そういう資料があるのであれば提出していただきたい。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 榛東村では昨年だったか、県の補助で小水力の研究をさせていただきました。次が一応バイオというふうな形で、もうソーラー発電の場合には現実にやっておるというふうなことで、ここで波だとかいうようなわけにもいきませんので、一応バイオが一番あれかな、身近な問題で、村のためになるかなということ、一応そういうふうな形で研究をしたいというふうなことは、国のほうに申し添えてあります。それによって、一応研究テーマというのは恐らくバイオになるんじゃないかというふうに思います。そのためのこれは補助金です。研究費です。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 今、畜産のバイオマスの話も出たんですが、過去においては農政懇等で視察にも数回行ったわけですが、長野に行つては堆肥センター、そして岳温泉のほうの、やはりこの堆肥とか、旅館の野菜とか、廃棄物を利用した施設等の視察が当時あったんですが、やはりこういった施設をつくる、いわゆる迷惑施設にも当たるかと思うんですが、その施設の所在地、またそこに対する搬入経路、そういったものが心配されて、当時は事業化されなかったわけですが、今回どのくらいの規模でどの辺のところというのは、これからの設定になるのか。もう規模はこのくらいやるというので決まって、関係者の同意は得ているんだから、それのところの説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） そういう点はまだ白紙の状況です。その研究をするために、今ここで上程をされているというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） それでは、この事業がどんどん進んで、実際事業化になったときのその先のことは、一切考えていないですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） やるからには成功するように祈っておるんですけども、やはりいろいろの問題等が出て、そして我々が研究したのと、それから報告したのと、国からの補助金をいただいていますので、国が何というか、我々の考えとは違う、これはだめだというものになれば、そのときに分かれが出るということだと思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

10番、柳田さん。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 35ページの15節の工事請負費の説明をして……。

[発言する声あり]

○議長（高橋 正君） 議案第88号でお願いします。

暫時休憩します。

午後4時4分休憩

午後4時4分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第88号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 賛成12人、反対1人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第5、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情綴の一覧表により、順次付託を行います。よろしいでしょうか。

請願受理番号5号、全群馬教職員組合、代表、石田清人氏、紹介議員、柳田キミ子さんの、「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める請願は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

請願受理番号6号、第13区、区長、小野関守氏、同区、区長代理、一倉隆氏、紹介議員、小野関武利氏、南千晴さんの、村道上サ5号線の拡幅改良舗装工事についての請願は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号第13号、第7区、区長、岩田哲氏、同区、区長代理、高橋茂氏、村道柳沢18号線改良舗装工事の陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号12号、公益社団法人日本理科教育振興協会会長、大久保昇氏、理科教育設備整備補助予算についてのお願い、受理番号14号、公益社団法人認知症のひと家族の会、代表理事、高見国生氏、

群馬県支部代表、田部井康夫氏、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書の2件につきましては、資料配付といたします。



◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしましたので、平成25年第4回定例会第1日目を散会とします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時7分散会

平成 2 5 年第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

1 2 月 1 2 日 (木)

平成25年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

平成25年12月12日（木曜日）

議事日程 第2号

平成25年12月12日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 6号 榛東村監査委員の選任について
- 日程第 3 議案第84号 榛東村地域の元気臨時交付金事業基金条例について
- 日程第 4 議案第85号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第86号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第87号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第89号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 8 議案第90号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第91号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第92号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第93号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第94号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第13 請願・陳情について
- 日程第14 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

本日は、区長の皆さんの傍聴、大変ご苦勞さまです。傍聴されます皆様申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静肅に傍聴されますようお願い申し上げます。

ただいまから、平成25年榛東村議会第4回定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付しました議事日程に従い、会議を行います。

その前に、総務課長から先日の議会の訂正があるそうなので、総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 12月3日に行われました議案第88号の説明の中で誤りがございましたので、訂正させていただきます。旅費の説明の中で、議員旅費につきましては普通旅費と説明しましたが、費用弁償の誤りです。

以上です。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

11番岩田好雄君、12番岸昭勝君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 同意第6号 榛東村監査委員の選任について

○議長（高橋 正君） 日程第2、同意第6号 榛東村監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） おはようございます。第2日目の議会、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程いたしました榛東村監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。

氏名は岩崎唯雄様です。提案理由のご説明を申し上げます。現在、監査委員をお願いしております岩崎唯雄さんが、この12月31日をもちまして任期満了となります。岩崎さんについては、皆さん、ご存じのとおり、榛東村新井53番地1にお住まいで、昭和16年11月18日生まれの現在72歳でございます。岩崎さんは、法政大学の法学部法律学科を卒業後、群馬銀行に入学し、尾瀬支店長、高崎支店長、月夜野支店長並びに本部の関連事業室長としてご活躍されました。また、昭和55年に関連会社の群銀システムサービス株式会社へ取締役として出向し、ご活躍されました。平成14年に退職し、その後は、自宅で農林業を営んでおりましたが、平成18年1月1日から榛東村の監査委員としてご活躍されております。その監査方法につきましては、群銀時代に養いました経験と知識を遺憾なく発揮されまして、的確なご指摘をいただき、そのおかげさまで事務処理改善等を図られてきました。このように経験豊富な方でありまして、監査委員に最も適した人物と思っております。引き続き、1月1日から4年間、監査委員をお願いしたいと考えておりますので、議会の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第6号 榛東村監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第3 議案第84号 榛東村地域の元気臨時交付金事業基金条例について

○議長（高橋 正君） 日程第3、議案第84号 榛東村地域の元気臨時交付金事業基金条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、議案第84号 榛東村地域の元気臨時交付金事業基金条例について、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。

日本経済再生に向けた緊急経済対策、平成25年1月11日、閣議決定を受けて、平成25年3月29日に制定された地域の元気臨時交付金、地域経済活性化雇用創出臨時交付金について、平成25年度充当残額を次年度において充当できるようにするため、新たに基金を設置しようとするものでございます。

本臨時交付金は、使途の制約がございまして、充当できるものは土木施設、建築物などのハード事業でございます。

なお、地域の元気臨時交付金事業は、平成24年度国の補正予算における地域経済の活性化等交付金でございます。積算としましては、国庫補助事業の補助裏のおおむね80%に相当する額でございます。交付見込額は9,587万7,000円でございます。

具体的には、本定例会の一般会計補正予算（第8号）に計上されているもので、本臨時交付金のうち、5,081万1,000円を積み立てたいというものでございます。

条例の説明につきましては、新たに条例を制定するもので、条文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、記号の括弧の朗読は省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。

榛東村地域の元気臨時交付金事業基金条例。

設置。

第1条 この条例は、日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）を受けて、平成25年3月29日に制定された地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）制度要綱に基づく事業を実施するため、榛東村地域の元気臨時交付金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（積立期間）

第3条 基金として積み立てる期間は、平成27年3月31日までとし、平成26年度出納整理期間内に積立金は整理するものとする。

（管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 この基金は、地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）実施計画に定めるものに要する経費に充当する場合に限り、処分することができる。

(事務処理)

第7条 基金の運用及び処理については、基金の運用及び処理にかかる計画を作成するとともに、毎年度その運用及び処分について調書を作成するものとし、前条に規定する対象事業ごとの基金の運用状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年5月31日限りでその効力を失う。

以上が本条例の説明でございます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 第7条に、基金の運用及び処分にかかる計画を作成するというふうになっておりますけれども、現在もう計画はできているんですか。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） この部分につきましては、来年度どういうふうにするということを、計画を県を通じて国のほうへ上げないと承認されないということで、計画は、予定でございますけれども、できてございます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そうしますと、先ほども説明がありましたけれども、基金に5,081万積み立てるわけですね。残りが、そうすると三千数百万ね、これについては、もう補正予算か何かに組まれているんですか。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 先ほども申し上げたんですけれども、本定例会に出してあります一般会計補正予算に計上されているものでございます。補正、何億かちょっと忘れちゃったけれども、

学童保育については、一次分として財源充当してございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それについては、今議会での補正になっていますか。そうじゃなければ、いつの議会か、ちょっと具体的に教えてください。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 本議会、先ほども申したとおり、一般会計補正予算（第8号）に計上されているものでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時12分休憩

午前9時12分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第84号 榛東村地域の元気臨時交付金事業基金条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第85号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第85号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。新旧対照表につきましては、1ページ、例規集につきましては、第2巻809ページから809の4ページとなっております。

提案理由でございます。

地方税法の一部改正により、延滞金の割合が見直されたことに伴い、それに準じ所要の改正を行うものでございます。榛東村行政財産使用料条例、平成12年榛東村条例第1号について、地方税法の一部改正に伴い、延滞金割合が引き下げられたことから、それに準じ所要の改正、延滞金割合の引き下げを行うものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

榛東村行政財産使用料条例、平成12年榛東村条例第1号の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。

なお、これ以降につきましては、新旧対照表で説明させていただきたいと思っております。

なお、記号の括弧の朗読は省略させていただきます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

右側が現行、左側が改正案、アンダーライン部分が改正箇所でございます。

3、当分の間、第8条第2項に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下、この項において同じ。）が、年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とするものでございます。

日数につきましては、榛東村税条例を基準にするもので、かいつまんで説明しますと、納付基準に納付されなかった場合、20日以内に督促状を送付して納付していただくわけですが、最初の1カ月間は、現行の場合7.3%、改正案の場合、特例基準割合、年4.3%に1%加えた5.3%とするも

のでございます。

なお、特例基準割合として1%を加えたものが7.3%を超える場合は、7.3%とするものでございます。

次に、次の1カ月以降につきましては、現行は、納付期限の翌日から納付までの間、年14.6%、改正後は、特例基準割合年4.3%に7.3%を加えた11.6%とするものでございます。

なお、特例基準割合と7.3%を加えたものが14.6%を超える場合は、14.6%とするものでございます。当分の間、このようにするというものでございます。

議案書の4ページに戻っていただきたいと思えます。一番下の部分でございます。

附則でございます。

この条例は、平成26年1月1日から施行するというものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 課長に1つお伺いしますけれども、当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合とあるんですけれども、どういうときのことを言うんですか。この7.3%を超えるというのは。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 先ほども説明したとおり、特例基準割合、これ前年の11月に基準が出るわけですけれども、これが現在のところ4.3%というところでございます。これがこの1%と4.3%でございますので、この1%を加えたものが年7.3%を超える場合は、7.3%とするということでございますので、その特例基準割合が6.3%未満の場合はこれですけれども、6.3%を超えた場合については、年の1%と加えて7.3%を超える場合は7.3%とするというものでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

12番、岸君。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 行政財産というのは、具体的にどんなものがあるか、ちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） まず、決算書等で見ますと、住宅使用料なり、防災無線の関係も、廃止になってしまいましたけれども、その使用料、また、道路等におきます電柱使用料等々でございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第85号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することと賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第86号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第86号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 申しわけありませんけれども、字句の訂正をお願いいたします。大変申しわけありません。6ページ2項以下5行目、6行目の「特別基準割合適用年」となっております。特別でなく「特例」の誤りでございました。大変申しわけありませんでした。新旧対照表につきましても、同じです。

それでは、榛東村下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由ですけれども、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。

榛東村下水道条例（平成7年）榛東村条例第16号の一部を次のように改正する。附則に次の2項を加える。内容につきましては、新旧対照表2ページをお願いいたします。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

延滞金の割合の特例。

2項 当分の間、第28条第3項に規定する延滞金の年7.3%の割合及び年14.6%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とし、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とする。

3ページ、経過措置ですけれども、3項、前項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものに適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案書6ページへ戻っていただきまして、施行期日ですが、この条例は、平成26年1月1日から施行する。例規集につきましては、3の1221の15ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第86号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第87号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第6、議案第87号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

預かり保育時間の延長を行うものでございます。

議案書8ページをお願いいたします。

当条例につきましては、例規集の1319ページから1320ページにございます。新旧対照表につきましては4ページでございます。

平成26年度から早朝預かり保育を現行8時から8時30分を7時から8時30分に、長時間預かり保育を現行午後2時から午後4時を、午後2時から午後6時に改正するものでございます。説明につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。右側が現行、左側が改正案でございます。

現行の早朝預かり保育、午前8時から午前8時30分、1人月額1,000円を、改正案では、午前7時から午前8時30分、1人月額3,000円、午前7時30分から午前8時30分、1人月額2,000円、午前8時から午前8時30分、1人月額1,000円に、長時間預かり保育、現行の午後2時から午後3時30分、1人月額3,000円、午後2時から午後4時、1人月額4,000円を、改正案では、午後2時から午後3時30分、1人月額3,000円、午後2時から午後4時、1人月額4,000円、午後2時から午後4時30分、1人月額5,000円、午後2時から午後5時、1人月額6,000円、午後2時から午後5時30分、1人月額7,000円、午後2時から午後6時、1人月額8,000円に、休業日一時預かり保育の現行午前8時30分から午後4時を、改正案では、午前7時から午後6時に改めるものでございます。

議案書の8ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、預かり保育の実施につきましては、別に要綱で定めております。例規集の1321ページから1322ページにございます。榛東村立幼稚園預かり保育管理要綱につきましても所要の改正を行うものでございます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） これによって、職員の人数をふやすのか。また、配置がえをするのか。その辺をひとつお聞きします。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） まず早朝預かりの部分でございますが、午前7時から8時半までということで1時間半でございます。この後の8時半以降につきましては、子育て支援センターを12時まで行う予定でございます。7時から12時までの5時間につきましては、1名の新規の臨時職員。これにつきましては、教諭あるいは保育士の資格を持っている方、また午後2時から午後6時までの長時間預かり保育につきましては、現在、両園とも10人ほど利用がございますが、2名の臨時職員の配置を予定しております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうすると、若干ではあるかと思うけれども、経費はこれに伴って増額をするということなんですね。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 時間が早朝、あるいは午後の長時間預かり保育、これは時間が増してございますので、その部分で臨時職員の次年度の給与、そういうものの部分でふえております。また、午前中の子育て支援センター、この部分で当然、新規にふえるということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

3番、小山君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 既に平成26年度の入所受け付けを行っていると思うんですが、南・北それぞれ申し込み状況わかりましたら、教えてください。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時32分休憩

午前9時33分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 正確な数字は今手元にございませんが、南幼稚園のほうでは、3歳児クラス、現在1クラスでございますが、30人ほど申請来てございまして、次年度については、この部分について2クラスにするということございまして、全体では10名ほどふえてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第87号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前9時34分休憩

午前9時34分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第7 議案第89号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について

○議長（高橋 正君） 日程第7、議案第89号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成25年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、地域の元気臨時交付金の確定見込みによるものでございます。これを受けて各事業に充当することにより一般財源が浮いてきたことにより、財政調整基金などの増減を行うものでございます。

歳出につきましては、先ほどご可決いただきました榛東村地域の元気臨時交付金事業基金条例に基づきまして、同基金に積立金などをお願いするものでございます。

21ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

13款分担金及び負担金、補正額4万5,000円、計7,005万9,000円。1項負担金、同額でございます。

14款使用料及び手数料、補正額13万7,000円、計3,018万6,000円。1項使用料、補正額13万7,000円、計2,192万6,000円。

15款国庫支出金、補正額8,005万2,000円、計6億6,128万5,000円。1項国庫負担金、補正額632万4,000円、計3億3,315万3,000円。2項国庫補助金、補正額7,346万6,000円、計3億2,360万3,000円。3項国庫委託金、補正額26万2,000円、計452万9,000円。

16款県支出金、補正額2,188万6,000円、計3億8,645万4,000円。1項国庫負担金、補正額55万6,000円、計1億8,158万3,000円。2項県補助金、補正額2,145万5,000円、計1億7,726万6,000円。3項県委託金、補正額12万5,000円の減、計2,760万5,000円。

17款財産収入、補正額316万1,000円、計6,110万3,000円。1項財産運用収入、補正額9,000円の減、計5,792万円。2項財産売却収入、補正額317万円、計318万3,000円。

19款繰入金、補正額5,348万6,000円の減、計4億7,494万9,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

21款諸収入、補正額91万5,000円、計3,265万7,000円。4項雑入、補正額91万5,000円、計2,951万3,000円。

歳入合計、補正前の額51億6,238万7,000円、補正額5,271万円、計52億1,509万7,000円でございます。続きまして、22ページをお願いいたします。歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額27万9,000円、計9,434万2,000円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費、補正額5,302万8,000円、計7億5,530万2,000円。1項総務管理費、補正額5,484万5,000円、計6億2,057万4,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額179万4,000円の減、計3,460万

7,000円。5項統計調査費、補正額2万3,000円の減、計60万6,000円。

3款民生費、補正額1,124万9,000円、計17億2,193万1,000円。1項社会福祉費、補正額31万2,000円、計10億3,152万6,000円。2項児童福祉費、補正額1,093万7,000円、計6億8,943万2,000円。

4款衛生費、補正額602万7,000円の減、計3億128万5,000円。1項保健衛生費、補正額19万3,000円、計1億8,507万6,000円。2項清掃費、補正額622万円の減、計1億1,620万9,000円。

5款労働費、補正額6万7,000円、計443万円。1項労働諸費、同額でございます。

6款農林水産業費、補正額536万円、計3億1,577万1,000円。1項農業費、補正額536万円、計2億9,880万9,000円。

7款商工費、補正額24万1,000円、計3,909万円。1項商工費、同額でございます。

8款土木費、補正額63万2,000円の減、計5億34万7,000円。2項道路橋梁費、補正額296万円、計2億2,696万4,000円。

次のページをお願いいたします。

5項都市計画費、補正額359万2,000円の減、計2億5,501万1,000円。

9款消防費、補正額711万3,000円の減、計2億5,628万4,000円。1項消防費、同額でございます。

10款教育費、補正額268万6,000円、計9億3,466万3,000円。2項小学校費、補正額180万円、計2億8,702万6,000円。3項中学校費、補正額20万円、計8,229万4,000円。4項幼稚園費、補正額139万6,000円、計1億2,763万8,000円。5項社会教育費、補正額31万3,000円、計1億9,324万円。6項保健体育費、補正額102万3,000円の減、計1億3,916万4,000円。

12款公債費、補正額642万8,000円の減、計2億8,103万円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額51億6,238万7,000円、補正額5,271万円、計52億1,509万7,000円でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

追加でございます。

3款2項、目は2目児童措置費でございます。金額496万8,000円でございます。電算委託が年度内に完了しない見込みのため、翌年度に繰り越すものでございます。

29ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

下から2枠目、15款1項1目民生費国庫負担金、補正額632万4,000円は、24年度の実績報告に伴い、不足分を精算するものでございます。

その下の枠、上の段でございます。

15款2項1目民生費国庫補助金、補正額1,217万2,000円の減は、国庫補助金から県補助金に移行することに伴い、減額するものでございます。

その下の段でございます。

15款2項8目地域の元気臨時交付金、補正額8,563万8,000円は、同交付金の確定見込みによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

下の枠でございます。16款2項2目民生費県補助金、補正額2,139万6,000円の内訳は、5節児童福祉費補助金で、主なものは説明欄2行目、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございます。年度途中で創設されたものでございます。一番下の行、子育て支援交付金からの移行事業費補助金1,215万円は、同補助金の単価の改正と、国庫補助金から県補助金に移行したものでございます。

32ページをお願いいたします。

17款2項1目不動産売払収入、補正額317万円は、旧役場庁舎付近の県道の歩道改修に伴い、村有地を県に売り払うものでございます。

真ん中の枠、19款1項1目基金繰入金、補正額5,348万6,000円の減でございます。説明欄1行目、財政調整基金繰入金4,295万9,000円の減は、地域の元気臨時交付金を各事業に充当することにより、浮いてきた一般財源を同基金の繰り入れを減額するものでございます。

2行目、農業用水維持管理基金繰入金は、歳出の農業用水維持管理費の電気料の値上げに伴い、補正分を同基金から繰り入れるものでございます。

3行目、同じく地域の元気臨時交付金の充当により、義務教育施設整備基金繰入金1,622万7,000円を減額させていただくものでございます。

34ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

下の枠、2款1項1目一般管理費、補正額120万4,000円は、3節職員手当等で時間外手当等の増加見込みによるものでございます。

35ページをお願いいたします。

上から2段目、5目財産管理費、補正額137万4,000円の主なものは、11節需用費で、電気料金の値上げに伴い、電気料を増額させていただくものでございます。その下の段、6目企画費、補正額5,022万4,000円の主なものは、19節負担金補助金及び交付金56万5,000円の減につきましては、渋川地区広域市町村圏整備組合負担金で、主に運営費等の変更見込み及び平成24年度決算数値等に置きかえたことにより変更となったものでございます。以下、各目の渋川地区広域市町村圏整備組合負担金の説明は省略させていただきます。

次のページ、25節基金積立金5,081万1,000円は、地域の元気臨時交付金事業基金への積み立てでございます。

39ページをお願いいたします。

3款2項2目児童措置費、補正額1,073万円は、13節委託料、子育て支援事業に伴う電算委託料を

計上させていただくものでございます。第2表繰越明許費補正追加のものでございます。その下、19節負担金補助金及び交付金576万2,000円の主なものは、児童保育費に伴うもので、説明欄にある保育所等処遇改善臨時交付金事業補助金571万4,000円を計上させていただくものでございます。

42ページをお願いいたします。

上の枠の上の段でございます。6款1項8目農業用水管理費、補正額572万3,000円は、11節需用費で、農業用水維持管理費に伴うもので、電気料の値上げに伴い電気料を増額させていただくものでございます。

45ページをお願いいたします。

上の枠の下の段でございます。10款2項3目学校建設費、補正額はゼロでございますが、地域の元気臨時交付金を充当することにより、財源内訳のその他、義務教育施設整備基金を減額するものでございます。

46ページをお願いいたします。

10款4項2目園建設費、これも同じく補正額はゼロでございますが、これも同じく地域の元気臨時交付金を充当することにより、財源内訳の一般財源のうち、一般財源を減額するものでございます。

47ページをお願いいたします。

下の枠、12款1項2目利子、補正額651万9,000円の減の主なものは、23節償還金利子及び割引料で、次のページでございます。24年度借り入れ分の借入利率の確定に伴い、利子償還額を減額させていただくものでございます。

48ページの2をお願いいたします。給与費明細書でございます。

1特別職、次のページ、2は一般職で(1)が総括、各表の枠の上の段が補正額、中段が補正前、下段が比較となっております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 歳入の29ページに、土木使用料でふるさと公園使用料滞納分というのがあるんですけども、今年度はどういうふうになっているんですか。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 平成25年度の関係です。毎月使用料という形で賦課をしているんですけども、今現在で1カ月分だけ未納があります。これについては、うちのほうも納めていただく

ように督促をしているところです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） これを貸し出すときにいろいろ条件がついていたと思うんですけども、その辺、借り主はしっかり自覚をしているんですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） それについては貸し出しの契約書がありますので、それに基づいて履行をしております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

7番、南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 7番、南千晴です。同じく29ページの地域の元気臨時交付金について質問いたします。先ほど、課長のほうから、5,081万1,000円は積立金ということで、その残りの学校建設費に1,622万7,000円、あと幼稚園関係に1,860万円ということで、この交付金を充当するというので、学校建設費のほうは、義務教育整備基金からの繰り入れを、その分減額してということなんですけれども、この幼稚園のほうの部分は財調からの繰り入れを減らすような形に財源の組み替えになっているのかを1点聞きたいということ、34ページの2款総務費の部分で、時間外勤務手当ということで、120万4,000円が出ているんですけども、この部分に関しての、職員の何人分でどういった業務の内容に対する時間外手当なのかの説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 1点目でございます。46ページの幼稚園建設費の補正額ゼロで、財源内訳が国県支出金が1,860万円で、一般財源の部分が1,860万円の減ということでございます。これは基金の繰り入れではなくて、今まで一般財源を充当していたものが、元気臨時交付金を充当することにより、一般財源がマイナスの1,860万円ということでございます。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 34ページの時間外手当の関係なんですけれども、これは総務課、基地財政課、会計課職員で、対象となる人数は11名でございます。どのようなことかと言いますと、当初、これは毎年やっぱり補正はしているんですけども、当初予算要求時は、基本給の5%を基本にとっているんですけども、それだけじゃ足りないということで、その後、4月に人事異動がございまし

て、給料の高い人は当然1時間当たりの単価も高くなるわけでございます。それで、4月から9月までの分析をしてみますと、総務課におきましては、前年比17時間20分オーバーしております。基地財政課につきましては58時間15分、これは減っております。また、会計課におきましては65時間ふえております。合計としまして、4月から9月まで24時間5分ふえております。総務課で申しますと、今回どうしてふえたかということになりますけれども、条例制定等行われる場合、村において、独自の条例制定、例えば今回、職員給与を減額というのがあります。それは榛東村独自です。ほかの条例ですと、関連すると、県から大体案みたいなものが来て、それに伴って条例改正するわけですが、村独自の条例とかをつくる場合は、それにどこが関係するとか、そういう細かなところまで調べなくてはならず、結構それに時間を要します。また、ことは住基ネットの入れかえ等ございました。住基ネットを入れかえるにつきまして、担当課と綿密に打ち合わせ、そういうものがありまして、ちょっとその辺で多くなっているかと思えます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） あと、地域元気臨時交付金の最初の活用に答弁いただいた中で、一般財源の繰り入れが約1,800万減ったということだったんですけども、たしか、前回の臨時会の補正予算で、預かり保育室の約3,000万ですかね、の部分は、この交付金を充当させるみたいな、議事録を見ればわかると思うんです。そのような話を聞いているんですが、結局はそれができなかったということではよろしいのかということと、あとは、総務課長のほうで24時間ふえたということで、120万という金額はかなり大きいなと私は思っているんですけども、条例改正等で人数、業務がふえたということなんですが、今、その時間外勤務に関してはどのような管理というか、状況で支給するような形に村の中ではなっているのか。説明してください。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時休憩

午前10時1分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 一般財源が浮いてきたものを、歳入のほうで繰り入れを減額するというものでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時2分休憩

午前10時2分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 全額ということよりも、仮に全額すると、入札等で充当を受け
るのが、この元気臨時交付金オーバーする場合があるということなので、充当率をおおむね75%前後
に設定しまして、仮に入札の残があったとしても、臨時交付金がオーバーしないような形で各事業に
充当してございます。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 時間外の関係なんですけれども、基本的には、残業する課員が所属長に
こういう仕事をしたいので残業させてくださいということで申し出て、所属長がそれを許可する形に
なっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員が指摘することは、いつも念頭に置いて業務をさせているわけでござ
います。それで、今回、120万4,000円の補正をお願いするということは、先ほど課長のほうからお話
がございましたように、ことし特別職、それで、また職員等の国からの要請によって給料を減額した
というものについて、先ほど課長のほうからありましたように、国から来ている条例というか、見本
はあれば簡単に済むんですけれども、これは村の単独の事業ということで、その条例改正とかに必要
以上の手間がかかったというのが第一原因でございます。それで、今のところはそういったもので、
あと3カ月有余はあるわけなんですけれども、その中で万が一残業が出てきたというときに備えて、この
補正をお願いするということでございます。

それと、もう1点は、どういう努力をしているかということでございます。今、職員には、毎週の水曜日ノー残業デーという日を定めまして、徹底させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 時間外手当に関しましては、当初のほうでも、冒頭で課長が5%分は計上し
ているということで、オーバーした分だということでもあります。確かに村の独自の事業ということで、
人件費がその分かったということもありますけれども、やはり何でも時間外で行えばいいやという

考えではなくて、村長がおっしゃいますように、今後もこういった部分に関してふえていかないというか、しょうがない部分に関しては、あれですけれども、なるべく時間内の中で業務ができるように、職員の皆さんのチェックといいますか、そのあたりを徹底していただければと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 肝に銘じて、これからもやらせていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 村長に1つお伺いをいたします。

一般会計補正予算で、今回も5,271万ですか、あるんですが、当初でことしの3月、スタートしたときには、細かい数字はちょっとわかりませんが、47億ぐらいでスタートしたんじゃないかなと。既に5億円が補正として使われて、現在52億1,500万ですかと。そうなりますと、約5億円ぐらいを補正で組んでいるんです。当初の予算編成をするときに、今、時期だと思えるんですけども、村長としては、私はこの5億円を補正でというのは大変大きな額かなというような気がするんです。村長のお考えとして、どのようなところに気を使ってこの予算組みをしているのか。村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 当初予算を立てるときには、本当にこれでいけるのかどうかという最低限のところでは提案をさせていただいております。別に膨らませてやっているものはございません。その中で、今回非常に5億何がしふえたということは、財源の取り崩しもございますけれども。主なものは臨時交付金ということで、今アベノミクスが出ておりますいろいろな事業に対して、榛東村でその資金が使えるかどうかということを精査し、そして、皆さん方にもお諮りしていると思うんですけども、榛東村に必要なもの、榛東村でどうしても取り入れたいものというものについては、その事業に精査をし、そして交付決定を受けて事業をさせていただいているということでございます。その5億何がしの中には特別交付金というものが含まれておって、多くなっているということでございます。ですから、その部分については、事業をしているということでお考えいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 初めに課長が恐らく予算をしっかりと組むわけでございますけれども、足り

なければ補正組めばいいやというようなお気持ちでやっているのか、というような感じも見られないわけではございません。今、村長が言ったとおりだとは思いますが、例えば、細かいこと例えば、電気料ですとか、人件費ですとか、残業ですとかというのは、ある程度見られるのではないのかなと、当初のほうで。というような気持ちがあるんですけれども、足りなければ補正でいいやというお考えはありませんか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 事業というか、執行する上では、絶対にそういう考えはございません。先ほど話しましたように、残業するシステムというのは、ちゃんとしたシステムの中で、前は残業した後、申し入れをしてやっていたという時代がありました。今はそういうことは絶対に許さず、事前に通告し、そして、やっていくということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 万やむを得ずというようなところはあろうかと思えますけれども、今年度、これからですので、しっかりと当初で予算編成をしていただきたいと、こんなことをお願いをいたします。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 現在が52億7,010万円を加えるということで、52億1,500万ほどで、当初につきましては49億5,700万ということで、約2億7,500万ほどの増ということでございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 金井議員の最後の質問の中に、しっかりと組んでやってくれということでございます。それはいつもそういうつもりでやっておりますけれども、事情によっては、どうしても補正をお願いしなければならないという場面が出てきますので、そのときは、また審議をしていただければと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 34ページですね。私もちょっと時間外勤務手当の件について質問をいたします。昔はいろいろあったのは、課長もご存じだと思いますよね。……………

.....実際問題、人間には能力差は確かにあります。人によっては仕事が早い人と遅い人あります。それは仕方がないとして、いずれにしても、時間内に精いっぱいやるという姿勢がやっぱり必要だと思うんですね。

私が議員になって8カ月ぐらいになりますけれども、まだ、表面しか見えないから当たっているかどうか分からないですよ。でも、見た感じでは、まだまだ皆さん勤務時間中に100%の力を出して仕事をやっているというふうには見えないんですね。もちろん、休憩も息抜きも必要ですから、その中には。当然ただただがむしゃらにやって体を壊せばいいということではなくて、簡単に言うと、民間企業でやっているぐらいのつもりで、皆さんにやってもらいたいと。当然のことながら、一生懸命やっている方はおります。ただ、中にはまだまだそこまで意識が改革されていないという人がいるわけですよ。私なんかだって民間にいたときには、持ち帰りの仕事なんてもう連日のようにありました。ただ、そういう仕事に対しては、お前が能力がないんだからというので、残業手当なんかつきませんよね。そういうことがいいということを言っているわけじゃないんですね。ただそういうことを肝に銘じて、やっぱり職員の方にも時間内精いっぱい仕事をして、どうしても必要があるときに限り、残業をすると。その残業を許可するのは、課長に申請を出すらしいですけども、課長もきちっとそれを精査して、許可するか、余りそういう無駄な残業をしているようだったら注意もするというふうにしたほうがいいと思います。今は知りません。以前は課長たちもこう言っていました。出されれば、だめだと言うわけには、言いにくいんだよと。そういうふうには言っていました。でもそうじゃなくて、やっぱりきちっとその辺は社内のコンセンサスをとってやっていく必要があると思うんですよ。村長、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当にいい意見を聞かせていただきました。私だけが聞くんじゃないで、それを担当する課長が聞いたということは、非常に有意義だったというふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑は。

11番、岩田君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番、岩田です。42ページ、8目11節の需用費、農業用水管理費の中の電気料が、先ほどの説明では570万増額になっているわけですが、全て電気料の値上げ分という説明だったんですが、これ当初で6,067万、今回570万の増額ということになりますと、6,600万ほどになるわけですが、前回の9月定例の24年の決算からしますと、そのときは前年5,400万ほどだったわけで、1,200万ほどふえるわけですが、これは純然たる電気料の増額分だけなのか。使用料が前年対比ふえているのか。説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 今回の570万の補正につきましては、東電の電気料、燃料調整費等の増額、これと新井用水機場、長岡用水機場分の契約の更新により25年度から増額になったものでございます。電気料の使用料につきましては、前年より11月末現在で若干少ない使用料になっております。燃料調整費の関係なんですけれども、燃料調整費につきましては、当初6 銭だったものが10月、11月につきましては、キロワット当たり 1 円90銭までふえてございます。その関係による不足分の補正になっております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） もっと簡単に説明してください。純然たる電気料であるか、使用料も含まれているのか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 電気料のみでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第89号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。10時半から再開いたします。

午前10時18分休憩

午前10時30分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第90号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第90号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）についてご説明を申し上げます。

歳入の主なもの、給付費の増額補正に伴いまして、現年度分の療養給付費交付金の増額でござい
ます。

歳出の主なもの、後期高齢者支援金の本年度負担額確定による増額補正でございまして。

議案書の50ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。初めに歳入です。

左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

5款療養給付費交付金、補正額133万4,000円、計1億181万6,000円。1項療養給付費交付金、補正
額、計とも同額です。

8款共同事業交付金、補正額17万4,000円、計2億5,303万9,000円。1項共同事業交付金、補正額、
計とも同額です。

12款諸収入、補正額5万円、計279万2,000円。4項雑入、補正額5万円、計25万8,000円。

歳入合計、補正前の額18億4,293万5,000円、補正額155万8,000円、計18億4,449万3,000円です。

続きまして、51ページをお願いいたします。歳出です。

2款保険給付費、補正額200万円、計12億181万8,000円。1項療養諸費、補正額50万円、計10億
4,778万8,000円。2項高額療養費、補正額150万円、計1億4,242万円。

3款後期高齢者支援金等、補正額1,048万9,000円、計2億1,920万5,000円。1項後期高齢者支援金
等、補正額、計とも同額です。

4款前期高齢者納付金等、補正額2,000円、計28万円。1項前期高齢者納付金等、補正額、計とも同額です。

9款基金積立金、補正額1,098万3,000円の減、計9,888万8,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

11款諸支出金、補正額5万円、計227万5,000円。2項指定公費負担医療費立替金、補正額5万円、計25万2,000円。

歳出合計、補正前の額18億4,293万5,000円、補正額155万8,000円、合計18億4,449万3,000円です。

52ページからの歳入歳出事項別明細書（総括）の明細は、説明を省略させていただきます。

56ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。ご説明を申し上げます。

5款、1項、1目療養給付費交付金の1節現年度分105万円につきましては、歳出での現年度分給付費の増額補正に伴う交付金の歳入額の増額見込みによるものでございます。2節の過年度分28万4,000円は、前年度の実績確定によりまして、追加交付でございます。

8款、1項、1目高額医療費共同事業交付金、2節高額医療費共同事業交付金（過年度分）17万4,000円も、前年度実績確定による追加交付でございます。

12款、4項、5目指定公費負担医療立替金、1節の指定公費負担医療立替金5万円は、現年度分立替金の歳出増額補正に伴う歳入額の増額見込みによるものでございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

2款、1項、1目一般被保険者療養給付費、2目の退職被保険者等療養給付費は、歳入補正を受けての財源内訳の変更でございます。3目一般被保険者療養費、19節負担金、補助及び交付金50万円は、本年4月から7月までの給付状況によりまして、11月以降予測し、増額をお願いするものでございます。

2款、2項、2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金、補助及び交付金150万円も同様でございます。

次に、59ページお願いします。3款、1項、1目後期高齢者支援金、19節負担金、補助及び交付金の1,048万9,000円は、平成25年度分の支援額が確定したことによりまして増額をお願いするものです。

4款、1項、2目前期高齢者関係事務費拠出金、19節負担金、補助及び交付金2,000円は、前年度の拠出金額確定による追加負担による増額でございます。

9款、1項、1目国民健康保険基金積立金、25節の積立金1,098万3,000円の減額は、今回この国保会計内での補正の財源調整のため、基金積立金を減ずるものでございます。

60ページ。11款、2項、1目指定公費負担医療費立替金、19節負担金、補助及び交付金の5万円は、これも本年4月から7月までの給付状況によりまして、11月以降を予測し、増額をお願いするものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第90号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 議案第91号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 日程第9、議案第91号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成25年度事業の消費税の確定及び起債利子確定による補正でございます。

62ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順番に説明させていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

5款繰入金、補正額366万7,000円減、計1億1,909万3,000円。1項繰入金、補正額、計とも同額です。

7款諸収入、補正額254万8,000円の減、計311万6,000円。2項雑入、補正額、同額です。計311万5,000円。

歳入合計、補正前の額6億1,256万5,000円、補正額621万5,000円の減、計6億635万円。

続きまして、63ページ、歳出です。

4款公債費、補正額621万5,000円の減、計1億2,986万5,000円。1項公債費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額6億1,256万5,000円、補正額621万5,000円の減、計6億635万円。

続きまして、65ページ、66ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては、同額のため、説明を省略させていただきます。

68ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

5款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、補正額366万7,000円の減、一般会計繰入金の減額です。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入、補正額254万8,000円の減。確定申告による消費税の還付金の減額です。

70ページをお願いいたします。歳出です。

4款公債費、1項、2目利子、補正額621万5,000円の減、23節償還金、利子及び割引料621万5,000円の減。平成24年度起債の利子の確定による減額となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第91号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第92号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正
予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第92号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましては、新規加入者負担金の増、それに伴う公共ます設置工事等の補正でございます。

72ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は、省略させていただきます。

1款分担金及び負担金、補正額360万円、計552万2,000円。1項分担金、補正額、計とも同額です。

3款繰入金、補正額36万7,000円の減、計1億35万4,000円。1項繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額1億2,941万1,000円、補正額323万3,000円、計1億3,264万4,000円。

73ページ、歳出をお願いいたします。

1款総務費、補正額8万3,000円、計802万2,000円。1項総務費、補正額、計とも同額です。

2款管理費、補正額315万円、計4,166万2,000円。1項管理費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額1億2,941万1,000円、補正額323万3,000円、計1億3,264万4,000円。

75ページ、76ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては、同額のため、説明を省略させていただきます。

78ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項、1目分担金、補正額360万円。内訳ですけれども、長岡地区の分担金264万円、11戸分となります。広馬場地区分担金96万円。

続きまして、3款、1項、1目繰入金、補正額36万7,000円の減。一般会計繰入金の減となっております。

ります。

続きまして、80ページ、歳出です。

1款、1項、1目総務費、補正額8万3,000円。

2款、1項、1目管理費、補正額315万円。15節工事請負費、公共ます設置工事費315万円。新規加入増加分15戸分の工事費でございます。

81ページ、82ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、松岡君。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 長岡地区の農集と広馬場の農集のつなぎ込みの割合をちょっと教えてもらいたいんですけども、何%か。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 9月末現在ですけれども、長岡地区におきましては381戸、接続率が83.7%、広馬場ですけれども453戸、50.3%となっております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 広馬場の農集については、事業を始めて4年までたたないんですけれども、長岡の集落排水については、かれこれもう10年が経過すると思うんですけれども、その間、これからいろいろな面でふぐあいが出てくるところがあると思うんですけれども、これからどのような対応をしていくのかお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 24年度につきましては、長岡の処理場ですけれども、汚泥の乾燥機が故障いたしまして補正等を行っております。広馬場の処理場につきましては、まだ新しいために修繕費等はそれほどかかりませんが、電気料等は増額となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員もご案内だと思うんですけども、農集排、それから公共下水道とも、

住民負担というのは一律にしております。どちらかという、やはり農集排のほうが幾らか雑費はするのかなというような感もするわけですが、ただ公平性から言えば、村民一律ということで今、事業をさせていただいております。

その中で、今、議員がおっしゃいますように、加入率の向上なくしてやはりいい経営はできないというような観点から、長岡でもそれから広馬場地区でも、いろいろな面で加入促進を行っております。1つの例としましては、村内企業者をお願いしまして、その地域に、早く言えば売り込みというか、入ってくださいよという啓蒙もしております、表彰制度も設けております。村内で加入率向上のために努力された企業については、1年に1回の村の総合表彰で表彰規程を去年設けまして、そういう対応をしておりますので、何とか早くこれを100に近づけるような努力をしていきたいと、このように思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第92号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時53分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第11 議案第93号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第93号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について、朗読及び説明をさせていただきます。

議案書84ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、補正額99万2,000円の減、計8,722万5,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億6,127万円、補正額99万2,000円の減、計1億6,027万8,000円。

続きまして、85ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、補正額99万2,000円の減、計8,047万5,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億6,127万円、補正額99万2,000円の減、計1億6,027万8,000円。

86ページから88ページにつきましては、歳入歳出予算の事項別明細書の（総括）でございます。説明は省略させていただきます。

90ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

一般会計繰入金99万2,000円の減額補正でございますが、歳出予算の減額に伴いまして補正をするものでございます。

92ページをお願いいたします。歳出でございます。主なものにつきまして説明をさせていただきます。

1款、1項、1目、11節説明欄の機械器具修繕費30万円の補正につきましては、今年度プレハブ冷蔵庫や食器消毒保管庫などが急に壊れるなど支出が多くありまして、今後の不測の事態に備えるため補正をお願いするものでございます。15節の116万円の減額補正につきましては、今年度スチームコンベクションオーブンを新規導入いたしまして、事業が完了したため減額補正をするものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第93号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 議案第94号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について

○議長（高橋 正君） 日程第12、議案第94号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成25年度榛東村一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の確定見込みによるものでございます。歳出においては、当交付金を受けて各事業の変更見込み額をお願いするものでございます。

94ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。初めに、歳入でございます。

左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

15款国庫支出金、補正額842万3,000円、計6億6,970万8,000円。2項国庫補助金、補正額842万3,000円、計3億3,202万6,000円。

歳入合計、補正前の額52億1,509万7,000円、補正額842万3,000円、計52億2,352万円でございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。歳出でございます。

同じく、左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額1,837万3,000円、計7億7,367万5,000円。1項総務管理費、補正額1,837万3,000円、計6億3,894万7,000円。

8款土木費、補正額995万円の減、計4億9,039万7,000円。2項道路橋梁費、補正額995万円の減、計2億1,701万4,000円。

歳出合計、補正前の額52億1,509万7,000円、補正後の額842万3,000円、計52億2,352万円でございます。

96ページから98ページにつきましては、歳入歳出事項別明細書（総括）表でございます。説明を省略させていただきます。

100ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。ご説明させていただきます。

15款、2項、6目特定防衛施設周辺整備調整交付金、補正額842万3,000円は、同交付金確定見込み額によるものでございます。説明欄1行目、道路改良舗装工事の変更に伴い、充当額を795万円減額、消防団詰所においても200万円の減額、これと二次交付増額分を合わせた842万3,000円、計1,837万3,000円を特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に積み立てるものでございます。

102ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

上の枠、2款、1項、6目企画費、補正額1,837万3,000円は、25節積立金で、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に積み立てるものでございます。

真ん中の枠、8款、2項、3目道路新設改良費、補正額995万円の減は、2号計画道路で17節公有財産購入費900万円の減、22節補償、補てん及び賠償金95万円を減額させていただくものでございます。

下の枠、9款、1項、2目消防費、補正額ゼロで、財源内訳で国県支出金200万円の減、一般財源を200万円とするものでございます。これにつきましては、県詰所の取り壊しが補正対象から除かれたことにより、調整交付金を減額するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第94号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第13、請願・陳情についてを議題といたします。

過日、付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長。

[総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇]

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第4回請願第6号。付託年月日、平成25年12月3日。件名、村道上サ5号線の拡幅改良舗装工事について。

委員会の意見、本路線は、金古広馬場線から北の縦道まで約80メートルで、13区のほぼ中央に位置する路線である。この道路は、児童の通学路及び区民の生活道路として重要な路線であるが、未舗装で狭く、対向車が来れば手前で待機せざるを得ない道路である。また、過去にも道路計画がなされた道路ですが、地権者の賛同が得られず、頓挫していました。今回は、地権者の賛同も得られ、危険な道路の解消と事故発生時の緊急対応が図れる。

よって、本路線は、採択とする。

審査結果、採択。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会は、付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第4回陳情第13号。付託年月日、平成25年12月3日。件名、村道柳沢18号線改良舗装工事について。

委員会の意見、本路線は未舗装のため、たび重なる豪雨などにより路面が洗掘され、側溝も整備されていないため雨水が農地に流入し、農産物に被害が出ています。また、今後も地元住民の利用は

年々ふえることが想定される。

よって、本路線は、採択とする。

審査結果、採択。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成25年第2回第4号。区分、陳情。提出者、霞山カントリー倶楽部、株式会社ロイヤルヴィレッジゴルフ倶楽部、代表取締役 市川金次郎。件名または要旨、村有林借地料減額のお願ひ。以上です。

○議長（高橋 正君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。

平成25年第4回請願受理番号第6号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

平成25年第4回請願受理番号第6号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成25年第4回陳情受理番号第13号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

平成25年第4回陳情受理番号第13号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成25年第2回陳情受理番号第4号は、継続審査の申し出がございました。

したがいまして、閉会中の継続審査を許可いたします。

続いて、南文教厚生常任委員長より審査の報告を求めます。

南文教厚生常任委員長。

[文教厚生常任委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員長（南 千晴君） 請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第3回陳情第11号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、心身障害者のためのケアホーム付きグループホーム設置に関する陳情について。

委員会の意見、親亡き後の子供の将来を心配する気持ちは理解できる。しかし、現在グループホーム等を行政が運営している例は見られず、村で行うのではなく、NPO法人や社会福祉法人が運営すべきだと考える。まずは、心身障害児（者）父母の会でNPO法人、社会福祉法人を立ち上げ、ケアホーム付きグループホームを設置するなど、自助努力をしていただきたい。

村でも、設置や運営に関しわからないことや不安があれば助言や指導は進んで行うとのことである。

よって、本陳情は、不採択とします。

審査結果、不採択。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成25年第4回第5号。区分、請願。提出者、全群馬教職員組合、代表 石田清人。件名または要旨、「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める請願。

以上です。

○議長（高橋 正君） ただいま、南文教厚生常任委員長より審査の報告がありました。

平成25年第3回陳情受理番号第11号は、審査の結果、不採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第3回陳情受理番号第11号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり不採択に決定いたしました。

平成25年第4回請願受理番号第5号は、継続審査の申し出がございました。

したがいまして、閉会中の継続審査を許可いたします。

以上をもちまして、日程第13、陳情・請願についてを終わります。



◎日程第14 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋 正君） お諮りします。

日程第14、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを、会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第14から日程第16までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第71条の規定により、お手元に配付中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第17 議員派遣について

○議長（高橋 正君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、榛東村会議規則第113条の規定により、議会で議決することになっております。

現在、中毛町村会主催講演会が確定しております。

したがって、お手元に配付いたしました件名のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した件名のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎議長挨拶

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3日の開会以来、本日までの10日間、6名の議員からの一般質問、条例の制定・一部改正、一般会計・特別会計等の補正予算、請願・陳情などについて、熱心な審議、活発な質疑、討論がなされたことに対し、深く感謝申し上げます。

ここで、11月13日にNHKホールにおいて開催された第57回町村議会議長全国大会についてご報告申し上げます。

この大会では、「今こそ、政官産学の各界各層からの英知を結集し、福島第一原子力発電所事故の早期収束と東日本大震災からの一刻も早い復興をなし遂げるとともに、自治能力を高め、都市と農山漁村が共生し得る社会を強力に進めていくことが重要である。国は、地方分権改革を推進するため、本年、地方分権改革推進本部を設置するとともに、第3次一括法を制定したが、依然として残された課題は多く、これまで以上に全国の町村の声に十分耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを大いに期待するものである」と決意宣言が行われ、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議、真の分権型社会の実現に関する特別決議、町村税財源の充実強化に関する特別決議、道州制の導入に断固反対する特別決議、TPPに関する特別決議が朗読・提案され、それぞれ満場一致で採択、決定されました。

また、今月4日には、NHKニュースで、防衛省は、沖縄の基地負担の軽減を図るため、アメリカ軍の新型輸送機オスプレイを、来年2月から3月にかけて群馬県相馬原演習場、新潟県の関山演習場で行われる陸上自衛隊とアメリカ海兵隊との日米共同訓練に参加させる方向で調整に入ったとの報道がありました。

急な発表で驚きを隠せませんが、議会としても防衛省に対し十分な説明を求めています。そして、訓練内容、オスプレイの安全性、騒音等の要請文を執行側と協議し、回答もいただきました。日米安全保障の関係で、国の専決事項で実際来るなどとは言えませんが、村民の安心・安全のために十分な配慮をお願いするものです。

さて、ことしも残りわずかとなりましたが、健康にご留意され、よいお年が迎えられますようご祈

念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

◇

◎閉 会

○議長（高橋 正君） 以上で、平成25年第4回榛東村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 高 橋 正

榛東村議会議員 岩 田 好 雄

榛東村議会議員 岸 昭 勝